

及任用解職に關する件中に改正が行はれた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

第六條 本令中外務大臣、文部大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年七月二十五日關東廳令第二十五號を以て左の如く關東州及南滿洲鐵道附屬地在外指定學校指定規則中に改正が行はれた。

關東州及南滿洲鐵道附屬地在外指定學校指定規則中左ノ通改正ス

第六條 小學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ノ訓導ハ小學校ノ正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者、准訓導ハ小

學校ノ准教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者、學校長ハ小學校ノ本科正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者タル

ヘシ但シ別ニ關東長官ノ指定シタル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ高等女學校ノ教科ヲ授クル學校ニ於テハ第二學年以下ノ教授ヲ擔任セシムル爲小學校本科正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者又ハ關東長官ノ指定ニ依リ小學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ノ訓導タルヲ得ヘキ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七條第二項第五號ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ外支那語、露語其ノ他特別ノ學科ヲ加設スル中學校、高等女學校又ハ實業學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ニ於テハ之カ教授ヲ擔任セシムル爲關東長官ノ指定シタル者ヲ以テ教諭助教諭ニ充ツルコトヲ得

第八條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 破産者

第九條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前關東長官ノ認可ヲ受ケ實業學校ノ教科ヲ授クル在外指定學校ノ教員タルヲ得ヘキ者ハ仍從前ノ例ニ依リ教諭又ハ助教諭タルコトヲ得

昭和五年十一月五日勅令第二百十四號を以て左の如く明治三十八年勅令第二百三十號「在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件」中に改正が行はれ、在外指定學校職員令と稱することとなつた。

明治三十八年勅令第二百三十號中左ノ通改正ス

本令ニ左ノ題名ヲ附ス

在外指定學校職員令

第二條 前條第一項ノ學校ノ學校長及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇トス但シ學校長ニシテ十五年以上前條第一項ノ學校ノ學校長又ハ訓導ノ職ニ在リ現ニ本俸月額百圓以上ヲ受ケ功勞著シキ者ハ南滿洲鐵道附屬地及其ノ他ノ地各三人ヲ限り特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトヲ得

前項但書ノ規定ノ適用ニ關シテハ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル學校ノ學校長ニ付テハ關東州小學校訓導、關東州公學堂教諭又ハ旅順師範學堂訓導ノ在職年數ハ之ヲ通算シ其ノ他ノ地ニ於ケル學校ノ學校長ニ付テハ内地ニ於ケル市町村立小學校又ハ道廳府縣立師範學校ノ訓導ノ在職年數ハ五年迄ヲ限り（在職年數五年ヲ超ユルトキハ五年トス）之ヲ通算ス

第二條ノ二 第一條第二項ノ學校中學校、高等女學校若ハ實業學校ノ學科ヲ授クル學校（實科高等女學校、女子實業學校又ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校ヲ除ク）又ハ之ト同等以上ノ學校ノ學校長ハ奏任文官ト同一ノ待遇トス

第一條第一項及前項ニ規定スルモノ以外ノ在外指定學校ノ學校長及第一條第二項ノ學校ノ教諭ハ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇トス

第一條第二項ノ學校ノ助教諭、舍監及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇トス

第二條ノ三 第一條第二項ノ學校ノ教諭ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ學級數五學級以下ノ學校ニ在リテハ三人以内トシ以上三學級ヲ増ス毎一人ヲ加フルコトヲ得但シ三學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス
學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項ノ定員ノ外トス

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ノ奏薦ハ拓務大臣ニ由ルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り、小學校の學科を授くる在外指定學校の學校長に對して一定の數を限り奏任待遇の途が開かるることとなつた。

昭和七年九月二十七日勅令第二百六十三號を以て在外指定學校職員令中に改正が行はれ、小學校の學科を授くる學校の校長にして奏任待遇となり得るもの數に關する制限が撤廢せられた。

在外指定學校職員令中左ノ通改正ス

第二條 前條第一項ノ學校ノ學校長及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇トス但シ學校長ニシテ效績アル者ハ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相當官等ハ高等官五等以下トス

附則

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三款 私立學校に對する監督

大正十一年五月二十一日關東廳令第四十號を以て左の如く關東州私立學校規則が定められた。
關東州私立學校規則左ノ通定ム

關東州私立學校規則

- 第一條 私立學校ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ依ル
- 第二條 私立學校ヲ設立セムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ校地、校舍及附屬舎ノ平面圖竝立者ノ履歷書ヲ添ヘ關東長官ニ願出テ認可ヲ受クヘシ
- 一 目的
- 二 名稱
- 三 位置
- 四 學則
- 五 教科用圖書
- 六 經費及維持ノ方法
- 第三條 前條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタル後同條第一號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ又ハ設立者ヲ變更セムトスルトキハ關東長官ノ認可ヲ受ケ第六號ノ事項又ハ校地、校舍又ハ附屬舎ヲ變更シタルトキハ關東長官ニ届出ツヘシ
- 第四條 學則ニハ左ノ各號ノ事項ヲ規定スヘシ
- 一 修業年限、學年、學期及休日ニ關スル事項

- 二 學科程度、教授時數ニ關スル事項
 - 三 生徒ノ定員、入學及退學ニ關スル事項
 - 四 入學料、授業料ヲ徵收スルトキハ之ニ關スル事項
 - 五 賞罰ニ關スル事項
 - 六 寄宿舎ヲ設クルトキハ之ニ關スル事項
- 前項各號ノ外必要ト認ムル事項ハ之ヲ學則ニ規定スルコトヲ得
- 第五條 私立學校ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由及生徒又ハ兒童ノ處分方法ヲ具シ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第六條 私立學校ニハ學校ヲ代表シテ校務ヲ掌理セシムル爲校長ヲ置クヘシ
 - 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ私立學校ノ校長又ハ教員ト爲ルコトヲ得ス
 - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
 - 三 懲戒ニ依リ免官又ハ免職ニ處セラレタル後二年ヲ經過セサル者
 - 四 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ第九條ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレタル後二年ヲ經過セサル者
 - 五 關東州在留者取締規則ニ依リ在留禁止ノ處分ヲ受ケ解禁後二年ヲ經過セサル者
 - 六 性行不良ナル者

- 第八條 校長又ハ教員ヲ採用セムトスルトキハ關東長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ解職シタルトキハ關東長官ニ届出ツヘシ
- 第九條 校長又ハ教員ニシテ不適當ト認ムルモノアルトキハ前條ノ規定ニ依ル認可ヲ取消シ又ハ其ノ解職ヲ命スル

コトアルヘシ

第十條 學校ノ設備、授業又ハ其ノ他ノ事項ニシテ教育上不適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ私立學校ノ閉鎖ヲ命スルコトアルヘシ

一 設立者、校長又ハ教員法令ノ規定又ハ法令ノ規定ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ

二 學校ノ經營公安ヲ害シ又ハ教育上有害ナリト認ムルトキ

三 學校ニ於テ三月以上引續キ所定ノ授業ヲ爲ササルトキ

第十二條 本令ノ規定ニ依ル申請及届出ハ總テ設立者ヨリ之ヲ爲スヘシ但シ第三條ノ規定ニ依ル設立者ノ變更ノ場合ニ在リテハ新舊兩設立者連名ヲ以テ願出ツヘシ

第十三條 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ハ支那人ノ設立ニ係ル書房ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現存スル私立學校ニ付テハ在外指定學校ヲ除クノ外本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ第二條各號ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

本令施行ノ際現ニ私立學校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ引續キ當該學校ノ校長又ハ教員タラムトスル者ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ第八條ノ規定ニ準シ認可ヲ受クヘシ

第十四款 教科用圖書

小學校の教科用圖書に關しては、

明治三十九年三月三十一日民政署令第十三號關東州小學校規則には

第九條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニツキ民政長官之ヲ採定シ修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノノ中ニ就キ之ヲ採用ス

とあり、其後明治四十一年二月二十七日關東都督府令第五號改正關東州小學校規則には

第五條 小學校ノ修業年限、教科目、教則、教科用圖書及編制ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外小學校令及文部省令ノ定ムル所ニ依ル(後略)

となつてゐる。而して此點に關しては今日まで渝る所はない。要するに小學校の教科書は文部省の國定教科書を使用するの方針を取つて居るのである。而も内地と事情を異にする滿洲に於て、全然内地と同様の教科書のみ依ることは教育の効果を完うする所以でないので、滿洲教材を主とした補充教科書を編輯して之を併用せしむることとして居る。

支那人を教育する公學堂、普通學堂の教科書に關しては、

明治三十九年三月三十一日民政署令第十四號關東州公學堂規則には

第四條 公學堂ノ教科用圖書ハ民政長官之ヲ定ム

とあり、明治四十一年三月三十日關東都督府令第十五號關東州公學堂規則では

第七條 公學堂ノ教科用圖書ハ關東都督之ヲ定ム
 となつた。其後大正四年三月關東都督府令第九號關東州公學堂規則（第九條）及大正四年六月關東都督府令第十七號關東州普通學堂規則（第十一條）に於ても此點變更なく、大正十二年三月關東廳令第十三號關東州公學堂規則（第十一條）及同月關東廳令第十四號關東州普通學堂規則（第十一條）に於ても、唯教科書を定むる者が關東長官となつたのみで其他には何の變る所もない。而して此等の學校に使用する教科書は、特殊のものを必要とするので、初めは假に修身、日本語、漢文等の教科書を作成して之を使用せしめ、若は支那共和國教科書を代用せしめたが、大正十一年に關東廳に於て南滿洲鐵道會社と共同して教科書編輯に着手し、其事業を南滿洲教育會に委託し、既に多種の書籍を出版したのであつた。

明治四十一年三月五日左記關東都督府告示第二十四號が發せられた。

明治四十一年二月府令第五號關東州小學校規則ニ依り明治四十一年四月一日ヨリ小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書左ノ如シ

尋常小學校

修 身	教 科 目					
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
尋常小學修身書	尋常小學修身書	尋常小學修身書	尋常小學修身書	尋常小學修身書	尋常小學修身書	尋常小學修身書
尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖
尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖
尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖
尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖
尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖	尋常小學修身掛圖

高等小學校

國 語	算 術	地 理	日 本 史	國 語		算 術	地 理	日 本 史	圖 畫
				尋常小學讀本	高等小學讀本				
尋常小學讀本一、二	尋常小學讀本三、四	尋常小學讀本五、六	尋常小學讀本七、八	高等小學讀本一、二	高等小學讀本三、四	高等小學讀本一、二	高等小學讀本三、四	高等小學讀本一、二	高等小學讀本三、四
尋常小學書キ方	尋常小學書キ方	尋常小學書キ方	尋常小學書キ方	高等小學書キ方	高等小學書キ方	高等小學書キ方	高等小學書キ方	高等小學書キ方	高等小學書キ方
尋常小學算術書	尋常小學算術書	尋常小學算術書	尋常小學算術書	高等小學算術書	高等小學算術書	高等小學算術書	高等小學算術書	高等小學算術書	高等小學算術書
尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖
尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖
尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖
尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖
尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	尋常小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖	高等小學算術掛圖

修 身	教 科 目			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書
高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書	高等小學修身書

國語	算術	日本歴史	地理	國畫	英語	商業
高等小學讀本 高等小學書キ方手本 第三學年用	高等小學算術書 高等小學算術書 第三學年兒童用 珠算用	小學日本歴史	小學地理 高等小學毛筆畫手本 男生用第三學年 高等小學毛筆畫手本 女生用第三學年	井上小學英語讀本	鹿野清次郎星野太郎共著 高等小學商業書 教師用 鹿野清次郎星野太郎共著 高等小學商業書 兒童用	鹿野清次郎星野太郎共著 高等小學商業書 兒童用
高等小學讀本 高等小學書キ方手本 第四學年用	高等小學算術書 高等小學算術書 第四學年兒童用 珠算用	小學日本歴史	小學地理 高等小學毛筆畫手本 男生用第四學年 高等小學毛筆畫手本 女生用第四學年	井上小學英語讀本 說明ノ部	鹿野清次郎星野太郎共著 高等小學商業書 教師用	鹿野清次郎星野太郎共著 高等小學商業書 兒童用

明治四十四年三月二十三日左記關東都督府告示第二十六號が發せられた。
 明治四十三年三月三十一號告示第六十一號小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書中左ノ通追加シ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ
 使用ス

尋常小學校

教科目	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
修身	尋常小學修身書教師用 卷三 尋常小學修身書兒童用 卷三	尋常小學修身書教師用 卷四 尋常小學修身書兒童用 卷四		
算術		小學算術書珠算教師用		
日本歴史				尋常小學歴史兒童用卷二
地理			小學地理附圖尋常小學校用	尋常小學地理兒童用卷二
理科			尋常小學理科書第五學年兒童用	尋常小學理科書第六學年兒童用

高等小學校

教科目	第一學年	第二學年
國語	高等小學讀本卷一卷二 高等小學書キ方手本第一學年用上下乙種	

算術	高等小學算術書第一學年教師用	
	高等小學算術書第一學年兒童用	
日本歷史	小學算術書珠算教師用	
	高等小學日本歷史兒童用卷二	
地理	小學地理附圖高等小學校用	
	高等小學毛筆畫帖第一學年	男生用
圖畫	高等小學鉛筆畫帖第一學年	男生用
	高等小學新定畫帖第一學年	男生用 女生用

明治四十五年三月六日左記關東都督府告示第二十五號が發せられた。

明治四十三年三月三告示第六十一號小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書中左ノ通り追加シ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ使用ス

尋常小學校

修身	尋常小學修身書教師用 卷五	第五學年
	尋常小學修身書兒童用 卷五	
教科目	尋常小學修身書教師用 卷六	第六學年
	尋常小學修身書兒童用 卷六	

日本歷史	尋常小學日本歷史教師用 卷一	
	尋常小學日本歷史兒童用 卷一	
理科	尋常小學理科書第五學年教師用	
	尋常小學理科書第六學年教師用	

高等小學校

國語	高等小學讀本女子用 卷一、卷二	第一學年
	高等小學書キ方手本 女子用 第一學年用 上、下 乙種	
算術	高等小學算術書 第二學年教師用	第二學年
	高等小學算術書 第二學年兒童用	
日本歷史	高等小學日本歷史 卷一	
	高等小學日本歷史 卷二	
地理	高等小學地理 卷二	
	高等小學理科書 第二學年教師用	
理科	高等小學理科書 第一學年教師用	第一學年
	高等小學理科書 第一學年兒童用	
圖畫	高等小學毛筆畫帖 第二學年用 男生用	第二學年
	高等小學鉛筆畫帖 第二學年用 女生用	
圖畫	高等小學新定畫帖 第二學年用 男女生共用	第二學年
	高等小學新定畫帖 第二學年用 男女生共用	

大正二年三月八日左記關東都督府告示第三十九號が發せられた。
 明治四十三年三月三告示第六十一號小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書中左ノ通追加シ大正二年四月一日ヨリ使用ス

教科目	第一學年	第二學年
國語	尋常小學讀本卷一、卷二	尋常小學讀本卷三、卷四
理科	尋常小學新定畫帖第一學年男女生共用	高等小學讀本女子用卷三、卷四 高等小學書キ方手本女子用第二學年用上、下乙種 高等小學理科書第二學年兒童用
圖畫	高等小學新定畫帖第一學年男女生共用	
修身	高等小學修身書兒童用卷一	

大正三年五月十五日左記關東都督府告示第五十號が發せられた。

明治四十一年二月府令第五號關東州小學校規則ニ依リ小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書左ノ通改正ス

尋常小學校

教科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
國語	尋常小學讀本卷一、卷二	尋常小學讀本卷三、卷四	尋常小學讀本卷五、卷六	尋常小學讀本卷七、卷八	尋常小學讀本卷九、卷十	尋常小學讀本卷十一、卷十二
算術	尋常小學算術書教師用卷一	尋常小學算術書教師用卷二	尋常小學算術書教師用卷三	尋常小學算術書教師用卷四	尋常小學算術書教師用卷五	尋常小學算術書教師用卷六
日本歷史	尋常小學日本歷史兒童用卷一	尋常小學日本歷史兒童用卷二	尋常小學日本歷史兒童用卷三	尋常小學日本歷史兒童用卷四	尋常小學日本歷史兒童用卷五	尋常小學日本歷史兒童用卷六
地理	尋常小學地理兒童用卷一	尋常小學地理兒童用卷二	尋常小學地理兒童用卷三	尋常小學地理兒童用卷四	尋常小學地理兒童用卷五	尋常小學地理兒童用卷六
理科	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用
圖畫	尋常小學新定畫帖第一學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第二學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第三學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第四學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第五學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第六學年男女生共用
修身	尋常小學修身書兒童用卷一	尋常小學修身書兒童用卷二	尋常小學修身書兒童用卷三	尋常小學修身書兒童用卷四	尋常小學修身書兒童用卷五	尋常小學修身書兒童用卷六

教科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
國語	尋常小學讀本卷一、卷二	尋常小學讀本卷三、卷四	尋常小學讀本卷五、卷六	尋常小學讀本卷七、卷八	尋常小學讀本卷九、卷十	尋常小學讀本卷十一、卷十二
算術	尋常小學算術書教師用卷一	尋常小學算術書教師用卷二	尋常小學算術書教師用卷三	尋常小學算術書教師用卷四	尋常小學算術書教師用卷五	尋常小學算術書教師用卷六
日本歷史	尋常小學日本歷史兒童用卷一	尋常小學日本歷史兒童用卷二	尋常小學日本歷史兒童用卷三	尋常小學日本歷史兒童用卷四	尋常小學日本歷史兒童用卷五	尋常小學日本歷史兒童用卷六
地理	尋常小學地理兒童用卷一	尋常小學地理兒童用卷二	尋常小學地理兒童用卷三	尋常小學地理兒童用卷四	尋常小學地理兒童用卷五	尋常小學地理兒童用卷六
理科	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用	尋常小學理科書兒童用
圖畫	尋常小學新定畫帖第一學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第二學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第三學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第四學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第五學年男女生共用	尋常小學新定畫帖第六學年男女生共用
修身	尋常小學修身書兒童用卷一	尋常小學修身書兒童用卷二	尋常小學修身書兒童用卷三	尋常小學修身書兒童用卷四	尋常小學修身書兒童用卷五	尋常小學修身書兒童用卷六

高等小學校

教科目	第一學年		第二學年	
	修身	國語	算術	日本歴史
修身	高等小學修身書兒童用卷一	高等小學修身書兒童用卷二	高等小學算術書第一學年教師用	高等小學日本歴史兒童用卷一
國語	高等小學讀本卷一、卷二	高等小學讀本卷三、卷四	高等小學算術書第一學年兒童用	高等小學地理兒童用卷一
算術	高等小學書キ方手本第一學年用上下乙種	高等小學書キ方手本第二學年用上下乙種	高等小學算術書第一學年教師用	高等小學地理附圖
日本歴史	高等小學書キ方手本女子用第一學年上下乙種	高等小學書キ方手本女子用第二學年上下乙種	高等小學算術書第一學年兒童用	高等小學理科書第一學年教師用
地理	高等小學算術書第一學年教師用	高等小學算術書第二學年教師用	高等小學算術書珠算教師用	高等小學理科書第一學年兒童用
理科	高等小學日本歴史兒童用卷一	高等小學日本歴史兒童用卷二	高等小學理科掛圖第一學年用	高等小學理科家事教科書第一學年兒童用

國語	第一學年		第二學年	
	修身	國語	算術	日本歴史
修身	高等小學新定畫帖第一學年教師用	高等小學新定畫帖第一學年男女共用	高等小學新定畫帖第二學年教師用	高等小學新定畫帖第二學年男女共用

大正四年三月二十日左記關東都督府告示第二十七號が發せられた。

大正四年三月九號關東州公學堂規則第九條ニ依リ公學堂ニ於テ使用スヘキ教科用圖書左ノ通定メ大正四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

初等科

教科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	修身	國語	算術	日本歴史	地理	理科	漢文	漢文
修身	公學堂教育調查部纂修修身書教授法 第一册	修身書(兒童用) 卷二	同上	同上	同上	同上	同上	同上
國語	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
算術	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
日本歴史	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地理	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
理科	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
漢文	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

高等科

教科目	第一學年	第二學年
修身	公學堂教育調査部纂修 修身書教授法 第五册 同 修身書(兒童用) 卷十九	同上 同上 同上 同上
漢文	同 漢文教授法 卷十九 同 漢文讀本(兒童用) 卷十九	同上 同上 同上 同上

大正六年五月九日左記關東都督府告示第八十六號が發せられた。

大正三年五月告示第五十號關東州小學校教科用圖書中左ノ通改正ス

尋常小學校ノ部日本歴史ノ項第六學年ノ欄ニ「尋常小學校日本歴史教師用卷二」ヲ加ヘ高等小學校ノ部修身、理科ノ項ヲ左ノ如ク改

メ

理 科	高等小學修身兒童用 卷一	高等小學修身兒童用 卷二
	高等小學修身書女生用 卷一	高等小學修身書女生用 卷二
	高等小學理科書第一學年教師用	高等小學理科書第二學年教師用
	高等小學理科書第一學年兒童用	高等小學理科書第二學年兒童用

高等小學理科家事教科書第一學年教師用	高等小學理科家事教科書第二學年教師用
高等小學理科家事教科書第一學年兒童用	高等小學理科家事教科書第二學年兒童用
高等小學理科掛圖第一學年用	

大正十年二月二十二日左記關東廳告示第十五號が發せられた。

大正三年關東都督府告示第五十號中左ノ通改正シ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國語ノ項第一學年乃至第四學年ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

尋常小學 國語讀本卷一、卷二	尋常小學 國語讀本卷三、卷四	尋常小學 國語讀本卷五、卷六	尋常小學 國語讀本卷七、卷八
尋常小學 國語書キ方手本第一	尋常小學 國語書キ方手本第二	尋常小學 國語書キ方手本第三	尋常小學 國語書キ方手本第四
學年用	學年用上下	學年用上下	學年用上下

次に中學校、高等女學校、師範學校及實業學校等の教科書に關しては、

明治四十二年三月關東都督府令第五號關東都督府中學校規則(第六條)、明治四十三年三月關東都督府令第四號關東都

督府高等女學校規則(第五條)には教科書は關東都督の認可を経て學校長之を定むることを規定したが、大正八年十一月

關東廳令第五十六號關東廳中學校規則(第七條)及大正十年三月關東廳令第十四號關東廳高等女學校規則(第九條)に依る

と教科書は文部大臣の檢定を経たるものに就き學校長之を定むるものとし、文部大臣の檢定を経ざる教科書を使用せし

めんとするときは、關東長官の認可を要すべきこととなつた。尙ほ大正十五年六月關東廳令第三十號關東州公立學校規則(第七條)に依ると公立の高等女學校に關しては關東廳高等女學校規則に依るべきものとし、公立の實業學校に關しては學科の種類程度に應じ文部省令たる商業學校規程、工業學校規程、農業學校規程、職業學校規程及實業補習學校規程を準用することとして居る。公立高等女學校に關しては總て關東廳高等女學校規則に依るので、教科書に關することも極めて明瞭であるが、公立實業學校に關して内地の商業學校其他の文部省令に依るといふのでは、教科書に關する限り何等の意味を成さぬ。何となれば此等の文部省令には實業學校の教科書に關しては何等の規定なく、教科書のこととは勅令たる實業學校令中に規定があり、學校長に於て地方長官の認可を得て之を定むることとなつて居るが故である。従つて嚴密に言へば關東州公立實業學校の教科書に關しては、何等の規定なしといふことに歸着する。然し立法者は實業學校に關する文部省令を準用することに依つて、實業學校令に在る教科書は、學校長に於て地方長官の認可を得て學校長之を定むとの規定も亦準用せらるるものと理解したものであるまいか、兎も角此點が甚不明瞭であることは争ふべからざる所である。次に師範學校に就ては大正五年三月關東都督府令第七號旅順高等學堂規則(第七條)には、教科用圖書は關東都督の認可を経て堂長之を定むることと規定し、大正七年四月關東都督府令第二十號旅順師範學堂規則(第五條)及昭和七年四月關東廳令第七號旅順高等公學校規則(第二十七條)にも亦同様の趣旨の規定がある。

此の如くであるが實際に於て中學校、高等女學校、師範學校、實業學校等では修身、支那文、日本語等特殊のものを除く外、多く文部省檢定済の中等學校、實業學校用教科書を使用し、教授上の取扱に於て成るべく滿洲の事情に適合せしむることに注意して居るのである。

次に朝鮮人を教育する普通學校の教科書は朝鮮總督府編纂の普通學校用教科書が使用せられて居る。

第十五款 學校衛生

大正十一年二月四日關東廳令第四號を以て左の如く學生生徒兒童身體檢査規程が定められた。

學生生徒兒童身體檢査規程左ノ通定ム

學生生徒兒童身體檢査規程

第一條 關東州内ノ官公立學校並在外指定學校ハ本令ノ規定ニ依リ毎年四月學生生徒兒童ノ身體檢査ヲ施行スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ身體檢査ノ全部又ハ一部ヲ臨時ニ施行スルコトヲ得

第二條 身體檢査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體檢査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ臨時ニ檢査醫ヲ囑託シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第三條 學校醫及臨時檢査醫ヲ囑託シ能ハサル事情アル學校ニ在リテハ學校長ハ其ノ職員ヲシテ生徒兒童ノ發育(身長、體重、胸圍及概評)ニ就キ身體檢査ヲ行ハシムヘシ

第四條 身體檢査ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ施行スヘシ

- 一 發育(身長、體重、胸圍及概評)
 - 二 榮養
 - 三 脊柱
 - 四 視力及屈折狀態
 - 五 色神
 - 六 眼疾
 - 七 聽力
 - 八 耳疾
 - 九 齒牙
 - 十 其ノ他ノ疾病及異常
 - 十一 監察ノ要否
- 前項ニ掲ケタル各項目ノ外必要ト認ムル事項ニ付テハ特ニ檢査ヲ行フコトヲ得
- 色神檢査ハ在學中一回行ヒタル者ニハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

尋常小學校第四學年以下ノ兒童並普通學堂及公學堂初等科ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神及聽力ノ検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ之ヲ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハ「尺」、衡ハ「貫」ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用キテ度ハ分、衡ハ匁ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴、鞋等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬚アル者ハ小桿ヲ鬚下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸ノ終レル時ヲ測定スヘシ但シ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五 發育ノ概評ハ第六條各號ノ標準ニ依リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎及後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
- 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ裸眼視力一・〇以上ナルヲ正視眼トス
屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ

弱視、失明等モ兩眼ニ就キ各別ニ記入スヘシ

九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十 聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

十一 齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ

十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ特ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」、神經衰弱及精神障礙ニ注意スヘシ

十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第六條 學生生徒兒童ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 七年ヨリ十八年迄ノ男子及七年ヨリ十六年迄ノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重及身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ孰レモ別表發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年年長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルヲ丙トス
別表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス
- 二 十九年以上ノ男子ニ在リテハ身長五尺三寸、體重十四貫三百匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二・七〇以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長五尺一寸八分、體重十三貫匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ二・五一以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルヲ丙トス

第三編 新領土其他に於ける教育

四一二

十七年以上ノ女子ニ在リテハ身長四尺九寸、體重十二貫五百匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カニ・五五以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長四尺七寸五分、體重十貫五百匁、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カニ・二一以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルヲ丙トス

第七條 第一條第一項ノ規定ニ依ル身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ別記様式第一號ノ身體検査票ニ記入スヘシ

身體検査票ハ同一種類ノ學校ニ在學スル間同一人ニ付同一ノモノヲ連年繼續使用スルモノトシ他校ヨリノ轉入者ニ付テハ其ノ者ノ以前在學シタル學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ之ヲ使用スヘシ但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ各部類毎ニ別票ヲ用ウヘシ

第一條第二項ノ規定ニ依ル身體検査ニ依リ發見シタル必要事項ハ之ヲ身體検査票裏面ニ記入スヘシ繼續的監察ノ事項亦同シ

身體検査票ハ學校長之ヲ保管スヘシ

第八條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人又ハ其ノ保護者ニ示シ授業免除、休學、退學又ハ治療、保護若ハ矯正等ヲ要スヘキ者ニ付テハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ又ハ其ノ他必要ナル處置ヲ執ルヘシ

第九條 第一條第一項ノ規定ニ依ル身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ國籍別、男女別及學科部類別ニ別記様式第二號ノ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月迄ニ關東廳直轄ノ學校及在外指定學校ニ在リテハ關東長官ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ民政署長ニ報告スヘシ

民政署長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月迄ニ關東長官ニ報告スヘシ

第十條 特別ノ事情ニ依リ身體検査ヲ行フコト能ハサルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ規定ニ依ル身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

會立普通學堂ニ於テハ當分ノ内本令ノ規定ニ依ル身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

本令ハ當分ノ内支那人タル女生徒兒童ニハ之ヲ適用セサルコトヲ得

(別表)

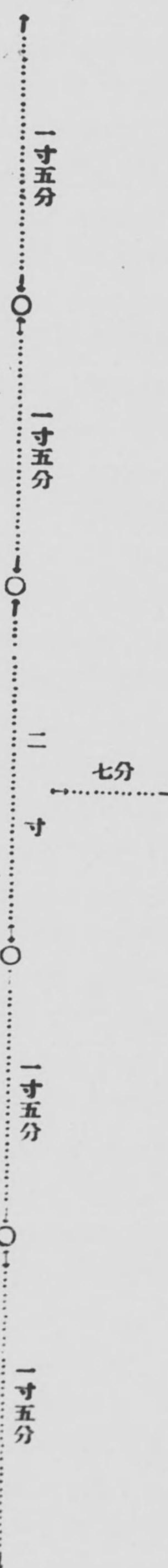
發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身長	體重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身長	體重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
七 年	三・五二尺	四・六六貫	一・三二	三・四八尺	四・五〇貫	一・二九
八 年	三・六七	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三六
九 年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
十 年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一
十 一 年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九
十 二 年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇

十三年	四・四一	七・九七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十四年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十五年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十六年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五
十七年	五・一八	一二・八五〇	二・四八	四・八八	一二・〇三〇	二・四七
十八年	五・二五	一三・五三〇	二・五八			
十九年	五・二九	一四・〇二〇	二・六五			

(様式第一號)

年 月 日	學 年 學 年	年 齡	氏 名	學 校 名	身 體 檢 查 票	男	女	年 月 日 生	家 業 ノ
						學 年	學 年		



備 考	本人ニ對スル注意	監察ノ要否	其ノ他ノ疾病異常	齒 牙	耳 疾	聽 力	眼 疾	色 神	視力		脊 柱	榮 養	發 育			
									狀 態 及 折 感				概 評	胸 圍	體 重	身 長
									右	左						

昭和三年五月五日關東廳令第十六號を以て左の如く學生生徒兒童身體檢查規程が改正せられた。
學生生徒兒童身體檢查規程左ノ通改正ス

學生生徒兒童身體檢查規程

第一條 關東州内ノ官公立學校及在外指定學校ハ本令ノ規定ニ依リ毎年四月學生生徒兒童ノ身體檢查ヲ施行スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ身體檢查ノ全部又ハ一部ヲ臨時ニ施行スルコトヲ得

第二條 身體檢查ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ナキ場合又ハ學校醫カ身體檢查ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ臨時ニ検査醫ヲ囑託シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ身體檢查中發育(身長、體重、胸圍、概評)ノ検査ニ付テハ學校職員中適當ナル者ヲシテ之カ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 身體檢查ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ施行スヘシ

- 一 發育(身長、體重、胸圍及概評)
- 二 榮養
- 三 脊柱
- 四 視力及屈折狀態
- 五 色神
- 六 眼疾

七 聽力

八 耳疾

九 齒牙

十 其ノ他ノ疾病及異常

十一 監察ノ要否

前項ニ掲グルモノノ外必要ト認ムル事項ニ付テハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

色神検査ハ在學中一回行ヒタル者ニハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

尋常小學校第四學年以下ノ兒童並普通學堂及公學堂初等科ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神及聽力ノ検査ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハセンチメートル(釐)、衡ハキログラム(疋)ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用キテ各單位ノ下一位ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋、鞋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬚アル者ハ小桿ヲ鬚下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ但シ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス

- 五 發育ノ概評ハ第五條各號ノ規定ニ依リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎及後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス
- 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ裸眼視力一・〇以上ナルヲ正視眼トス
- 屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
- 弱視、失明等モ兩眼ニ就キ各別ニ記入スヘシ
- 九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十 聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ
- 十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ
- 特ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」、神經衰弱及精神障礙ニ注意スヘシ
- 十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 學生生徒兒童ノ發育概評ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 七年ヨリ十八年迄ノ男子及七年ヨリ十六年迄ノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重及身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ孰レモ別表發育概評決定標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年年長ノ者ノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年年少ノ者ノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
- 二 十九年以上ノ男子ニ在リテハ身長一六〇・六糎、體重五三・六斤、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三三四、支那人ニ在リテハ〇・三三四以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一五七・〇糎、體重四八・八斤、支那人ニ在リテハ〇・三三四以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
- 三 十七年以上ノ女子ニ在リテハ身長一四八・五糎、體重四六・八斤、支那人ニ在リテハ身長一四五・〇糎、體重四六・九斤、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・三二五、支那人ニ在リテハ〇・三〇九以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ身長一四三・九糎、體重三九・四斤、支那人ニ在リテハ身長一四一・〇糎、體重三九・六斤、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商カ〇・二七四、支那人ニ在リテハ〇・二六九以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
- 四 前各號ニ於ケル被檢者ノ身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ計算ハ小數第三位ニ止メ第四位以下ハ切捨ツルモノトス

第六條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ別記第一號様式ノ身體検査票ニ記入スヘシ

身體検査票ハ同一種類ノ學校ニ在學スル間同一人ニ付同一ノモノヲ連年繼續使用シ他校ヨリノ轉入者ニ付テハ其ノ者ノ以前在學シタル學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ之ヲ使用スヘシ但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有ス

第三編 新領土其他に於ける教育

ル學校ニ在リテハ各部類毎ニ別票ヲ用ウヘシ

第一條第二項ノ身體検査ニ依リ發見シタル必要事項ハ之ヲ身體検査票裏面ニ記入スヘシ繼續的監察ノ事項ニ付亦同シ

身體検査票ハ學校長之ヲ保管スヘシ

第七條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人又ハ其ノ保護者ニ示シ授業免除、休學、退學又ハ治療、保護若ハ矯正等ヲ要スヘキ者ニ付テハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ又ハ其ノ他必要ナル處置ヲ執ルヘシ

第八條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ國籍別、男女別及學科部類別ニ別記第二號様式ノ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月迄ニ關東廳直轄ノ學校及在外指定學校ニ在リテハ關東長官ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ民政署長ニ報告スヘシ

民政署長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月迄ニ關東長官ニ報告スヘシ

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ規定ニ依ル身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

普通學堂ニ於テハ當分ノ内本令ノ規定ニ依ル身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

別表ノ一

日本人發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
十 九 年	一六〇・三	五二・六	〇・三二八			
十 八 年	一五九・一	五〇・七	〇・三一九	一四七・九	四五・一	〇・三〇五
十 七 年	一五七・〇	四八・二	〇・三〇七	一四六・七	四二・七	〇・二九一
十 六 年	一五二・七	四四・五	〇・二九一	一四三・九	三九・〇	〇・二七一
十 五 年	一四六・四	三八・二	〇・二六一	一三九・四	三四・七	〇・二四九
十 四 年	一三九・四	三三・六	〇・二四一	一三五・二	三〇・八	〇・二二八
十 三 年	一三三・六	二九・九	〇・二二四	一三〇・八	二七・〇	〇・二一〇
十 二 年	一二八・八	二七・一	〇・二一一	一二八・五	二四・三	〇・一九七
十 一 年	一二四・九	二四・九	〇・一九九	一二三・六	二二・一	〇・一八六
十 年	一二〇・三	二二・九	〇・一九〇	一一八・八	二〇・二	〇・一七七
九 年	一一五・八	二一・〇	〇・一八一	一一四・二	一八・四	〇・一六八
八 年	一一一・二	一九・二	〇・一七三	一〇九・七	一六・九	〇・一六〇
七 年	一〇六・七	一七・五	〇・一六四	一〇五・五	一五・四	〇・一五二
六 年	一〇二・七	一六・〇	〇・一五六	一〇一・五	一四・四	〇・一四二

支那人發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
十八年	一六一・五	五〇・七	〇・三二四	一五一・二	四四・四	〇・二九四
十七年	一五八・二	四五・六	〇・二八八	一五〇・三	四三・〇	〇・二八六
十六年	一五二・八	四一・一	〇・二七〇	一四七・〇	三八・一	〇・二五九
十五年	一四五・八	三六・七	〇・二五二	一四二・六	三三・九	〇・二三八
十四年	一四一・二	三三・三	〇・二三六	一三六・九	三〇・一	〇・二二〇
十三年	一三六・一	三〇・五	〇・二二四	一三二・一	二七・八	〇・二一〇
十二年	一三二・四	二八・〇	〇・二一一	一二七・三	二五・〇	〇・一九六
十一年	一二八・五	二六・一	〇・二〇三	一二三・〇	二三・一	〇・一八八
十年	一二四・三	二三・八	〇・一九一	一一八・二	二〇・九	〇・一七七
九年	一一九・七	二一・八	〇・一八二	一一三・九	一九・六	〇・一七二
八年	一一五・二	二〇・三	〇・一七六	一一〇・一	一八・三	〇・一六六
七年	一一一・二	一八・九	〇・一七〇	一〇六・六	一七・一	〇・一六〇
六年	一〇七・三	一七・六	〇・一六四			

別記 (第一號様式)

十九年	一六四・二	五三・九	〇・三二八
-----	-------	------	-------

身體検査票

學 校 名	氏 名	年 齡	學 年	年 月 日 生	家ノ職業	男 女	發 育 概 評			檢 査 年 月 日
							身 長	體 重	胸 圍	
			學年	年			〇	〇	〇	
			學年	年			〇	〇	〇	
			學年	年			〇	〇	〇	
			學年	年			〇	〇	〇	

(注意事項)

- 一 用紙ノ大サハ幅二十六厘、長サ三十八厘トス
- 二 本表ハ國籍別、男女別及學科部類別ニ之ヲ調製スルモノトス
- 三 年齢ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一日以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ス
- 四 身長、胸圍ニ係ル總長及體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ孰レモ同一年齡ニ於ケル各検査人員ノ身長、胸圍又ハ體重ノ各合計ヲ掲ケ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ總長又ハ總重ヲ除シタル商ヲ掲クルモノトス
- 五 視力及屈折狀態ニ付テハ兩眼ノ欄ニハ兩眼トモ正視、遠視、近視、亂視又ハ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲ケ一眼ノ欄ニハ一眼ノミ正視、遠視、近視、亂視又ハ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲クルモノトス
- 六 色神ニ就テハ異常者ノ數及検査人員ヲ記スルモノトス
- 七 尋常小學校第四學年以下ノ兒童及普通學堂、公學堂初等科ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神及聽力ハ之ヲ本表ニ計入スルコトヲ要セス
- 八 其ノ他ノ疾病異常欄ニ不足ヲ生シタルトキハ附箋ヲ以テ之ヲ補フモノトス
- 九 前項ノ外本表ニ記入スヘキ項目ノ一部ノ検査ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ記入セサルモノトス
- 十 備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
- 十一 學校長ハ本表ノ成績ニ付學校衛生上必要ナル事項ニ關スル學校醫ノ意見ヲ徵シテ之ヲ添附スヘシ

第十六款 社會教育

明治四十年四月記念館が旅順に開設せられた。これは關東都督府の經營に係り、旅順要塞戰に關する戰役記念品を蒐集し、一般公衆の觀覽に供し、當年苦戰の跡を追憶せしむると共に戰史研究の參考に資せんとするものである。現在

では戰役記念館として後に述べる關東廳博物館の一部となつて居る。

大正六年四月關東都督府立の滿蒙物産館が旅順に置かれ、之に關する規程も定められたが、大正七年四月一日關東都督府訓令第二十六號を以て左の如く關東都督府博物館規程が定められた。

關東都督府博物館規程

- 第一條 關東都督府博物館ハ關東都督ノ管理ニ屬シ滿洲及蒙古ニ於ケル學術技藝其ノ他參考トナルヘキ各般ノ資料ヲ蒐集保存シ公衆ノ觀覽ニ供スル所トス
- 第二條 博物館ハ之ヲ旅順ニ置ク
- 第三條 博物館ニ左ノ職員ヲ置ク
館長
- 書記 若干名
- 第四條 館長ハ關東都督ノ命ヲ承ケ館務ヲ統理ス
- 第五條 書記ハ館長ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第六條 博物館ニ評議員若干名ヲ置ク
評議員ハ重要ナル館務ニ就キ館長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ述フ

附則

關東都督府滿蒙物産館規程ハ之ヲ廢止ス

同日又關東都督府訓令第二十七號を以て左の如く關東都督府博物館處務規程が發せられた。

關東都督府博物館處務規程

第一條 關東都督府博物館ニ庶務係及左ノ各部ヲ設ケ係及部ニ主任ヲ置ク

- 一 動物部
- 二 植物部
- 三 水産部
- 四 礦物部
- 五 風俗部
- 六 考古部
- 七 圖書部
- 八 參考部

事務ノ分掌ニ關シテハ館長之ヲ定ム

第二條 左ノ事項ハ館長之ヲ行フ但シ第一號乃至第四號ノ事項ニ關シテハ施行後之ヲ關東都督ニ報告スヘシ

- 一 職員ノ服務ヲ命スルコト
- 二 職員ノ州内出張ヲ命スルコト
- 三 職員ノ請假中旅行ヲ許可スルコト
- 四 職員ノ除服出任ヲ命スルコト

五 備人ノ備罷及賞罰ヲ爲スコト

第三條 館長ハ主管事務ニ關シ館長名又ハ館名ヲ以テ文書ヲ發スルコトヲ得

附則

關東都督府滿蒙物産館處務規程ハ之ヲ廢止ス

昭和二年二月四日關東廳令第六號を以て從來の規程に代る、き關東廳博物館規程が定められた。

關東廳博物館規程左ノ通定ム

關東廳博物館規程

第一條 關東廳博物館ハ關東長官ノ管理ニ屬シ主トシテ滿洲、蒙古及支那本土ニ於ケル學術、技藝其ノ他之カ參考

トナルヘキ資料ヲ蒐集保存シ併セテ公衆ノ觀覽ニ供スル所トス

第二條 關東廳博物館ハ之ヲ旅順ニ置ク

第三條 關東廳博物館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

主事

書記 若干人

技術員 若干人

館長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ館務ヲ統理シ所屬職員ヲ監督ス

館長ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ處務ノ細則ヲ定ムルコトヲ得

主事ハ館長ノ命ヲ承ケ館務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

技術員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第四條 關東廳博物館ニ評議員若干人ヲ置ク

評議員ハ重要ナル館務ニ就キ館長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ述フ

第五條 關東廳博物館ニ附屬圖書館ヲ置ク附屬圖書館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ及公衆ノ閱覽參考ノ用ニ供スル所トス

第六條 附屬圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

主事

司書 若干人

主事ハ館長ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ノ事務ヲ掌理ス

司書ハ上司ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ選擇整理及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

附則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

關東都督府博物館規程及關東都督府博物館處務規程ハ之ヲ廢止ス

右博物館には附屬圖書館が置かれたのであつた。

昭和二年四月一日關東廳令第十號を以て左の如く關東廳體育研究所規程が定められ、關東廳立體育研究所が旅順に設置せられた。これは社會教育といふよりも研究機關といふべきものであるが、便宜此處に之を述べることにする。

關東廳體育研究所規程左ノ通定ム

關東廳體育研究所規程

第一條 關東廳體育研究所ハ關東長官ノ管理ニ屬シ體育ニ關スル調査研究及指導ヲ掌ル

第二條 關東廳體育研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

主事 一人

指導員 若干人

書記 若干人

第三條 所長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ所務ヲ總理ス

主事ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

指導員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四條 關東廳體育研究所ニ評議員若干人ヲ置ク

評議員ハ重要ナル所務ニ付所長ノ諮問ニ應シ意見ヲ開陳ス

第五條 所屬運動場管理ニ關スル事項ハ所長之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

體育研究所の附屬として旅順及大連に大運動場が設けられたのであつた。

昭和四年三月二十八日關東廳令第九號を以て左の如く關東廳圖書館規程が定められ、關東廳立の圖書館が旅順に置かれることとなつた。これは大正七年關東都督府博物館の中に設けられた圖書閱覽場に初まり、後圖書部となり、昭和二年には前に述べた如く關東廳博物館附屬圖書館となつたが、是に於て獨立の圖書館となつたものである。

關東廳圖書館規定左ノ通定ム

關東廳圖書館規程

第一條 關東廳圖書館ハ關東長官ノ管理ニ屬シ圖書ヲ蒐集保存シ及公衆ノ閱覽參考ノ用ニ供スル所トス

第二條 關東廳圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

主事 一人

司書 若干人

書記 若干人

第三條 館長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

主事ハ館長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

司書ハ上司ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ蒐集保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四條 關東廳圖書館ニ評議員若干人ヲ置ク

評議員ハ重要ナル館務ニ付館長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開陳ス

第五條 館長ハ關東長官ノ認可ヲ受ケ處務ノ細則ヲ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又關東廳令第十號を以て左の如く關東廳博物館規程中に改正が行はれた。これは圖書館獨立の結果である。

關東廳博物館規程中左ノ通改正ス

第五條及第六條ヲ削ル

附則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

圖書館に關しては右の關東廳立圖書館の外、明治四十三年十一月に奉天圖書館(當初は奉天圖書閱覽場と稱した)、大正七年一月に大連圖書館が南滿洲鐵道會社に依つて設置せられた。其他南滿洲鐵道沿線の主要地には、簡易圖書館が會社其

他私人に依つて設けられた。

其他社會教育に關して述べべきは少年團のことである。少年に對し社會的訓練を施し、健全なる奉仕精神を涵養せんが爲に、大正十三年一月旅順少年團が組織せられたのを初めとし、關東州外の各地に其設立を見るに至つた。其他大正十三年一月には萬國赤十字社聯盟規約に依り、平和事業を一層擴張し、人類の福祉を増進すべき目的を以て、各國學童間に少年赤十字團を組織するの計畫に順應して、金州少年赤十字團が金州に設けられ、次で柳樹屯、普蘭店、周水、貔子窩にも及んだ。

第十七款 朝鮮人教育

朝鮮人の初等普通教育に關しては、

關東州内に存在する朝鮮人は、其數少く従つて未だ之に對する特別の教育施設なく、子弟は多く小學校に收容せられて居る。

鐵道附屬地に在つては、大正六年に安東縣普通學校が朝鮮總督府に依つて設立せられたが、其後南滿洲鐵道會社安東地方事務所長之が設立者となり、昭和四年四月に在外指定學校として指定せられた。又同じく大正六年に鐵嶺育英學校が設立せられた。これは朝鮮總督府及南滿洲鐵道會社の補助經營に係るものである。其他大正十一年には長春普通學校、大正十二年には撫順普通學校が何れも朝鮮人會に依つて設立せられた。又附屬地内朝鮮人子弟にして小學校に入學者も尠からずある。

以上の外南北滿洲各地方に散在せる朝鮮人の子弟に對する教育に關しては未だ適當なる施設なく、唯僅に間島、安東

縣地方其他二三樞要の地に朝鮮總督府經營の普通學校及書堂、南滿洲鐵道會社補助の普通學校があるに過ぎない。他は概ね朝鮮人會及宗教關係者若は外國人の經營に係るもので、學校としての規模を整へざるものが多い。

尙ほ朝鮮人の高等普通教育に關しては、

北滿洲間島地方に於て、二三の教會學校に男女學生を收容し、高等普通學校程度に近き教育を施すものがある外、特別の教育機關は存在して居らぬ。

第十八款 學校等職員關係

學校等職員の職制資格等のことは各種の教育を説く際に併せて之を述べたから此處には之を省略し、唯官等俸給に關することは叙述の便宜上纏めて此處に之を述べることとする。

尙ほ關東州に於ては學校職員たる文官は本俸の外に在勤加俸を給せられ、又恩給の關係に於ける加算年の特典を受けるのであるから、此等特殊の關係に就ては此處に之を述べる必要がある。

臺灣は明治二十七八年日清戰役の後我國の領土に歸したので、明治二十九年三月勅令第百號を以て臺灣總督府職員加俸支給規則が定められたが、其後明治三十七八年日露戰役の結果樺太が我領土に歸し、韓國が我國の保護の下に立ち、滿洲にも我權力が行はるることとなつたに就き、先づ明治三十九年八月一日勅令第百九十九號を以て左の如く關東都督

府職員官等給與令が定められた(加作のことは後に述べる)。

關東都督府職員官等給與令

- 第一條 關東都督府高等文官ノ官等ハ別表高等文官官等表ニ依ル
- 第二條 關東都督ノ年俸ハ六千圓、民政長官ノ年俸ハ三千五百圓又ハ四千圓、勅任判官ノ年俸ハ三千圓又ハ三千五百圓トス其ノ他ノ高等文官ノ俸給ハ別表高等文官俸給表ニ依ル
- 第三條 同一ノ官職ニシテ官等ニ依リ其ノ俸給ヲ異ニスルモノハ別表高等文官官等相當俸給表ニ依ル
- 第四條 技術官ニハ事務ノ繁閑ニ依リ俸給最低額以下ヲ給スルコトアルヘシ
- 第五條 關東都督府文官ニハ加俸ヲ支給ス其ノ額ハ俸給額十分ノ三ニ相當スル金額トス
滿二年間關東都督府文官ヲ勤續シタル者ニハ前項ノ金額ノ外更ニ俸給額十分ノ一ニ相當スル金額ヲ増給シ滿二年以上ノ者ニハ一箇年ヲ加フル毎ニ十分ノ一ヲ増給シ加俸全額俸給額十分ノ五ニ至リテ止ム
加俸ノ支給方ハ俸給ノ例ニ依ル

第六條 本令ニ規定セサルモノハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外高等官官等俸給令及判任官俸給令ニ依ル
附則

本令ハ明治三十九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前滿洲ニ在勤シタル文官ニシテ引續キ關東都督府文官タル者ハ従前ノ勤續年月數ヲ第五條ノ勤續年數ニ通算ス

(別表)

高等文官官等表 (抄)

勅任	俸								任	
	親任	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等		八等
都督										
	民政長官	同上								
			參事官	同上						
			事務官	同上						
			民政署長	同上						
			秘書官	同上						

高等文官俸給表 (抄)

官職	俸給額													
	級二	級三	級四	級五	級六	級七	級八	級九	級十	級十一	級十二	級十三	級十四	級十五
參事官	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
事務官	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
民政署長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
秘書官	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

高等文官官等相當俸給表

官名	等級		
	三	四	五
參事官	一級	三級	五級
事務官	二級	四級	六級
政務官	三級	五級	七級
民部官	四級	六級	八級
秘書官	五級	七級	九級
	六級	八級	十級
	七級	九級	十一級

當時高等文官たる學校職員は未だ存在しなかつたが、判任文官たる學校職員即ち關東州小學校訓導の如きは右の關東都督府職員官等給與令第六條の規定に依り内地の判任官俸給令に依る俸給を給せられたのであつた。

明治四十二年三月二十七日勅令第三十七號を以て左の如く關東都督府中學校職員官等俸給令が定められた。これは中學校が新設せられたが爲である。

關東都督府中學校職員官等俸給令

關東都督府中學校職員中高等官ノ官等及俸給ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

官等表	
三 等	中學校校長
四 等	同
五 等	中學校教諭
六 等	同
七 等	同
八 等	同
上 等	同

(別表)

俸給表	
一級 二千四百圓	中學校校長
二級 二千二百圓	同
三級 二千圓	中學校教諭
四級 一千八百圓	同
五級 一千六百圓	同
六級 一千四百圓	同
七級 一千二百圓	同
八級 一千圓	同
九級 九百圓	同
十級 八百圓	同
十一級 七百圓	同
十二級 六百圓	同

明治四十二年五月十一日勅令第三百三十四號を以て左の如く旅順工科學堂高等官官等俸給令が定められた。これは旅順工科學堂新設に伴ふものである。

旅順工科學堂高等官官等俸給令

第一條 旅順工科學堂學長ノ官等ハ一等又ハ二等トシ同教授ノ官等ハ二等乃至八等トス

第二條 旅順工科學堂高等官ノ俸給ハ別表ニ依ル

第三條 本令ニ規定セサルモノハ高等官官等俸給令ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

同教	二,000	二,700	二,800	二,900	三,000	三,100	三,200	三,300	三,400	三,500	三,600	三,700	三,800	三,900	四,000	四,100	四,200	四,300	四,400	四,500	四,600	四,700	四,800	四,900	五,000	五,100	五,200	五,300	五,400	五,500	五,600	五,700	五,800	五,900	六,000	六,100	六,200	六,300	六,400	六,500	六,600	六,700	六,800	六,900	七,000	七,100	七,200	七,300	七,400	七,500	七,600	七,700	七,800	七,900	八,000	八,100	八,200	八,300	八,400	八,500	八,600	八,700	八,800	八,900	九,000	九,100	九,200	九,300	九,400	九,500	九,600	九,700	九,800	九,900	一〇,000	一〇,100	一〇,200	一〇,300	一〇,400	一〇,500	一〇,600	一〇,700	一〇,800	一〇,900	一一,000	一一,100	一一,200	一一,300	一一,400	一一,500	一一,600	一一,700	一一,800	一一,900	一二,000	一二,100	一二,200	一二,300	一二,400	一二,500	一二,600	一二,700	一二,800	一二,900	一三,000	一三,100	一三,200	一三,300	一三,400	一三,500	一三,600	一三,700	一三,800	一三,900	一四,000	一四,100	一四,200	一四,300	一四,400	一四,500	一四,600	一四,700	一四,800	一四,900	一五,000	一五,100	一五,200	一五,300	一五,400	一五,500	一五,600	一五,700	一五,800	一五,900	一六,000	一六,100	一六,200	一六,300	一六,400	一六,500	一六,600	一六,700	一六,800	一六,900	一七,000	一七,100	一七,200	一七,300	一七,400	一七,500	一七,600	一七,700	一七,800	一七,900	一八,000	一八,100	一八,200	一八,300	一八,400	一八,500	一八,600	一八,700	一八,800	一八,900	一九,000	一九,100	一九,200	一九,300	一九,400	一九,500	一九,600	一九,700	一九,800	一九,900	二〇,000	二〇,100	二〇,200	二〇,300	二〇,400	二〇,500	二〇,600	二〇,700	二〇,800	二〇,900	二一,000	二一,100	二一,200	二一,300	二一,400	二一,500	二一,600	二一,700	二一,800	二一,900	二二,000	二二,100	二二,200	二二,300	二二,400	二二,500	二二,600	二二,700	二二,800	二二,900	二三,000	二三,100	二三,200	二三,300	二三,400	二三,500	二三,600	二三,700	二三,800	二三,900	二四,000	二四,100	二四,200	二四,300	二四,400	二四,500	二四,600	二四,700	二四,800	二四,900	二五,000	二五,100	二五,200	二五,300	二五,400	二五,500	二五,600	二五,700	二五,800	二五,900	二六,000	二六,100	二六,200	二六,300	二六,400	二六,500	二六,600	二六,700	二六,800	二六,900	二七,000	二七,100	二七,200	二七,300	二七,400	二七,500	二七,600	二七,700	二七,800	二七,900	二八,000	二八,100	二八,200	二八,300	二八,400	二八,500	二八,600	二八,700	二八,800	二八,900	二九,000	二九,100	二九,200	二九,300	二九,400	二九,500	二九,600	二九,700	二九,800	二九,900	三〇,000	三〇,100	三〇,200	三〇,300	三〇,400	三〇,500	三〇,600	三〇,700	三〇,800	三〇,900	三一,000	三一,100	三一,200	三一,300	三一,400	三一,500	三一,600	三一,700	三一,800	三一,900	三二,000	三二,100	三二,200	三二,300	三二,400	三二,500	三二,600	三二,700	三二,800	三二,900	三三,000	三三,100	三三,200	三三,300	三三,400	三三,500	三三,600	三三,700	三三,800	三三,900	三四,000	三四,100	三四,200	三四,300	三四,400	三四,500	三四,600	三四,700	三四,800	三四,900	三五,000	三五,100	三五,200	三五,300	三五,400	三五,500	三五,600	三五,700	三五,800	三五,900	三六,000	三六,100	三六,200	三六,300	三六,400	三六,500	三六,600	三六,700	三六,800	三六,900	三七,000	三七,100	三七,200	三七,300	三七,400	三七,500	三七,600	三七,700	三七,800	三七,900	三八,000	三八,100	三八,200	三八,300	三八,400	三八,500	三八,600	三八,700	三八,800	三八,900	三九,000	三九,100	三九,200	三九,300	三九,400	三九,500	三九,600	三九,700	三九,800	三九,900	四〇,000	四〇,100	四〇,200	四〇,300	四〇,400	四〇,500	四〇,600	四〇,700	四〇,800	四〇,900	四一,000	四一,100	四一,200	四一,300	四一,400	四一,500	四一,600	四一,700	四一,800	四一,900	四二,000	四二,100	四二,200	四二,300	四二,400	四二,500	四二,600	四二,700	四二,800	四二,900	四三,000	四三,100	四三,200	四三,300	四三,400	四三,500	四三,600	四三,700	四三,800	四三,900	四四,000	四四,100	四四,200	四四,300	四四,400	四四,500	四四,600	四四,700	四四,800	四四,900	四五,000	四五,100	四五,200	四五,300	四五,400	四五,500	四五,600	四五,700	四五,800	四五,900	四六,000	四六,100	四六,200	四六,300	四六,400	四六,500	四六,600	四六,700	四六,800	四六,900	四七,000	四七,100	四七,200	四七,300	四七,400	四七,500	四七,600	四七,700	四七,800	四七,900	四八,000	四八,100	四八,200	四八,300	四八,400	四八,500	四八,600	四八,700	四八,800	四八,900	四九,000	四九,100	四九,200	四九,300	四九,400	四九,500	四九,600	四九,700	四九,800	四九,900	五〇,000	五〇,100	五〇,200	五〇,300	五〇,400	五〇,500	五〇,600	五〇,700	五〇,800	五〇,900	五一,000	五一,100	五一,200	五一,300	五一,400	五一,500	五一,600	五一,700	五一,800	五一,900	五二,000	五二,100	五二,200	五二,300	五二,400	五二,500	五二,600	五二,700	五二,800	五二,900	五三,000	五三,100	五三,200	五三,300	五三,400	五三,500	五三,600	五三,700	五三,800	五三,900	五四,000	五四,100	五四,200	五四,300	五四,400	五四,500	五四,600	五四,700	五四,800	五四,900	五五,000	五五,100	五五,200	五五,300	五五,400	五五,500	五五,600	五五,700	五五,800	五五,900	五六,000	五六,100	五六,200	五六,300	五六,400	五六,500	五六,600	五六,700	五六,800	五六,900	五七,000	五七,100	五七,200	五七,300	五七,400	五七,500	五七,600	五七,700	五七,800	五七,900	五八,000	五八,100	五八,200	五八,300	五八,400	五八,500	五八,600	五八,700	五八,800	五八,900	五九,000	五九,100	五九,200	五九,300	五九,400	五九,500	五九,600	五九,700	五九,800	五九,900	六〇,000	六〇,100	六〇,200	六〇,300	六〇,400	六〇,500	六〇,600	六〇,700	六〇,800	六〇,900	六一,000	六一,100	六一,200	六一,300	六一,400	六一,500	六一,600	六一,700	六一,800	六一,900	六二,000	六二,100	六二,200	六二,300	六二,400	六二,500	六二,600	六二,700	六二,800	六二,900	六三,000	六三,100	六三,200	六三,300	六三,400	六三,500	六三,600	六三,700	六三,800	六三,900	六四,000	六四,100	六四,200	六四,300	六四,400	六四,500	六四,600	六四,700	六四,800	六四,900	六五,000	六五,100	六五,200	六五,300	六五,400	六五,500	六五,600	六五,700	六五,800	六五,900	六六,000	六六,100	六六,200	六六,300	六六,400	六六,500	六六,600	六六,700	六六,800	六六,900	六七,000	六七,100	六七,200	六七,300	六七,400	六七,500	六七,600	六七,700	六七,800	六七,900	六八,000	六八,100	六八,200	六八,300	六八,400	六八,500	六八,600	六八,700	六八,800	六八,900	六九,000	六九,100	六九,200	六九,300	六九,400	六九,500	六九,600	六九,700	六九,800	六九,900	七〇,000	七〇,100	七〇,200	七〇,300	七〇,400	七〇,500	七〇,600	七〇,700	七〇,800	七〇,900	七一,000	七一,100	七一,200	七一,300	七一,400	七一,500	七一,600	七一,700	七一,800	七一,900	七二,000	七二,100	七二,200	七二,300	七二,400	七二,500	七二,600	七二,700	七二,800	七二,900	七三,000	七三,100	七三,200	七三,300	七三,400	七三,500	七三,600	七三,700	七三,800	七三,900	七四,000	七四,100	七四,200	七四,300	七四,400	七四,500	七四,600	七四,700	七四,800	七四,900	七五,000	七五,100	七五,200	七五,300	七五,400	七五,500	七五,600	七五,700	七五,800	七五,900	七六,000	七六,100	七六,200	七六,300	七六,400	七六,500	七六,600	七六,700	七六,800	七六,900	七七,000	七七,100	七七,200	七七,300	七七,400	七七,500	七七,600	七七,700	七七,800	七七,900	七八,000	七八,100	七八,200	七八,300	七八,400	七八,500	七八,600	七八,700	七八,800	七八,900	七九,000	七九,100	七九,200	七九,300	七九,400	七九,500	七九,600	七九,700	七九,800	七九,900	八〇,000	八〇,100	八〇,200	八〇,300	八〇,400	八〇,500	八〇,600	八〇,700	八〇,800	八〇,900	八一,000	八一,100	八一,200	八一,300	八一,400	八一,500	八一,600	八一,700	八一,800	八一,900	八二,000	八二,100	八二,200	八二,300	八二,400	八二,500	八二,600	八二,700	八二,800	八二,900	八三,000	八三,100	八三,200	八三,300	八三,400	八三,500	八三,600	八三,700	八三,800	八三,900	八四,000	八四,100	八四,200	八四,300	八四,400	八四,500	八四,600	八四,700	八四,800	八四,900	八五,000	八五,100	八五,200	八五,300	八五,400	八五,500	八五,600	八五,700	八五,800	八五,900	八六,000	八六,100	八六,200	八六,300	八六,400	八六,500	八六,600	八六,700	八六,800	八六,900	八七,000	八七,100	八七,200	八七,300	八七,400	八七,500	八七,600	八七,700	八七,800	八七,900	八八,000	八八,100	八八,200	八八,300	八八,400	八八,500	八八,600	八八,700	八八,800	八八,900	八九,000	八九,100	八九,200	八九,300	八九,400	八九,500	八九,600	八九,700	八九,800	八九,900	九〇,000	九〇,100	九〇,200	九〇,300	九〇,400	九〇,500	九〇,600	九〇,700	九〇,800	九〇,900	九一,000	九一,100	九一,200	九一,300	九一,400	九一,500	九一,600	九一,700	九一,800	九一,900	九二,000	九二,100	九二,200	九二,300	九二,400	九二,500	九二,600	九二,700	九二,800	九二,900	九三,000	九三,100	九三,200	九三,300	九三,400	九三,500	九三,600	九三,700	九三,800	九三,900	九四,000	九四,100	九四,200	九四,300	九四,400	九四,500	九四,600	九四,700	九四,800	九四,900	九五,000	九五,100	九五,200	九五,300	九五,400	九五,500	九五,600	九五,700	九五,800	九五,900	九六,000	九六,100	九六,200	九六,300	九六,400	九六,500	九六,600	九六,700	九六,800	九六,900	九七,000	九七,100	九七,200	九七,300	九七,400	九七,500	九七,600	九七,700	九七,800	九七,900	九八,000	九八,100	九八,200	九八,300	九八,400	九八,500	九八,600	九八,700	九八,800	九八,900	九九,000	九九,100	九九,200	九九,300	九九,400	九九,500	九九,600	九九,700	九九,800	九九,900	一〇〇,000
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

明治四十三年三月勅令第三百三十四號を以て高等官官等俸給令、勅令第三百三十五號を以て判任官俸給令が改正せられ、又同年六月勅令第二百六十七號を以て文武判任官等級令が定められ、内地の官吏たると新領土其他の官吏たるとを問はず、其官等俸給に關しては同一の官等俸給規程の中に規定せらるることとなつたので、從來の關東都督府職員官等給與令、關東都督府中學校職員官等俸給令及旅順工科學堂高等官官等俸給令は廢止せられた。

右の勅令第三百三十四號及勅令第三百三十五號は第二次桂内閣の時に行はれた一般官吏増俸に關するものである。此等の勅令の正文は内地に於ける學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから、此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東州の學校職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等俸給		官等		俸	
	從前	改正	從前	改正	從前	改正
旅順工科學堂學長	至自一二等	至自一二等	至自一三級	至自一二級	三、〇〇〇圓	三、七

十	十	九	八	七	六
級	級	級	級	級	級
俸	俸	俸	俸	俸	俸
	十	二	二	三	三
	五	十	十	十	十
	圓	圓	圓	圓	圓
	二	三	三	四	四
	十	十	十	十	十
	圓	圓	圓	圓	圓

大正七年四月一日勅令第五十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは旅順師範學堂の新設に伴ふものである。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表關東都督府ノ部中中學校教諭ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

旅順師範學堂長	同上	同上	同上	同上
---------	----	----	----	----

別表第五表中

關東都督府中學校教諭

關東都督府中學校教諭

ニ改ム

旅順師範學堂長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月二十八日勅令第六十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは高等女學校教諭の中、二人を奏任となし得ることとなつた結果である。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表關東廳ノ部中中學校教諭ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

高等女學校教諭	同上	同上	同上	同上
---------	----	----	----	----

別表第五表中

關東廳中學校教諭

ヲ

關東廳中學校教諭

ニ改ム

關東廳高等女學校教諭

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年四月十二日勅令第九十一號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは旅順師範學堂教諭の中、二人を奏任となし得ることとなつた結果である。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表關東廳ノ部中「旅順師範學堂長」ヲ「旅順師範學堂教諭」ニ改メ高等女學校長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

旅順師範學堂長	同上	同上	同上	同上
---------	----	----	----	----

別表第五表中「旅順師範學堂長」ヲ「旅順師範學堂教諭」ニ、

關東廳中學校長
關東廳高等女學校長

ヲ

關東廳中學校長
關東廳高等女學校長
旅順師範學堂長

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月勅令第二百五十七號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第二百五十八號を以て判任官俸給令中の改正、勅令第二百五十九號を以て文武判任官等級令中の改正が行はれた。これは世界大戰後に於ける物價騰貴に伴ふ一般官吏増俸に關するものである。

右三勅令の正文は内地に於ける學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから、此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東州の學校職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等俸給		官等		俸		給	
	從前	改正	從前	改正	從前	改正	從前	改正
旅順工科學堂學長	至自一二等	至自一二等	至自一二級	至自一二級	四、三、七〇〇圓	五、五、二〇〇圓	至自一二級	五、五、二〇〇圓
旅順工科學堂教授	至自二八等	至自二七等	至自十四級	至自十四級	三、七、七〇〇圓	五、二、二〇〇圓	至勅任十二級	五、二、二〇〇圓
旅順師範學堂長	至自三七等	至自二七等	至自八級	至自八級	二、一、五〇〇圓	四、一、五〇〇圓	至自十二級	四、一、五〇〇圓

關東廳中學校長	關東廳中學校教諭	關東廳高等女學校長	關東廳高等女學校教諭
至自三七等	至自四八等	至自三七等	至自四八等
至自三七等	至自四八等	至自三七等	至自四八等
至自八級	至自九級	至自八級	至自九級
二、五、〇〇〇圓	二、七、五〇〇圓	二、五、〇〇〇圓	二、七、五〇〇圓
至自十二級	至自十一級	至自十二級	至自十一級
四、一、五〇〇圓	三、八、〇〇〇圓	四、一、五〇〇圓	三、八、〇〇〇圓

判任官俸給表

大正九年八月十八日勅令第二五八號
改正八月分ヨリ施行

級	俸	從前月額	改正月額
一級	俸	九十圓	百六十圓
二級	俸	七十圓	百三十五圓
三級	俸	六十圓	百十五圓
四級	俸	五十圓	百圓
五級	俸	四十圓	百圓
六級	俸	三十圓	百圓
七級	俸	二十圓	百圓

八	級	俸	三	十	五	圓	五	十	五	圓
九	級	俸	三	十	四	圓	五	十	四	圓
十	級	俸	二	十	五	圓	四	十	五	圓
十、一	級	俸	二	十	四	圓	四	十	四	圓

大正九年十月一日勅令第四百五十一號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「關東廳高等女學校教諭」ノ次ニ「旅順師範學堂教諭」ヲ加ヘ(後略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年三月三十一日勅令第六十一號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは旅順工科大學の新設に伴ふものである。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「旅順工科學堂學長」ヲ「旅順工科大学學長」ニ、「旅順工科學堂教授」ヲ「旅順工科大学附屬工學專門部教授」ニ改ム

第十四條中「旅順工科學堂教授」ヲ「旅順工科大学附屬工學專門部教授」ニ改ム
別表第一表關東廳ノ部中「旅順工科學堂學長」ヲ「旅順工科大学學長」ニ、「旅順工科學堂教授」ヲ「旅順工科大学附屬工學專門部教授」ニ改ム

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年五月十五日勅令第二百四十號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「旅順工科大学學長」ヲ削リ「官立大學長」ノ次ニ「旅順工科大学學長」ヲ加フ

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

旅順工科大学豫科教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ一人ヲ限り高等官二等ニ陞敘スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ旅順工科大学附屬工學專門部教授ニシテ旅順工科大学豫科教授ニ任セラレタル者ノ旅順工科學堂及旅順工科大学附屬工學專門部ノ教授トシテノ高等官三等ノ在職ハ高等官官等俸給令第十條第八項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ旅順工科大学豫科教授トシテノ高等官三等ノ在職ト看做ス

大正十三年四月一日勅令第六十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中(中略)「旅順工科大学豫科教授」ヲ削ル

別表第一表中關東廳ノ部旅順工科大学長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

旅順工科大学 豫科教授	同上	同上	同上	同上	同上	同上
----------------	----	----	----	----	----	----

別表第五表中「朝鮮總督府專門學校教授」

ヲ「朝鮮總督府專門學校教授
旅順工科大学豫科教授」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年二月二十六日勅令第七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは旅順工科大学の新設に依り、旅順工科学堂は廢止せらるることとなり、唯現在生徒の爲に經過的に附屬工學專門部が置かれたのであつたが、今回生徒の卒業に依り、專門部が其必要を失ひ、廢止せらるることとなつたに伴ふものである。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「旅順工科大学附屬工學專門部教授」ヲ「旅順工科大学教授」ニ改ム

第十四條中「旅順工科大学附屬工學專門部教授」ヲ削ル

別表第一表中關東廳ノ部中旅順工科大学長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ旅順工科大学附屬工學專門部教授ノ項ヲ削ル

旅順工科大学 教授	同上	同上	同上	同上	同上	同上
--------------	----	----	----	----	----	----

別表第五表中

「旅順工科大学豫科教授」

ヲ

「旅順工科大学教授
奏任タルモノ
旅順工科大学豫科教授」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年五月十三日勅令第二十號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表中關東廳ノ部中旅順工科大学教授ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

旅順工科大学 教授	同上	同上	同上	同上	同上	同上
--------------	----	----	----	----	----	----

別表第五表中

「旅順工科大学教授
奏任タルモノ」

ヲ

「旅順工科大学教授
奏任タルモノ
旅順工科大学助教授」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年六月二十二日勅令第九十五號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは公立實業學校が認めらるることとなつた結果である。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「旅順師範學堂長」ノ次ニ「關東州公立高等女學校長」及「關東州公立實業學校長」ヲ加フ

第十五條中「旅順師範學堂教諭」ノ次ニ「關東州公立高等女學校教諭」及「關東州公立實業學校教諭」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年十二月二十八日勅令第三百六十九號を以て左ノ如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは次に述べ
る如く、旅順工科大学教授助教の俸給を本俸と職務俸とに分つこととしたが爲に本俸の額を減少したものである。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「旅順工科大学教授」ヲ削ル

別表第五表中

旅順工科大学教授
奏任タルモノ

及 旅順工科大学助教

ヲ削リ

京城帝國大學教授

ヲ 京城帝國大學教授
旅順工科大学教授

ニ、

京城帝國大學助教

ヲ

京城帝國大學助教
旅順工科大学助教

ニ改ム

附則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ旅順工科大学ノ教授又ハ助教ニシテ教授ニ在リテハ左表第一表上欄、助教ニ在リテハ左表第二表上欄ノ級俸ヲ受クルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各其ノ相當下欄ノ級俸及職務俸ヲ受クルモノトス

旅順工科大学ノ教授又ハ助教ノ年功加俸ニ關シ第九條第二項第三項又ハ第十九條第二項第三項ノ規定ヲ適用スル
場合ニ於テハ從前ノ規定ニ依リ旅順工科大学ノ教授又ハ助教トシテ改正俸給一級俸ノ額以上ノ俸給ヲ受ケタル在
職年數ハ之ヲ通算セス但シ勅任一級俸ヲ受ケタル在職年數ハ此ノ限ニ在ラズ

第一表

現行俸給		改正俸給	
職	俸	職	俸
勅任	一級	本	一級
勅任	二級	二級	七〇〇
勅任	三級	三級	七〇〇
勅任	四級	四級	七〇〇
勅任	五級	五級	七〇〇
勅任	六級	六級	七〇〇
勅任	七級	七級	七〇〇
勅任	八級	八級	七〇〇
勅任	九級	九級	六〇〇
勅任	十級	十級	四〇〇
勅任	十一級	十一級	四〇〇

奏任	十級	俸	四〇〇
奏任	十一級	俸	二〇〇

第二表

現行	作給	改正		職務給
		本	作	
一級	俸	一級	俸	一、四〇〇 <small>圓</small>
二級	俸	二級	俸	一、三〇〇
三級	俸	三級	俸	一、二〇〇
四級	俸	四級	俸	一、〇〇〇
五級	俸	五級	俸	九〇〇
六級	俸	六級	俸	七〇〇
七級	俸	七級	俸	六〇〇
八級	俸	八級	俸	四〇〇
九級	俸	九級	俸	四〇〇
十級	俸	十級	俸	三〇〇
十一級	俸	十一級	俸	二〇〇
十二級	俸	十二級	俸	一〇〇

同日又勅令第三百七十號を以て左の如く旅順工科大学教官職務俸令が定められた。

旅順工科大学教官職務俸令

旅順工科大学ノ教授及助教授ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得
 教授ノ職務俸ハ年額二千二百圓以下、助教授ノ職務俸ハ年額千四百圓以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

附則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

内地に於ては官立大學（官立の單科大学）なるものが認められた當初は、帝國大學に於けるが如く講座制を採用せず、從つて教授の俸給は之を本俸と職務俸とに區別せずして本俸一本とし、助教授の俸給も亦同一の趣旨に依つたのであつたが、大正十二年八月勅令第三百九十二號を以て官立大學の教授及助教授の俸給を本俸と職務俸とに分つことに改正せられたのであつた（第二編 第七章 第二十五款學校等職員關係中官立學校の場所参照）。順旅工科大学に關しても初めは内地の制に倣ひ、教官の俸給は之を本俸一本としたのであつたが、今や内地の官立大學に於ては教官俸給を本俸と職務俸とに分つこととしたので、旅順工科大学に就ても亦之に倣つて右の如き改正を見るに至つたのである。

昭和三年七月三十一日勅令第百八十五號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。（抄）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「關東廳遞信副事務官」ヲ

「關東廳遞信副事務官」ニ改ム
關東廳專賣局理事官
旅順工科大学事務官

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年五月勅令第九十九號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第百號を以て判任官俸給令中の改正が行はれた。これは第二次若槻内閣の時に於ける一般官吏減俸に關するものである。右二勅令の正文は内地の學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東州の學校職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等俸給		官等俸給	
	從前	改正	從前	改正
旅順工科大学長	至自 一二等	至自 一二等	至自 一三級	至自 一三級
旅順工科大学教授	至自 一六等	至自 一六等	至自 一二級	至自 一二級
旅順工科大学濼科教授	至自 二七等	至自 二七等	至自 一二級	至自 一二級
旅順工科大学助教授	至自 三七等	至自 三七等	至自 一二級	至自 一二級

旅順工科大学事務官	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級
關東廳中學校長	至自 三七等	至自 三七等	至自 十二級	至自 十二級
關東廳中學校教諭	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級
關東廳高等女學校長	至自 三七等	至自 三七等	至自 十二級	至自 十二級
關東廳高等女學校教諭	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級
旅順師範學堂堂長	至自 三七等	至自 三七等	至自 十二級	至自 十二級
旅順師範學堂教諭	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級
關東州公立高等女學校長	至自 三七等	至自 三七等	至自 十二級	至自 十二級
關東州公立高等女學校教諭	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級
關東州公立實業學校長	至自 三七等	至自 三七等	至自 十二級	至自 十二級
關東州公立實業學校教諭	至自 四八等	至自 四八等	至自 十一級	至自 十一級

判任官俸給表

級	俸	昭和六年五月廿七日勅令第一〇〇號 改正六月一日施行	
		従前月額額	改正月額額
一級	俸	百六十圓	百四十五圓
二級	俸	百三十五圓	百二十五圓
三級	俸	百十五圓	百十圓
四級	俸	百圓	百圓
五級	俸	八十圓	九十圓
六級	俸	七十圓	八十圓
七級	俸	六十圓	七十圓
八級	俸	五十圓	六十圓
九級	俸	四十圓	五十圓
十級	俸	三十圓	四十圓
十一級	俸	二十圓	三十圓

昭和六年五月二十七日勅令第百十二號を以て左の如く旅順工科大学教官職務俸令中に改正が行はれた。これは當時行はれた官吏減俸の結果である。

旅順工科大学教官職務俸令中左ノ通改正ス

第二項中「二千二百圓」ヲ「千九百五十圓」ニ、「千四百圓」ヲ「千二百五十圓」ニ、「六千圓」ヲ「五千三百五十圓」ニ、「六千七百圓」ヲ「五千九百五十圓」ニ改ム

附則

本令ハ昭和六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ職務俸ヲ受クル者ハ其ノ十分ノ九ノ額ヲ受ク但シ所定ノ最高限ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

昭和七年四月八日勅令第五十七號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。これは旅順師範學堂が旅順高等公學校に變形せられたが爲である。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條「旅順師範學堂長」ヲ「旅順高等公學校校長」ニ改ム

第十五條中「旅順師範學堂教諭」ヲ「旅順高等公學校教諭」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次に在勤加俸等に就て述べると、

第一 在勤加俸に關しては、

明治三十九年八月勅令第九十九號關東都督府職員官等給與令中に關東都督府文官の在勤加俸のことが規定せられたことは、前既に述べた通である。

然るに明治三十九年十二月一日勅令第三百六號を以て左の如く滿韓在勤文官加俸令が制定せられ、關東州に於ける在勤加俸のことは同令に依ることとなつた。

滿韓在勤文官加俸令

- 第一條 滿韓在勤文官ニハ本令ニ依リ加俸ヲ給ス
- 第二條 統監及關東都督ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五トシ其ノ他ノ高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五以内、判任官ノ加俸ハ十分ノ八以内トシ其ノ額ハ本屬長官之ヲ定ム但シ六級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ三十圓迄ヲ支給スルコトヲ得
- 第三條 加俸ノ支給ニ付テハ本俸ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四條 本令ハ在外公館職員及陸海軍軍屬ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ滿洲在勤文官ニ付テハ發布ノ日ヨリ、韓國在勤文官ニ付テハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
滿韓在勤文官ノ加俸、在勤俸及交際手當以外ノ手當ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス
韓國在勤文官ニシテ其ノ受クヘキ本俸及加俸ノ總額カ本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ現ニ受クル本俸及加俸、在勤俸又ハ交際手當以外ノ手當ノ總額ヨリ少キモノニハ明治四十二年度限り手當トシテ其ノ差額ヲ支給ス

明治四十年三月勅令第三十七號を以て樺太に在勤する文官の加俸に關する件が定められ、各地方に關する別々の加俸規程を見るに至つたのであるが、明治四十三年三月二十八日勅令第三百三十七號を以て左の如く統一的な臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令が定められ、從來の簡別加俸規程は何れも廢止せられた。

臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令

- 第一條 臺灣滿韓及樺太在勤ノ日本人タル文官ニハ本令ニ依リ加俸ヲ給ス但シ臺灣島人ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 統監、臺灣總督、關東都督及樺太廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五トシ其ノ他ノ高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ五以内、判任官ハ十分ノ八以内トシ其ノ額ハ本屬長官之ヲ定ム但シ六級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ四十圓迄ヲ給スルコトヲ得
- 第三條 加俸ノ支給ニ付テハ本俸ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四條 本令ハ在外公館職員及陸海軍軍屬ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
臺灣總督府職員加俸支給規則、明治三十七年勅令第三十五號、滿韓在勤文官加俸令及明治四十年勅令第三十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際別ニ加俸ニ關スル辭令書ヲ交付セラレサル者ハ從前ノ額ヲ受クルモノトス但シ統監、臺灣總督、關東都督及樺太廳長官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

明治四十三年九月三十日勅令第三百八十四號を以て左の如く臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。これは韓國が併せられて朝鮮となり、従前の統監の代りに朝鮮總督が置かるることとなつた結果である。

臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令中「臺灣滿韓」ヲ「朝鮮臺灣滿洲」ニ、「統監」ヲ「朝鮮總督」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十月二十四日勅令第二百六十九號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「日本人タル文官」ヲ「内地人タル文官、試補及見習」ニ改メ但書ヲ削ル

第二條中「高等官」ノ下ニ「及試補」ヲ加ヘ「六級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ四十圓迄」ヲ「試補、六級俸以下ノ判任官及見習ノ加俸ハ月額四十圓迄」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年四月五日勅令第五十三號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。
朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第一條中「試補」ノ下ニ「、司法官試補」ヲ加フ

第二條中「及試補」ヲ「、試補及司法官試補」ニ「但シ試補」ヲ「但シ試補、司法官試補」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年九月十五日勅令第三百九十九號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ、「四十圓」ヲ「七十圓」ニ改ム

附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

大正十一年四月八日勅令第百八十八號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

「朝鮮臺灣滿洲及樺太在勤文官加俸令」ヲ「朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令」ニ改ム

第一條中「及樺太」ヲ「樺太及南洋群島」ニ改ム

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

南洋廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ九トシ其ノ他ノ南洋廳高等官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ十二以内、南洋廳判任官ハ十分ノ十五以内トシ其ノ額ハ本廳長官之ヲ定ム但シ七級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ月額百圓迄ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ大正十一年四月ヨリ之ヲ適用ス

右は世界戦争の結果、南洋群島が我國の委任統治に歸したが爲である。

大正十五年四月一日勅令第五十二號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「本俸ノ十分ノ五以内」ヲ「本俸（京城帝國大學ノ教授及助教授ニ在リテハ本俸及職務俸）ノ十分ノ五以内」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は京城帝國大學新設の結果である。即ち京城帝國大學の教授は、本俸の外擔任講座に對する職務俸を給せられ、助教授も亦本俸の外に職務俸を給せられるので、在勤加俸は本俸及職務俸を合せたるものに對して之を給することとする必要がある爲である。

昭和二年十二月二十八日勅令第三百七十一號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「（京城帝國大學ノ教授及助教授ニ在リテハ本俸及職務俸）」ヲ「（京城帝國大學又ハ旅順工科大学ノ教授及助教授ニ在リテハ本俸及職務俸）」ニ改ム

附則

本令ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は旅順工科大学の教授、助教授にも俸給を本俸と職務俸とに分つの制が適用せらるることとなつたが爲である。

昭和三年三月十七日勅令第三十七號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「（京城帝國大學又ハ旅順工科大学ノ教授及助教授ニ在リテハ本俸及職務俸）」ヲ「（京城帝國大學、臺北帝國大學及旅順工科大学ノ教授又ハ助教授ニ在リテハ本俸及職務俸）」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は臺灣に臺北帝國大學が新設せられ、其教授、助教授の俸給は本俸と職務俸とに分たれて居る爲に改正の必要を生じたのである。

昭和七年六月十八日勅令第八十九號を以て左の如く朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中に改正が行はれた。

朝鮮臺灣滿洲樺太及南洋群島在勤文官加俸令中左ノ通改正ス

第二條中「京城帝國大學」ヲ「帝國大學、京城帝國大學」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は朝鮮、臺灣及樺太に在る内地帝國大學農學部の演習林の事業の進展に伴ひ、教授、助教授にして演習林に在勤する場合をも生ずるに至つたので、其在勤加俸も本俸及職務俸を合せたるものに對して之を給することを規定する必要が起つたが爲である。

第二 恩給加算年に關しては、

明治四十年五月十五日左記法律第四十八號が發せられた。

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ別ニ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外統監府及關東都督府並其ノ所屬官署ニ在勤スル判任以上ノ官吏ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ規定ハ統監府及其ノ所屬官署ニ在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年二月以降、關東都督府及其ノ所屬官署ニ

在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年九月以降ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

右の明治三十三年法律第七十五號は臺灣に在勤する官吏の恩給及遺族扶助料に關する法律であつて、其内容は全體臺灣に在勤する文官判任以上の者にして、三箇年以上引續き在職したる者には官吏恩給法及遺族扶助法の在官年數の計算に於て、其在職一箇月に對し半箇月を加算するの趣旨である。(明治三十三年法律第七十五號に就ては第三編 第三章臺灣に於ける教育第十五項學校等職員關係參照)

同日又勅令第八十八號を以て左の如く恩給加算年に關する規定は政府より俸給の支給を受けざる官吏に之を適用せざることを定められた。

明治四十年法律第四十八號ハ政府ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル官吏ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年四月一日法律第六十五號を以て左の如く明治四十年法律第四十八號中に改正が行はれた。

明治四十年法律第四十八號中「統監府」ヲ「朝鮮總督府」ニ、「判任」ヲ「内地人タル判任」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前退官シタル者ニモ之ヲ適用ス

統監府及其ノ所屬官署並鐵道院韓國鐵道管理局及朝鮮鐵道管理局ニ於ケル在職ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ於ケル在職ト看做ス

大正十二年四月十四日法律第四十八號を以て恩給法が改正せられ、從來恩給額は官吏退官の際に於ける俸給額の四分の一を基本とするものであつたのが三分の一に増加せられ、又從來自己便宜に依つて退官したる者には恩給を給せざる制であつたのが、今回は自己便宜に依る退官者にも之を給することに改められ、其他遺族扶助料の額は恩給額の三分の一であつたのが二分の一に増加せらるる等重要なる點に改正が行はれたが、從來關東州に在勤する官吏に關する恩給上の加算年のことに就ては、新恩給法第九十一條(抄)に左の如く規定せられ、

第九十一條 内地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州(關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム)、樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ六月、警察監獄職員ニ在リテハ二年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ三年トス

而して從來加算年のことに關して規定して居た明治四十年法律第四十八號は、新恩給法の附則に依て廢止せられた。

明治四十年勅令第八十八號即ち恩給加算年に關する規定は政府より俸給の支給を受けざる官吏に之を適用せざることを定めて居た規定も亦新恩給法の附則に依り廢止せられ、例へば市から俸給を受け、而も文官たる關東州の市立高等女學校若は市立實業學校の職員の様も、當分の内恩給加算年の恩典に浴することとなつた。

尙ほ在外指定學校職員を受くる退隱料及遺族扶助料のことに關しては、大正十二年の改正恩給法に於ては從來の公立學校職員退隱料及遺族扶助料をも恩給とし、恩給法の中に規定することとし、従つて公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法は廢止せられたので、在外指定學校職員は爾後恩給を受くることとなつた。

第十九款 教育行政機關

第一項 中央教育行政機關

關東州が我國の支配の下に立つこととなつた後、明治三十九年八月勅令第九十六號を以て關東都督府官制が定められ、同月又勅令第九十九號を以て關東都督府職員官等給與令が定められたことは、前に概説及學校等職員關係の場所に於て述べた通である。

明治四十一年一月十一日勅令第二號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都督官房ニ祕書課、文書課及外事課ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ都督之ヲ定ム

同條第二項中「及祕書官專任一人」及第四項ヲ削ル

第二十一條中「民政長官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

外事總長 一人 勅任又ハ奏任

警視總長 一人 勅任又ハ奏任

同條中「民政署長」ノ次ニ左ノ如ク加フ

秘書官 專任一人 奏任

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

事務官ハ南滿洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 外事總長ハ都督官房外事課長ト爲リ都督ノ命ヲ承ケ涉外事務ヲ掌理ス

第二十二條ノ三 警視總長ハ民政部警務課長ト爲リ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌル者ハ上官ノ命ヲ承ケ鐵道線路ノ警察事務ヲ掌理ス

第三十條ノ二 秘書官ハ都督ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年十月三十一日勅令第二百七十號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第十八條中「及一署」及「監獄署」ヲ削ル

第十九條中「三區」ヲ「二區」ニ改ム

第二十條中「及監獄署」及「及監獄支署」ヲ削ル

第二十一條 都督府ニ左ノ職員ヲ置ク

民政長官 勅任

外事總長 勅任又ハ奏任

警視總長 勅任又ハ奏任

參事官 專任一人 奏任

事務官 專任八人 奏任 但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

秘書官 專任一人 奏任

技師 專任十一人

警視 專任八人 奏任

翻譯官 專任三人 奏任

屬

警部 專任百六十二人 判任

技手

翻譯生

事務官ハ南滿洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

- 第二十四條中「事務官ハ」ノ下ニ「民政署長タル者ヲ除クノ外」ヲ加フ
- 第二十五條中「民政署長ハ」ノ下ニ「事務官ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ加フ
- 第二十六條中「十圓以内ノ罰金又ハ拘留」ヲ「五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留」ニ改ム
- 第三十三條 削除
- 第三十八條 削除
- 第三十九條 削除
- 第四十一條中「監獄支署長ハ監吏」ヲ削ル
- 第四十三條中「及看守」ヲ削ル

附則

本令ハ明治四十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百七十八號を以て左の如く關東都督府職員官等給與令中に改正が行はれた。(抄)

關東都督府職員官等給與令中左ノ通改正ス

第二條中「警視總長」ノ下ニ「事務官」ヲ加フ

高等文官官等表中二等乃至七等ノ欄「警視總長」ノ次ニ左ノ如ク加へ

事務官	同上	同上	同上	同上	同上
-----	----	----	----	----	----

「事務官」及「民政署長」ノ項ヲ削リ(中略)

高等文官官等相當俸給表中「民政署長」ヲ削リ(後略)

附則

本令ハ明治四十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年三月勅令第三百三十四號を以て高等官官等俸給令、勅令第三百三十五號を以て判任官俸給令が改正せられ、又同年六月勅令第二百六十七號を以て文武判任官等級令が定められ、内地の官吏たると新領土其他の官吏たるとを問はず、其官等俸給に關しては同一の官等俸給規程の中に規定せらるることとなつたので、從來の關東都督府職員官等給與令、關東都督府中學校職員官等俸給令及旅順工科學堂高等官官等俸給令は廢止せられた。

右の勅令第三百三十四號及勅令第三百三十五號は第二次桂内閣の時に行はれた一般官吏増俸に關するものである。此等の勅令の正文は内地に於ける學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから、此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東都督府職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等俸給		官等俸給	
	從前	改正	從前	改正
關東都督府	親任	親任	六、〇〇圓	七、五〇圓
民政長官	自一至二等	自一至二等	三、五〇〇圓 四、〇〇圓	自三級 五、〇〇〇圓

關東都督府事務官	自七等	自奏任	自十一級	九〇〇圓	自十奏任	一、〇〇〇圓
關東都督府參事官	至自三七等	至勅任七等	至一級	二、八〇〇圓	至勅任級	三、七〇〇圓
關東都督府秘書官	至自三七等	至自三七等	至自十一級	二、九〇〇圓	至自十級	三、〇〇〇圓

明治四十三年四月一日勅令第九十號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第十五條中「文書課」ノ下ニ「營繕課」ヲ加フ

第二十一條中「十一人」ヲ「十人」ニ、「警視專任八人」ヲ「警視專任七人」ニ、「三人」ヲ「二人」ニ、「百六十二人」ヲ「二百三十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年六月二十二日勅令第二百八十二號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第四條、第八條及第十條中「外務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改メ第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ外交ニ關スル事項ニ付テハ外務大臣ノ監督ヲ承ク

第十二條乃至第十四條中「外務大臣ニ由リ」ヲ削ル

第二十一條中「勅任又ハ奏任」ヲ「勅任」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年四月二十五日勅令第二百二十六號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。(抄)

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第二十一條中「七人」ヲ「十人」ニ、

「屬警視
技手
生」

專任二百三十五人判任」ヲ

「屬警視
技手
生」

專任百五十九人判任」ニ改

メ其ノ次ニ左ノ如ク加フ

警部補 專任九十三人 判任

第三十六條中「警部」ノ下ニ「及警部補」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年六月十三日勅令第二百二十八號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第四條及第十條中「内閣總理大臣」ヲ「外務大臣」ニ改メ第四條但書ヲ削ル

第八條中「内閣總理大臣ヲ經由シテ」ヲ「外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ」ニ改ム

第十二條乃至第十四條中「内閣總理大臣」ヲ「外務大臣ニ由リ内閣總理大臣」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百十四號を以てする高等官官等俸給令第八條中の改正に依り、關東都督府事務官の年俸三千七百圓であつたのが一級三千七百圓、二級三千三百圓と改められた。

大正二年九月二十五日勅令第二百八十一號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第十五條中「營繕課」ヲ削ル

第二十一條中「八人」ヲ「七人」ニ、「十人」ヲ「九人」ニ、「百五十九人」ヲ「百五十二人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年七月三十一日勅令第八十二號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第二條 關東都督府ニ關東都督ヲ置ク

都督ハ關東州ヲ管轄シ南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ保護及取締ノ事ヲ掌ル

都督ハ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ統裁ス

第四條 都督ハ部下軍隊ヲ統率シ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス但シ外交ニ關スル事項ニ付テハ外務大臣ノ監督ヲ承ク

第五條中「清國」ヲ「支那」ニ改ム

第七條中「禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以内」ヲ「一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以内ノ罰金若ハ科料」ニ改ム

第八條及第十二條乃至十四條中「外務大臣ニ由リ」ヲ削ル

第十條中「外務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第十五條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項ヲ削ル

都督府ニ都督官房、民政部、警務部及陸軍部ヲ置ク

第十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

都督官房、民政部及警務部ノ事務ノ分掌ハ都督之ヲ定ム

第十七條 削除

第十八條 削除

第二十一條中「外事總長勅任」ヲ「警務總長勅任又ハ奏任」ニ、「警視總長勅任」ヲ「外事總長勅任又ハ奏任」ニ改ム

第二十二條ノ二 警務總長ハ南滿洲駐劄憲兵ノ長タル陸軍將校ヲ以テ之ニ充ツ都督ノ命ヲ承ケ警務部ノ事務ヲ掌理ス

第二十二條ノ三 外事總長ハ民政部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ涉外事務ヲ掌理ス

第二十三條中「各課ノ事務」ヲ「府務」ニ改ム

第二十四條 事務官ハ民政署長タル者ヲ除クノ外上官ノ命ヲ承ケ府務ヲ分掌ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又關東都督府訓令第三十二號を以て關東都督府官房、民政部及警務部分課規程が定められた。(抄)

關東都督府官房、民政部及警務部分課規程左ノ通定ム

關東都督府官房、民政部及警務部分課規程

第六條 地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

三 教育ニ關スル事項

附則

關東都督府官房並民政部分課規程ハ之ヲ廢止ス

大正七年五月二十三日勅令第六十七號を以て左の如く關東都督府官制中に改正が行はれた。

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第二十一條中「秘書官專任一人奏任」ノ次ニ「學務官專任一人奏任」ヲ、「屬」ノ次ニ「視學」ヲ加ヘ「百五十二人」ヲ「百七十三人」ニ、「九十三人」ヲ「九十九人」ニ改ム

第三十條ノ三 學務官ハ上官ノ命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌リ兼テ學事ノ視察ヲ掌ル

第三十五條ノ二 視學ハ上官ノ指揮ヲ受ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り初めて學務官及視學が置かれたのであつた。

同日又勅令第六十八號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十六條中「臺灣總督府營林局事務官」ノ次ニ「關東都督府學務官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月十二日勅令第九十四號を以て左の如く關東廳官制が定められ、關東都督府官制は廢止せられた。

關東廳官制

- 第一條 關東州ニ關東廳ヲ置ク
- 第二條 關東廳ニ關東長官ヲ置ク

關東長官ハ關東州ヲ管轄シ南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ警務上ノ取締ノ事ヲ掌ル

關東長官ハ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス

- 第三條 關東長官ハ親任トス

陸軍武官關東長官ニ任セラレタルトキハ之ニ關東軍司令官ヲ兼ネシムルコトヲ得

第四條 關東長官ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス但シ涉外事項ニ關シテハ外務大臣ノ監督ヲ承ク

第五條 關東長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以内

ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第六條 關東長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ

發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ發布後直ニ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ關東

長官ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第七條 關東長官ハ其ノ管轄區域ノ安寧秩序ノ保持又ハ鐵道線路ノ警護ノ爲必要アルトキハ關東軍司令官ニ兵力ノ

使用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 關東長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキ

ハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第九條 關東長官ハ所部ノ職員ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專

行ス

第十條 關東長官ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部ノ職員ノ敘位敘勳ヲ上奏ス

第十一條 關東長官ハ所部ノ職員ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ及奏任官ノ免官ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏ス

第十二條 關東廳ニ長官官房、民政部及外事部ヲ置ク

長官官房、民政部及外事部ノ事務ノ分掌ハ關東長官之ヲ定ム

第十三條 關東州ヲ二區ニ分チ各區ニ民政署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ關東長官之ヲ定ム

第十四條 民政署ノ事務ヲ分掌セシムル爲須要ノ地ニ民政支署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ關東長官之ヲ定

ム

第十五條 關東廳ニ左ノ職員ヲ置ク

事務總長 勅任

民政部長

外事部長

參事官 專任一人

奏任

事務官 專任七人

奏任 但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第四章

關東州及南滿洲鐵道附屬地の教育

警務官	專任一人	奏任
秘書官	專任一人	奏任
學務官	專任一人	奏任
技師	專任九人	奏任
警視	專任九人	奏任
翻譯官	專任二人	奏任
屬		
視學	專任百七十三人	判任
警部		
技手		
翻譯生		
警部補	專任九十九人	判任

民政部長ハ關東廳事務總長、外事部長ハ奉天ニ駐在スル總領事ヲ以テ之ニ充ツ

事務官ハ南滿洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

交通ノ事務ニ關シ關東廳ニ顧問ヲ置ク顧問ハ南滿洲鐵道株式會社ノ社長ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 事務總長ハ關東長官ヲ佐ケ關東長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十七條 民政部長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ民政部ノ事務ヲ掌理ス

外事部長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ外事部ノ事務ヲ掌理ス

第十八條 參事官ハ上司ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌リ又ハ廳務ヲ助ク

第十九條 事務官ハ民政署長タル者ヲ除クノ外上司ノ命ヲ承ケ廳務ヲ分掌ス

第二十條 民政署長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ關東長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ施行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第二十一條 民政署長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ民政署令ヲ發

シ之ニ五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第二十二條 民政署長ハ管内ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ關東長官ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場

合ニ際シテハ直ニ其ノ附近ノ守備隊長ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 民政署長ハ所部ノ職員ヲ監督シ判任官ノ進退ヲ關東長官ニ具狀ス

第二十四條 民政署長ハ署中職務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 民政署長事故アルトキハ上席ノ官吏其ノ職務ヲ代理ス

民政署長ハ部下ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十六條 警務官ハ上司ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二十七條 秘書官ハ關東長官ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十八條 學務官ハ上司ノ命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌リ兼テ學事ノ視察ヲ掌ル

第二十九條 技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第三十條 警視ハ上司ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌ル

- 第三十一條 翻譯官ハ上司ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル
 - 第三十二條 屬ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 - 第三十三條 視學ハ上司ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス
 - 第三十四條 警部及警部補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
 - 第三十五條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
 - 第三十六條 翻譯生ハ上司ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ従事ス
 - 第三十七條 民政支署長ハ警視、屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
 - 第三十八條 民政支署長事故アルトキハ上席官吏其ノ職務ヲ代理ス
 - 第三十九條 關東廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス
- 巡查ノ定員ハ關東長官之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東都督府官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ關東都督府ノ參事官、事務官、祕書官、學務官、技師、警視、翻譯官、屬、視學、警部、技手、翻譯生、警部補又ハ巡查ノ職ニ在ル者ハ關東廳ノ參事官、事務官、祕書官、學務官、技師、警視、翻譯官、屬、視學、警部、技手、翻譯生、警部補又ハ巡查ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

別ニ定ムルモノヲ除ク外他ノ勅令中關東都督府トアルハ關東廳、關東都督又ハ都督トアルハ關東長官トス

他ノ勅令中任用給與等ニ付テノ在職年數ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ關東都督府職員トシテノ在職ハ之ヲ關東廳職員トシテノ在職ト看做ス

前に概説に於て述べた如く關東都督府官制に依り關東都督は陸軍大中將の中より親任せられ、關東州及南滿洲鐵道附屬地を統轄する長官として文武の權を併有するものであつたが、世界大戰の後時勢の推移に伴ひ、臺灣に於ても朝鮮に於ても多少統治の方針を變更するの必要を生じ、從來の武官總督の制を廢し、總督は専ら文事的行政のみを統轄し、軍事的事務は之を軍司令官の手に移すこととした際であつたので、關東州に於ても亦同様の趣旨を以て武官制の關東都督を廢し、關東長官を置きて専ら文事的行政を統轄せしめ、軍事的事務の爲には別に關東軍司令官を置くこととしたのである。

此の如く關東都督は關東長官と改められたが、文部大臣より獨立して教育行政を統理する關係は從來と渝る所はなし。

新官制に依り教育行政事務は民政部に於て之を管掌したのであつた。

同日勅令第九十六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「關東都督府民政長官」ヲ「關東廳事務總長」ニ改メ(後略)

別表第一表關東都督府ノ部中「民政長官」ヲ「事務總長」ニ改メ(後略)

「關東都督府」ヲ「關東廳」ニ、「關東都督」ヲ「關東長官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又左記關東廳令第三號が發せられた。これは關東都督府が關東廳と變つた結果である。

關東廳管内ニ於ケル諸般ノ成規中關東都督府又ハ當府トアルハ關東廳、關東都督又ハ都督トアルハ關東長官、民政長官トアルハ事務總長、警務總長トアルハ民政部長、關東都督府報又ハ府報トアルハ關東廳報トス

附則

本令ハ大正八年四月十二日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年八月十八日勅令第三百八十三號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。之に依つて視學の定員が明に規定せらるることとなつた。

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十三條中「二區」ヲ「三區」ニ改ム

第十五條中「學務官 專任一人 奏任」ノ次ニ「理事官 專任三人 奏任」ヲ加ヘ「七人」ヲ「九人」ニ、「專任九人」ヲ「專任十人」ニ、

「屬 視學 警部 技手 翻譯生」	專任百七十三人判任」ヲ	「屬 視學 警部 技手 翻譯生」	專任八十八人判任 專任五十二人判任 專任三十一人判任 專任十八人判任	ニ改ム
------------------------------	-------------	------------------------------	---	-----

第二十八條ノ二 理事官ハ民政支署長タル者ヲ除クノ外民政署ニ屬シ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
第三十七條中「警視」ノ上ニ「理事官、」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第三百八十四號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十九條中「臺灣總督府醫院藥局長」ノ次ニ「關東廳理事官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月勅令第二百五十七號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第二百五十八號を以て判任官俸給令中の改正、勅令第二百五十九號を以て文武判任官等級令中の改正が行はれた。これは世界大戰後に於ける物價騰貴に伴ふ一般官吏増俸に關するものである。

右三勅令の正文は内地に於ける學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから、此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東廳職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等		從前	從前	改正
	給	俸			
關東廳長官	親任	親任	七、五〇〇圓		七、五〇〇圓
關東廳事務總長	至自二一 等	至自二一 等	五、〇〇〇圓		六、五〇〇圓
關東廳事務官	至自七二 等	至自七二 等	三、七〇〇圓		五、二〇〇圓
關東廳參事官	至自七三 等	至自七三 等	三、〇〇〇圓		四、五〇〇圓
關東廳學務官	至自八四 等	至自七三 等	二、五〇〇圓		四、五〇〇圓
關東廳長官秘書官	至自七三 等	至自七三 等	三、〇〇〇圓		四、五〇〇圓
關東廳理事官	至自八五 等	至自八四 等	二、〇七五圓		三、八〇〇圓
關東廳事務官補	至自九六 等	至自八四 等	一、五〇〇圓		三、八〇〇圓

大正九年十月二十五日勅令第五百號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。
關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「八十八人」ヲ「百八人」ニ、「三十三人」ヲ「三十七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正十年六月三日勅令第二百四十七號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十二條中「民政部」ヲ「内務局、警務局」ニ改ム

第十五條中「事務總長 勅任」ノ次ニ「局長二人 勅任」ヲ加ヘ「參事官 專任一人」ヲ「參事官 專任二人」ニ、

「專任九人」ヲ「專任十六人」ニ、「三人」ヲ「八人」ニ、「百八人」ヲ「百二十人」ニ、「五十一人」ヲ「五十二人」

ニ、「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、「九十九人」ヲ「百二十一人」ニ改メ「警務官專任一人 奏任」及「民政部長

ハ關東廳事務總長、」ヲ削リ同條第一項中「民政部長」ヲ削ル

第十六條 事務總長ハ關東長官ヲ佐ケ廳務ヲ總理シ各部局ノ事務ヲ監督ス

第十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

局長ハ各局ノ長ト爲リ關東長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

警務局長ハ警察及衛生ノ事務ノ執行ニ關シ關東長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十二條 削除

第二十六條 削除

第三十七條中「警視、屬又ハ警部」ヲ「又ハ屬」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州裁判事務取扱令第七十一條中「民政署長及憲兵隊長」ヲ「警務署長」ニ改メ同條第二項第三號ヲ削ル
關東州罰金及管刑處分令第九條及第十一條中「民政署又ハ民政支署」ヲ「警務署又ハ警務支署」ニ、同令第十二條中「關東都督」ヲ「關東長官」ニ改ム
關東州犯罪即決例第一條及第七條中「民政署長、民政支署長又ハ其ノ職務ヲ代理スル官吏」ヲ「警務署長又ハ警務支署長」ニ改ム

關東廳警察官服制別表中「警務官」ヲ「警務局長」ニ改ム
右の改正の結果教育行政事務は内務局に於て之を管掌することとなつた。

同日勅令第二百五十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「臺灣總督府州知事」ノ次ニ「關東廳各局長」ヲ加フ
別表第一表關東廳ノ部中事務總長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

各局長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又長官官房、内務局、警務局、外事部に對する關東廳訓令第三十一號を以て左の如く關東廳事務分掌規程が定められた。(抄)

關東廳事務分掌規程左ノ通定ム

關東廳事務分掌規程

第二條 内務局ニ地方課、學務課、殖産課、財務課及土木課ヲ置ク

學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 教育及學藝ニ關スル事項
- 二 學校職員ノ監督ニ關スル事項
- 三 學校、幼稚園、博物館及圖書館ニ關スル事項
- 四 教育用圖書ニ關スル事項
- 五 社寺、宗教及祭祀ニ關スル事項

附則

關東廳官房、民政部及外事部分課規定ハ之ヲ廢止ス

大正十一年七月一日勅令第三百三十四號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。之に依つて視學の定員が増加せられた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「警視 專任十人」ヲ「警視 專任十二人」ニ、「百二十人」ヲ「百八十人」ニ、「視學 專任二人」ヲ「視學 專任七人」ニ、「五十二人」ヲ「五十九人」ニ、「三十九人」ヲ「四十四人」ニ、「翻譯生 專任 十八人 判任」ヲ「翻譯生 專任二十三人 判任」ニ、「百二十一人」ヲ「百二十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年五月二十三日勅令第二百六十二號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「内一人」ヲ「内二人」ニ、「專任十人」ヲ「專任八人」ニ、「十二人」ヲ「十一人」ニ、「百八十人」ヲ「百六十人」ニ、「七人」ヲ「六人」ニ、「五十九人」ヲ「五十八人」ニ、「四十四人」ヲ「四十一人」ニ、「奉天ニ駐在スル總領事」ヲ「事務官」ニ改メ「學務官 專任一人 奏任」ヲ削ル
第二十八條 理事官ハ民政支署長タル者ヲ除クノ外上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
第二十八條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に依り學務官が廢止せられ、視學の定員が減少せられた。これは行政整理の結果である。

大正十二年七月十二日勅令第三百五十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中(中略)「關東廳學務官」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十九號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。之に依つて事務總長も廢止せられ視學の定員が更に減少せられた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第二項ヲ削ル

關東廳ニ左ノ職員ヲ置ク

局長 二人

勅任

財務部長

奏任

事務官

專任十四人

奏任

内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第四章

關東州及南滿洲鐵道附屬地の教育

秘書官	專任一人	奏任
理事官	專任五人	奏任
技師	專任七人	奏任
警視	專任十人	奏任
翻譯官	專任一人	奏任
屬	專任百二十九人	判任
視學	專任五人	判任
警部	專任五十八人	判任
技手	專任三十九人	判任
翻譯生	專任二十一人	判任
稅務吏	專任二十二二人	判任
警部補	專任百十人	判任

第十六條 削除

第十八條 削除

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第四百五十六號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。(抄)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中(中略)「關東廳事務總長」(中略)ヲ削ル

第十四條中(中略)「關東廳參事官」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年七月二十二日勅令第二百六十三號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「事務官 專任十四人」ヲ「事務官 專任十五人」ニ、「技師 專任七人」ヲ「技師 專任八人」ニ、「警視 專任十人」ヲ「警視 專任十一人」ニ、「屬 專任百二十九人」ヲ「屬 專任百三十五人」ニ、「警部 專任五十八人」ヲ「警部 專任六十一人」ニ、「技手 專任三十九人」ヲ「技手 專任四十人」ニ、「翻譯生 專任二十一人」ヲ「翻譯生 專任二十三人」ニ、「稅務吏 專任二十二二人」ヲ「稅務吏 專任二十六人」ニ、「警部補 專任百十人」ヲ「警部補 專任百十四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年六月二十九日勅令第百九十八號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。之に依つて視學の定員が増加せられた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「屬 專任百三十五人」ヲ「屬 專任百四十二人」ニ、「視學 專任五人」ヲ「視學 專任九人」ニ、「技手 專任四十人」ヲ「技手 專任四十三人」ニ、「翻譯生 專任二十三人」ヲ「翻譯生 專任二十六人」ニ、「警部補 專任百十四人」ヲ「警部補 專任百十七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年七月三十一日勅令第百七十八號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條中「技師 專任八人」ヲ「技師 專任九人」ニ、「屬 專任百四十二人」ヲ「屬 專任百四十五人」ニ、「警部 專任六十一人」ヲ「警部 專任六十三人」ニ、「技手 專任四十三人」ヲ「技手 專任六十五人」ニ、「稅務吏 專任二十六人 判任」ヲ「稅務吏 專任三十人 森林主事 專任五人 判任」ニ、「警部補 專任百十七人」ヲ「警部補 專任百二十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年六月十日勅令第百六十號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。これは拓務大臣が設けられた結果である。

關東廳官制中左ノ通改正ス

第四條中「內閣總理大臣」ヲ「拓務大臣」ニ改ム

第六條及第九條乃至第十一條中「內閣總理大臣」ヲ「拓務大臣」ニ由リ內閣總理大臣ヲ經テ「ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年一月二十一日勅令第六號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。これに依つて視學官が置かるることとなつた。(抄)

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十五條第一項中「理事官 專任五人 奏任」ノ次ニ「視學官 專任一人 奏任」ヲ加ヘ「屬 專任百四十五人」ヲ「屬 專任百四十七人」ニ改メ同條第三項中「社長」ヲ「總裁」ニ改ム
第二十八條ノ二 視學官ハ上司ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第十二號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「關東廳事務官」ノ次ニ「關東廳視學官」ヲ加フ

第十五條中「臺灣總督府翻譯官」ノ次ニ「臺灣總督府稅務官」ヲ、「樺太廳事務官」ノ次ニ「樺太廳視學官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第十四號を以て左の如く關東廳視學官特別任用令が定められた。

關東廳視學官特別任用令

第一條 關東廳視學官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

一 文部省督學官、朝鮮總督府視學官又ハ臺灣總督府視學官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ従事スル職員ノ職ニ在リタル者

三 五年以上判任官又ハ判任官待遇ノ學校長、教官、教員又ハ教育事務ニ従事スル職員ノ職ニ在リテ月額百三十

五圓以上ノ俸給ヲ受ケタル者

第二條 前條第二號及第三號ニ規定シタル各職ノ在職年數ハ之ヲ通算ス但シ所要ノ在職年數ヲ異ニスル各職ノ在職年數ヲ通算スル場合ニ於テハ甲職ノ在職年數ノ其ノ職ノ所要ノ在職年數ニ對スル比率ヲ乙職ノ所要ノ在職年數ニ乗ジテ得タル年數ヲ甲職ノ在職年數トシ之ヲ乙職ノ在職年數ニ通算ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十月二十二日勅令第九十六號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十三條中「二區」ヲ「五區」ニ改ム

第十四條ヲ削リ第十四條ノ二ヲ第十四條トス

第十五條第一項中「事務官 專任十五人」ヲ「事務官 專任十七人」ニ、「技師 專任九人」ヲ「技師 專任十人」

ニ、「警視 專任十一人」ヲ「警視 專任十二人」ニ、「翻譯官 專任一人」ヲ「翻譯官 專任二人」ニ、「警部

專任六十三人」ヲ「警部 專任六十五人」ニ、「技手 專任六十五人」ヲ「技手 專任六十八人」ニ、「翻譯生 專

任二十六人」ヲ「翻譯生 專任二十七人」ニ、「森林主事 專任五人」ヲ「森林主事 專任八人」ニ、「警部補 專

任百二十人」ヲ「警部補 專任百二十四人」ニ改ム

第十七條第二項中「民政支署長」ヲ削ル

第十九條中「又ハ民政支署長」ヲ削ル

第二十五條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ關東長官特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條中「民政支署長タル者ヲ除クノ外」ヲ削ル

第三十七條及第三十八條ヲ削リ第三十八條ノ二乃至第三十八條ノ四ヲ各第三十七條、第三十八條及第三十八條ノ二トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年五月勅令第九十九號を以て高等官官等俸給令中の改正、勅令第百號を以て判任官俸給令中の改正が行はれた。これは第二次若槻内閣の時に於ける一般官吏減俸に關するものである。右二勅令の正文は内地の學校等職員關係中官立學校等職員のことを説く際に之を掲げたから、此處には之を省略し、唯舊令と新令とに依る關東廳職員の官等俸給の比較のみを左に掲げる。

官名	官等俸給		俸給	
	従前	改正	従前	改正
關東長官	親任	親任	七、五〇〇圓	六、六〇〇圓
關東廳各局長	二等	二等	自一二級 四、八〇〇圓 五、二〇〇圓	自一二級 四、三〇〇圓 四、六五〇圓
關東廳事務官	自七等 至二等	自七等 至二等	自奏任 十二級 一、二〇〇圓 至勅任級 五、二〇〇圓	自奏任 十二級 一、一三〇圓 至勅任級 四、六五〇圓
關東長官秘書官	自三七等 至自四八等	自三七等 至自四八等	自十二級 至十一級 四、五〇〇圓 三、八〇〇圓	自十二級 至十一級 四、一三〇圓 三、四〇〇圓

關東廳視學官	自三七等 至自四八等	自三七等 至自四八等	自十二級 至十一級 四、五〇〇圓 三、八〇〇圓	自十二級 至十一級 四、一三〇圓 三、四〇〇圓
關東廳理事官	自三七等 至自四八等	自三七等 至自四八等	自十二級 至十一級 四、五〇〇圓 三、八〇〇圓	自十二級 至十一級 四、一三〇圓 三、四〇〇圓

昭和七年十一月十二日勅令第三百四十八號を以て左の如く關東廳官制中に改正が行はれた。之に依つて視學の定員が減少せられた。これは行政整理の結果である。

關東廳官制中左ノ通改正ス

第十二條中「警務局及財務部」ヲ「財務局及警務局」ニ改ム
 第十五條第一項中「局長 二人」ヲ「局長 三人」ニ、「理事官 專任五人」ヲ「理事官 專任四人」ニ、「技師 專任十人」ヲ「技師 專任七人」ニ、「翻譯官 專任二人」ヲ「翻譯官 專任一人」ニ、「屬 專任百四十七人」ヲ「屬 專任百四十人」ニ、「視學 專任九人」ヲ「視學 專任八人」ニ、「警部 專任六十五人」ヲ「警部 專任五十九人」ニ、「技手 專任六十八人」ヲ「技手 專任五十九人」ニ、「翻譯生 專任二十七人」ヲ「翻譯生 專任二十六人」ニ、「稅務吏 專任三十人」ヲ「稅務吏 專任三十六人」ニ、「森林主事 專任八人」ヲ「森林主事 專任七人」ニ、「警部補 專任百二十四人」ヲ「警部補 專任百十七人」ニ改メ「財務部長 奏任」ヲ削ル
 第十七條第三項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項 地方教育行政機關

地方教育行政機關としては民政署長がある。民政署長は關東廳官制の示すが如く、一箇の行政官廳として其管轄區域内の行政事務を施行するもので、部内に於ける教育行政事務に關しても監督權を有するのである。

尙ほ大正十三年十月二十三日勅令第二百四十九號を以て左の如く關東州地方待遇職員令が定められた。

關東州地方待遇職員令

第一條 地方産業ニ關スル事務又ハ技術ニ従事セシムル爲地方費ヲ以テ關東廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

事務職員

産業主事

産業書記

技術職員

産業技師

産業技手

專任一人

專任六人

以內

專任四人

以內

專任十五人

以內

奏任官待遇

判任官待遇

判任官待遇

奏任官待遇

判任官待遇

判任官待遇

第二條 地方土木ニ關スル事務又ハ技術ニ従事セシムル爲地方費ヲ以テ關東廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

事務職員

土木主事

土木書記

專任一人

專任七人

以內

奏任官待遇

判任官待遇

技術職員

土木技師

土木技手

專任二人

以內

專任十九人

以內

奏任官待遇

判任官待遇

判任官待遇

奏任官待遇

第三條 地方教育事務ニ従事セシムル爲地方費ヲ以テ關東廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

教育主事

教育書記

專任一人

專任四人

以內

奏任官待遇

判任官待遇

判任官待遇

第四條 地方衛生ニ關スル事務又ハ技術ニ従事セシムル爲地方費ヲ以テ關東廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

事務職員

衛生主事

衛生書記

專任一人

專任四人

以內

奏任官待遇

判任官待遇

判任官待遇

技術職員

衛生技手

專任二人

以內

判任官待遇

判任官待遇

第五條 地方行政事務ニ従事セシムル爲地方費ヲ以テ關東廳ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方書記

專任十一人

以內

判任官待遇

判任官待遇

第六條 第七條ニ於テ準用スル地方待遇職員令第九條但書ノ規定ニ依リ俸給ヲ受ケス又ハ最低金額ヨリ低キ俸給ヲ

受ケル第一條乃至前條ノ職員ニシテ他ノ職務ニ従事スル者ノ員數ハ主トシテ従事スル事務又ハ技術ノ職員ノ定員

ノ内トシ其ノ他ノ職員ノ定員ノ外トス

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は第六條に示すが如く、地方的行政事務を處理せしめんが爲に設けられた一種の自治團體の如きものである。尤も其行政に參與する人民代表機關の設もなく、事務は關東長官が自由に之を處理するのであつて、自治的の分子は殆どないのであるが、唯地方費として課稅權を有し、自己の收入を以て自己の經費を支辨する點が、自治體に類似して居るといふに過ぎぬ。此地方費と教育行政との關係に就て、昭和二年五月二十六日勅令第三百三十八號に於て「關東長官ハ必要ト認ムルトキハ關東州地方費ヲ以テ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得」と規定して居ることは前に述べた通である。(學校教練の振作及青年訓練の款參照)

大正四年九月八日關東都督府令第二十六號を以て大連及旅順市規則が定められ、大連市及旅順市が設置せられた。市規則の第一條には「大連及旅順ニ市ヲ設置シ教育衛生及其ノ他ニ關シ特ニ指定シタル事務ヲ掌ラシム」とある。

右の市規則第一條の規定に基き、大正四年九月十二日左記關東都督府告示第九十二號が發せられた。

大連及旅順市規則第一條ニ依リ市ニ於テ掌理スヘキ事務ノ範圍ハ當分ノ内左ノ通定ム但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 公衆衛生ニ關スルコト
- 二 小學校及公學堂ノ普通事務ニ關スルコト
- 三 教育ニ關スルコト

右の告示中第二號に所謂小學校及公學堂の事務に關することとは其意義稍不明瞭であるが、官立學校たる小學校及公

學堂の人員費以外の經費は市に於て之を負擔し、又學齡兒童の就學督勵及授業料の徴收は市に於て之を爲すことを意味するもののやうである。

大正八年三月七日關東都督府告示第十四號を以て左の如く大正四年關東都督府告示第九十二號中に改正が行はれた。之に依つて大連市及旅順市は實科高等女學校の經營を爲し得ることとなつた。

大正四年九月告示第九十二號中左ノ通改正ス

- 三 實科高等女學校ノ經營ニ關スルコト
- 四 教育ニ關スルコト

大正十三年五月二十四日勅令第三百三十號を以て關東州市制が定められた。

前に述べた如く大正四年九月關東都督府令第二十六號を以て大連及旅順市規則が定められたが、彌時機が熟したので今回正式に市制が定められたのであつた。

右市制の第一條には「市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス」とある。而して學校の設立維持の如き教育行政事務は、市の公共事務即ち固有事務に屬するものに非ざるは勿論であるから、市をして此等の事務を行はしめんとするには、法律勅令の規定に依り、之を市の委任務とすることが必要である。故に前述べた如く大正十五年六月勅令第九十四號を以て關東州公立學校官制が定められ、市は高等女學校及實業學校を設立維持し得ることとなつた。(本邦人に對する女子高等普通教育の款參照)

尙ほ大正四年大連及旅順市規則が定められた際に、大正四年關東都督府告示第九十二號を以て、市が小學校及公學堂の普通事務を行ふことが定められ、其後大正八年三月關東都督府告示第十四號を以て、市が實科高等女學校を經營し得ることが追加せられたことは、前に述べた所であるが、新市制定後は、市が小學校及公學堂の普通事務を行ひ得ることに関しては、特別の法律勅令の規定を必要とするに拘らず、事實は此の如き規定なくして、從來の儘に右の事務を行ひ來つたのであつた。

關東州市制定の翌年即ち大正十四年六月二十二日勅令第二百三十八號を以て關東州會制が定められ、會（内地の町村に相當する）といふ自治團體が設けられた。會は實は従前より事實上の自治團體として存在したもので、大正八年二月民政長官の依命通牒を以て會行政準則及其附屬諸規則を制定したやうな次第であるが、其後會住民も漸次自治的訓練を經、彌時機が熟したので右の如く正式に自治體として認めらるることとなつたのである。

會制の第一條には「會ハ法令ニ依リ會ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス」とあり、會をして學校の設立維持の如き教育行政事務を施行せしむるには、法令の規定に依り、之を會の委任事務とする必要があるのであるが、大正十四年七月關東廳令第四十三號關東州會制施行規則の第一條には、會は別段の定あるものの外左の事務を處理すと規定せる中に、教育に關する事項を掲げて居る。又會制定前即ち大正十二年三月關東廳令第十四號關東州普通學堂規則の第二條には「普通學堂ハ會ニ於テ設立管理スルモノトス」と規定し、會が教育行政事務に關與するものたることを明にして居る。此規定は會制定後も勿論其效力を有して居るのである。（支那人に對する初等普通教育の款參照）

第五章 樺太の教育

第一款 概 說

明治三十七八年の日露戰役は我國の光榮ある勝利を以て終り、明治三十八年十月十六日を以て批准公布せられたる日露講和條約に依り、北緯五十度を境界として樺太の下半部は我國の版圖に歸したので、初めは戰時中樺太占領時代よりの引續きに依り軍司令官の下に軍政が行はれ、民政のことは軍司令官に屬する民政署の職員に依て掌理せられたが、庶政其緒に就くに及び、明治四十年三月十五日勅令第三十三號を以て左の如く樺太廳官制が定められ、軍政が廢止せらるるに至つた。

樺太廳官制

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

事務官

警視

支廳長

技師

第五章 樺太の教育

通譯官

屬

警部

技手

通譯

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任四人奏任トス但シ其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第四條 警視ハ專任一人奏任トス

第五條 支廳長ハ專任三人奏任トス

第六條 技師ハ專任六人ヲ以テ定員トス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬、警部及通譯ハ判任トス

屬、警部、技手及通譯ハ通シテ百十六人ヲ以テ定員トシ其ノ各官ノ定員ハ長官之ヲ定ム

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル

事務ニ付テハ遞信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則ヲ附

スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ樺太守備隊司令官ニ移牒シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス

長官及第一部長タル事務官共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及第一部第二部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

長官官房

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項

三 官印廳印ノ管守ニ關スル事項

四 褒賞ニ關スル事項

五 會計ニ關スル事項

第五章 樺太の教育

六 外國人ニ關スル事項

第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項
- 五 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一 拓殖ニ關スル事項
- 二 土木ニ關スル事項
- 三 鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項

長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分掌ヲ變更スルコトヲ得

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第十八條 部長事故アルトキハ長官ニ於テ廳官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官ヲ佐ケ廳務ヲ整理シ官房及各部ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬又ハ警部其ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ従事ス

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の如く樺太廳長官は樺太に於ける文事的行政の首腦者として内務大臣の指揮監督を受け、部内の行政事務を統轄するものであり、教育行政に關しても文部大臣とは關係なく之を處理するのである。樺太廳には長官官房の外第一部及第二部が置かれたが、教育に關することは第一部の所管に屬したのである。

明治四十年三月二十日法律第十八號を以て左の如く樺太廳特別會計法が定められた。

樺太廳特別會計法

- 第一條 樺太廳ノ會計ハ特別トシ其ノ歳入及一般會計ノ補充金ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ
- 第二條 樺太廳特別會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 政府ハ毎年樺太廳特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

從來樺太に在住して居た土人はアイヌ、ニクブン(ギリヤーク)、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクートの六種族で、何れも文化の程度頗る低きが爲教育上の施設の如きは固より何物もなく、且將來彼等に對して施爲すべき所も自ら特殊の教育に屬するものであるので、樺太に於ける教育と云へば朝鮮や臺灣に於けると異なり、専ら相踵いで此地に移住し來れる内地人に對する教育の問題が其主要なる部分を占めるのである。

第二款 初等普通教育

樺太が我が版圖に歸したる後内地よりの渡航者相踵ぎ、豊原、大泊及眞岡の如きは忽にして市街地を形成し、従つて兒童亦多數を算するに至つたので教育機關設置の急に迫られ、樺太廳に於て明治三十九年八月初めて豊原に小學校を開き、次で同年十月大泊及眞岡の兩地にも亦之を設置した。而して同年九月樺太小學校内規を定めて其據るべき所を明にした。然るに教育上の施設を要するのは嘗に此等市街地のみならず、村落に於ても亦同様の事情に在るので應急策として民間に相當の補助を與へて其施設を獎勵した。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、明治四十年には私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たのであつた。

明治四十一年三月二十三日勅令第四十五號を以て左の如く「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」が定められた。

- 第一條 樺太ニ於ケル小學校ニ關シテハ小學校令中第一條乃至第三條、第五條、第十六條乃至第三十三條、第三十五條乃至第三十九條、第四十二條、第四十三條及第四十五條乃至第四十八條ノ規定ニ依ル但シ文部大臣ノ職務ハ内務大臣、府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官、市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長之ヲ行フ
- 第二條 小學校令ノ規定ニ依リ難キ場合アルトキハ樺太廳長官ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 樺太ニ於ケル小學校ノ正教員及准教員ハ普通免許狀又ハ府縣免許狀ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス
- 第四條 樺太廳立小學校職員ノ名稱待遇及等級配當方ニ關シテハ明治二十四年勅令第二百十八號及明治二十五年勅令第三十九號ノ規定ニ依ル

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の勅令に依れば樺太に於ける小學校に關しては其主要なる點に於て内地の小學校令に依て居る。義務教育の制度の如きも(小學校令第三十二條)之を採用して居るのである。

樺太廳立小學校の職員は小學校長、訓導(正教員)及准訓導(准教員)とし、小學校長及正教員は判任文官と同一の待遇を受くるものとした。即ち樺太廳立小學校は官立學校たるに拘らず其職員は之を官吏とせず、明治二十四年勅令第二百十八號市町村立小學校長及教員名稱及待遇の規定に依り市町村立小學校職員と同じく之を判任文官待遇とし、其等級配當は明治二十五年勅令第三十九號公立學校職員等級配當に關する件に依たのである。

明治四十一年三月三十一日法律第三十五號を以て左の如く樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料に關する件が定められた。

第一條 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第一條乃至第十三條及明治二十九年法律第十三號第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員及其ノ遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二條 本法ニ依ル給與ハ國庫ノ支辨トス

第三條 樺太廳立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第四條 市町村立小學校正教員ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員ノ在職年月數ハ本法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ相互之ヲ通算ス

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號及在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ

前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校ノ正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間ニ於ケル轉勤ハ之ヲ勤續ト看做ス

第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員ノ退隱料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右に依て樺太廳立小學校職員は、内地の市町村立小學校職員と同じく市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法に依り退隱料及遺族扶助料を受くること定められたのである(其給與は國庫支辨)。

又明治三十三年法律第七十五號第一條の準用に依り、臺灣や朝鮮に在勤する者と同様恩給加算年の特典にも浴するものである。

同日又内務省令第六號を以て左の如く「樺太ノ小學校ニ關スル件施行方」が定められた。

樺太ノ小學校ニ關スル件施行方左ノ通之ヲ定ム

第一條 明治四十一年勅令第四十五號第一條ニ依り内務大臣ニ於テ定ムヘキ事項ニ付テハ小學校令施行規則中第九十八條乃至第二百一十一條、第五百五十九條、第七十條、第七十二條、第七十四條乃至第八十五條、第二百一十二條乃至第二百二十三條ヲ除キ其ノ他ノ規程ヲ準用ス

第二條 小學校令施行規則中ニ規定スル文部大臣ノ職務ハ内務大臣府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官郡市町村長ノ職務

ハ樺太廳支廳長之ヲ行フ但シ小學校令施行規則第六十八條、第六十九條ニ規定スル郡市長ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第三條 樺太廳立小學校教員ニハ本俸十分ノ八ノ加俸ヲ給ス

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の規程中特に注意すべきは第三條樺太廳立小學校教員には本俸十分の八の在勤加俸を給するとの規定である（第十款學校等職員關係参照）

明治四十一年四月一日勅令第七十一號を以て左の如く「樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給ニ關スル件」が定められた。

第一條 明治二十五年勅令第十八號ハ樺太廳立小學校正教員ニ關シ之ヲ準用ス

第二條 左ニ掲クル年月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

- 一 小學校令ノ規定ニ依リ普通免許狀又ハ小學校正教員府縣免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太廳小學校教員ノ職ニ在リタルトキハ其ノ在職ノ年月數
- 二 前號ニ掲クル免許狀ヲ有スル者ニシテ明治四十一年法律第三十五號施行前樺太民政署ニ於テ教育ノ事務ニ從事シタルトキハ其ノ在職ノ年月數

第三條 樺太廳立小學校教員ノ退隱料及遺族扶助料ノ審査ニ關シテハ學校職員恩給審査規程第二章ノ規定ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又樺太廳令第四號を以て左の如く樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程が定められた。

樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程

第一條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依ル

職名	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
本科正教員	七十五圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十七圓	二十四圓	二十圓	十八圓	十四圓	十六圓	十四圓	十二圓	十三圓	十二圓
專科正教員	四十圓	三十五圓	三十圓	二十七圓	二十四圓	二十圓	十八圓	十四圓	十二圓	十圓	八圓	九圓	十一圓	九圓	八圓	八圓	八圓	八圓	八圓
准教員	二十圓	十八圓	十六圓	十四圓	十三圓	十一圓	九圓	八圓	八圓										

第二條 本科正教員ニシテ一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ漸次百圓マテ増スコトヲ得

第三條 俸給ノ支給ニ關シテハ高等官官等俸給令第十五條乃至第十八條及文官俸給支給細則ノ例ニ依ル加俸ノ支給ニ關シテモ亦同シ

第四條 旅費ニ關シテハ樺太廳職員旅費規則ノ例ニ依リ正教員ニハ判任文官ノ定額、准教員ニハ第二號表ノ定額ヲ

支給ス

第五條 支度料ニ關シテハ樺太廳職員旅費規則ニ準シ正教員ニハ判任官ノ例ニ依リ准教員ニハ第五號表三等ノ額ニ依リ支給ス

第六條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料トシテ一宿ニ付金貳拾錢ヲ支給ス

第七條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ノ療治料ハ實費ヲ以テ之ヲ支給ス

附則

第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 樺太廳小學校教員ニシテ本令施行ノ際現ニ本令ニ規定スル俸給額ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ハ當分ノ内現在ノ儘支給スルコトヲ得

明治四十一年四月二十一日樺太廳令第八號を以て左の如く「私立小學校及幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ設置廢止ニ關スル規程」が定められた。

私立小學校及幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ設置廢止ニ關スル規程

第一條 私立小學校及幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ヲ設置セムトスルトキハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 目的(私立小學校ニ在リテハ之ヲ要セス)

二 名稱

三 位置

四 校地及其ノ附近ノ情況

道德上、衛生上ニ關スル情況、飲料水ノ供給及水質ノ良否等ヲ記スヘシ

五 男女兒童、幼兒又ハ生徒收容豫定數

六 校地ノ圖面(縮尺六百分ノ一、用紙美濃紙)

方位、校地ノ區域及坪數、屋外體操場ノ區域及坪數(私立小學校ニ限ル)、隣接セル土地、道路、山川等地勢ノ概況ヲ表示スヘシ

七 建物ノ平面圖及側面圖(縮尺二百分ノ一、用紙美濃紙)

方位、建物ノ各部屋ノ名稱、區劃及坪數、窓、出入口、及致壇ノ位置、建物構造ノ要領等ヲ表示スヘシ

八 保育室又ハ教室ニ關スル事項

床ノ高サ、牀面ト天井トノ距離、窓ノ構造、牀面ヨリ窓ノ下緣及上緣マテノ距離、各室ノ採光窓ノ面積、壁色等ヲ記スヘシ

(私立小學校ニ在リテハ之ヲ要セス)

九 修業年限(私立小學校ニ限ル)

十 入學、退學及授業料ニ關スル事項(私立小學校ニ限ル)

十一 保育規則又ハ學則

保育規則ニハ保育年限、休日、每週保育時數、入園、退園、保育料、職員ノ職務等ニ關スル事項ヲ規定スヘシ

學則ニハ修業年限、休日、教科目、課程、毎週教授時數、教科用圖書、入學、退學、授業料、賞罰、職員ノ職務等ニ關スル事項ヲ規定スヘシ

十二 經費豫算及維持法

前項第一號第三號及第五號乃至第十一號ノ變更ハ樺太廳長官ノ認可ヲ受ケ第二號及第十二號ノ變更ハ樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第二條 私立小學校及幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ廢止又ハ設立者ノ變更ハ其ノ事由ヲ具シ樺太廳長官ニ届出ツヘシ但シ設立者變更ノ場合ニ於テハ連署ヲ要ス

附則

第三條 本令ハ明治四十一年四月一日ニ溯リ之ヲ施行ス

明治四十一年七月十日内務省令第十一號を以て左の如く「樺太ノ小學校ニ關スル件施行方」中に改正が行はれた。

明治四十一年^三内務省令第六號樺太ノ小學校ニ關スル件施行方中左ノ通改正ス

第一條中「第百二十一條」ノ下ニ「第百三十二條」ヲ加フ

第一條ノ二 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ豫メ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は小學校令施行規則の規定中樺太の小學校に關し準用せざるものの中に更に第百三十二條即ち「私立小學校長及教

員ノ採用解職ハ設立者に於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ」との規定を加へ、同時に新に第一條の二を設けて認可主義を取つたのである。

明治四十三年四月樺太廳令第十一號を以て私立學校補助規則が定められた。

大正二年十二月二十五日勅令第三百十七號を以て左の如く明治四十一年勅令第四十五號「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第四十五號中左ノ通改正ス

第一條 樺太ニ於ケル小學校ニ關シテハ小學校令中第一條、第二條第一項、第二項、第三條、第五條、第十六條乃至第三十三條、第三十五條乃至第三十九條、第四十一條乃至第四十三條及第四十五條乃至第五十條ノ規定ニ依ル但シ第四十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ職務ハ内務大臣、府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官、市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長之ヲ行ヒ市町村立小學校トアルハ樺太廳立小學校、府縣トアルハ樺太廳トシ第二十三條中市町村トアルハ樺太廳支廳長トス

樺太廳立小學校ト稱スルハ國庫ノ經費ヲ以テ設置スルモノヲ謂ヒ私立小學校ト稱スルハ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ謂フ

第一條ノ二 樺太廳支廳長ハ樺太廳立小學校ヲ管理ス

第三條 樺太ニ於テ小學校教員タルヘキ者ハ樺太廳ノ免許狀ヲ受クヘシ但シ小學校令ニ依ル免許狀ヲ有スル者ハ此

ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又内務省令第十八號を以て左の如く「樺太ノ小學校ニ關スル件施行方」中に改正が行はれた。

明治四十一年^三月内務省令第六號樺太ノ小學校ニ關スル件施行方中左ノ通改正ス

第一條中「第九十八條乃至第二百一十一條」ヲ「第一百七條」ニ改ム

第二條中「樺太廳長官」ノ下ニ「道廳府縣内務部長ノ職務ハ樺太廳内務部長」「樺太廳支廳長」ノ下ニ「道廳府縣判任官ノ職務ハ樺太廳判任官」ヲ加ヘ但書ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年五月十九日樺太廳令第十五號を以て左の如く私立小學校經費補助規則が改正せられた。

私立小學校經費補助規則左ノ通定ム

第一條 樺太廳長官ノ指定シタル位置及區域ニ於テ部落民ノ共同ニ依リ設置シタル私立小學校ハ本令ニ依リ其ノ經費ノ補助ヲ受クルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ補助ヲ受ケムトスルトキハ當該小學校ノ管理者左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ願出ツヘシ

一 管理及維持ノ方法

二 學級ノ編制及學年別兒童數

三 教員ノ資格、俸給及氏名

第三條 補助額ハ左ノ各號ニ依リ所轄支廳長之ヲ定ム但シ一學級ノ場合ニ於テ其ノ受持教員准教員ナルトキハ月額

二十二圓、代用教員ナルトキハ月額二十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

一 一學級ナルトキハ月額三十圓以内

二 二學級ナルトキハ月額四十圓以内

三 三學級ナルトキハ月額七十圓以内

四 三學級以上一學級ヲ増ス毎ニ月額二十圓以内ヲ加フ

補助額ハ當該小學校ノ裁縫科受持教員ヲ除キタル總教員ノ俸給月額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ俸給月額ハ其ノ月一日ノ現在ニ依ル

第四條 前條ノ學級數ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム但シ當該小學校ノ學級數之ヨリモ少キトキハ其ノ學級數ニ依ル

一 全校ノ兒童數五十人以下ナルトキハ之ヲ一學級トス

二 左ノ場合ニ於テハ之ヲ二學級トス

(一) 全校ノ兒童數八十人以上ニシテ學年ノ數二以下ナルトキ

(二) 全校ノ兒童數六十人以上ニシテ學年ノ數三以上ナルトキ

(三) 全校ノ兒童數五十人以上ニシテ學年ノ數五以上ナルトキ

三 左ノ場合ニ於テハ之ヲ三學級トス

(一) 全校ノ兒童數百六十人以上ニシテ學年ノ數二以下ナルトキ

(二) 全校ノ兒童數百二十人以上ニシテ學年ノ數三以上ナルトキ

(三) 全校ノ兒童數百人以上ニシテ學年ノ數五以上ナルトキ

四 左ノ場合ニ於テハ之ヲ四學級トス

(一) 全校ノ兒童數二百四十人以上ニシテ學年ノ數四以下ナルトキ

(二) 全校ノ兒童數二百人以上ニシテ學年ノ數五以上ナルトキ

五 全校ノ兒童數三百人以上ナルトキハ之ヲ五學級トス但シ三百人以上七十人ヲ増ス毎ニ一學級ヲ加フ

裁縫科受持教員ヲ除キタル教員數學級數ヨリモ少キトキハ其ノ教員數ヲ以テ學級數ト看做ス

二部教授ヲ爲ストキハ其ノ前後二部ヲ以テ一學級ト看做ス

第五條 前條ノ兒童數ハ學年ノ始ニ於ケル數ニ依ル但シ其ノ増減ニシテ一時ノ現象ト認ムルトキハ從前ノ數ニ依ル

學年ノ中途ニ於テ兒童數著シク増加シタルトキハ其ノ數ニ依リ學級數ヲ定ムルコトヲ得

第六條 月ノ中途ニ於テ教員ヲ採用シタルトキハ其ノ月ニ限り當該教員ノ俸給ニ相當スル額ヲ加給スルコトヲ得

左ノ事由ニ依リ月ノ中途ニ於テ教員ヲ罷免シタルトキハ其ノ月ニ限り當該教員ノ俸給ニ相當スル額ヲ減給ス

一 樺太ニ於ケル他ノ小學校ニ轉職シタルトキ

二 教員タルノ體面ヲ汚シ又ハ重大ナル過失アリタルトキ

前二項ノ規定ハ裁縫科受持教員ニ關シテハ之ヲ適用セス

第七條 前條ノ場合ニ於テハ教員ノ俸給ハ左ノ各號ニ依リ日割計算ヲ以テ之ヲ定ム但シ當該教員ノ俸給額之ヨリモ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 正教員 月二十五圓

二 准教員 月二十二圓

三 代用教員 月二十圓

第八條 補助金ハ毎月二十五日迄ニ之ヲ支給ス

第九條 補助金ノ支給ハ一會計年度ヲ以テ終ルモノトス

第十條 補助ヲ受クル私立小學校ハ部落總代之ヲ管理スヘシ但シ當該小學校ノ設置區域數部落ニ互ルトキハ其ノ所

在地ノ總代之ヲ管理スヘシ

第十一條 學校管理者ハ當該小學校ノ會計事務ヲ取扱ハシムル爲所轄支廳長ノ認可ヲ受ケ部落民中ヨリ會計係ヲ選

定スルコトヲ得

第十二條 學校管理者ハ毎年度ノ始ニ於テ當該小學校ノ收支豫算書ヲ調製シ所轄支廳長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更

セムトスルトキ亦同シ

第十三條 學校管理者ハ毎月當該小學校ノ收支決算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添附シ翌月五日迄ニ所轄支廳長ニ提出ス

ヘシ

第十四條 學校管理者ハ現金出納簿、備品現在簿、消耗品受拂簿ヲ設ケ金品ノ出納ヲ登記スヘシ

主ナル備品ニハ番號ヲ附シ其ノ番號ヲ備品現在簿ニ登記スルコトヲ要ス

第十五條 補助ヲ受クル私立小學校ハ所轄支廳長及樺太廳長官之ヲ監督ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年四月樺太廳令第十一號私立小學校補助規則ハ之ヲ廢止ス

従前ノ規定ニ依リ補助ノ指令ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ其ノ指令ヲ受ケタルモノト看做ス

右に關し同日樺太廳訓令第六號が發せられた。

今回樺太廳令第十五號ヲ以テ私立小學校經費補助規則ヲ改正シタルハ從來ノ實驗ニ鑑ミ不備ノ點ヲ補正シタルニ止マリ其ノ主旨ハ毫モ従前ト異ナル所ナク部落民ノ共同ニ依リ設置シタル私立小學校ニ對シ教員ノ俸給ヲ補給シ以テ優良ナル教員ヲ得セシメ教化ノ實ヲ舉ケムトスルニ在リ抑モ小學校教育ノ事タルヤ一ニ優良ナル教員ノ薰陶訓育ニ俟タサルヘカラス而シテ優良ナル教員ヲ得ントセハ能ク其ノ選任ヲ慎ミ進退ヲ重シ相當優遇ノ途ヲ設ケテ之カ勤績ヲ勸獎セサルヘカラス職ニ支廳長タル者ハ克ク此ノ主旨ヲ體認シ小學校管理者ヲシテ部落經濟ノ許ス範圍ニ於テ相當優遇ノ方法ヲ講セシムルト共ニ深ク教員ノ選任進退ニ留意セシメ以テ有能ヲ獎メ有功ヲ推シ各教員ヲシテ益其ノ職ニ勵精セシメムコトヲ期スヘシ

補助ヲ受クル私立小學校ノ監督ハ今回ノ改正ヲ期シ専ラ支廳長ヲシテ之ニ膺ラシムルコトトセリ之レ各部落ニ於ケル小學校教育ノ施設ヲシテ地方ノ狀況ニ適應セシメ益其ノ實効ヲ收メムトスルニ外ナラサルヲ以テ克ク此ノ主旨ヲ體シ時運ノ進展ニ鑑ミ地方ノ情況ニ稽ヘ部落經濟ノ現況ニ應シテ施設誘導其ノ宜シキヲ得小學校教育ヲシテ倍々實用ニ

適セシメ國民教育ノ効果ヲ擧クルニ於テ毫モ違算ナキヲ期スヘシ

大正五年二月二十六日樺太廳令第三號を以て左の如く小學校の學期、休業及教授時數に關する規則が定められた。

小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則

第一條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ七月三十一日迄

第二學期 八月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 祝日、大祭日及日曜日以外ノ休業日左ノ如シ

一 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月五日迄及一月六日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ管理者又ハ設立者ノ定メタル期間

二 學年末休業 三月二十五日ヨリ同月三十一日迄

三 樺太神社祭 八月二十三日

四 氏神祭 一學年ヲ通シテ二日以内

土地ノ情況ニ依リ特ニ必要アルトキハ左ノ休業日ヲ設クルコトヲ得

一 夏季休業 八月中ニ於テ三十日以内

二 生業繁忙季休業 一學年ヲ通シテ二十八日以内

前二項ノ休業日ハ通シテ八十日ヲ超ユルコトヲ得ス

冬季、夏季及生業繁忙季休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

第一項第一號ニ依リ休業日ヲ定メタル場合ハ其ノ期間ヲ具シ廳立小學校ニ就キテハ樺太廳長官、私立小學校ニ就キテハ支廳長ニ届出ツヘシ

第二項及第四項ニ依リ休業日ヲ定ムル場合ハ管理者又ハ設立者ニ於テ其ノ事由及期間ヲ具シ廳立小學校ニ就キテハ樺太廳長官、私立小學校ニ就キテハ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ

支廳長ニ於テ前項ニ依リ認可ヲ與ヘタルトキハ直ニ樺太廳長官ニ報告スヘシ

第三條 前條ノ外臨時休業ヲ要スルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ其ノ都度事由ヲ具シ廳立小學校ニ就キテハ樺太廳長官、私立小學校ニ就キテハ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ

十二月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ間ニ於テ風雪ノ爲兒童ノ通學困難ナル場合ハ學校長限臨時休業ヲ爲スコトヲ得此場合ニハ直ニ支廳長ニ届出ツヘシ

第四條 小學校令施行規則第二十條ニ依リ學校長ニ於テ冬季休業ノ前後ニ教授時數ヲ減セントスルトキハ豫メ左ノ事項ヲ具シ支廳長ニ届出ツヘシ

一 減セントスル時數及期間

二 各教科目ノ每週教授時數

前項ノ外已ムヲ得サル事情ニ依リ臨時ニ一日ノ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ其ノ事由ヲ具シ支廳長ニ届出ツヘシ

附則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ規定ハ補習科ニハ之ヲ適用セス

大正七年四月六日樺太廳告示第二十二號を以て左の如く小學校設備準則が定められた。

小學校設備準則

第一條 校地ハ開豁乾燥ニシテ衛生ニ適シ且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校地ノ面積ハ學校ノ規模ニ適應シ尙相當擴張ノ餘地ヲ存スルコトヲ要ス

第二條 校地ハ火葬場、避病院、監獄、鐵道線路、有害ナル瓦斯煤煙塵埃等ヲ發散スル場所、劇場寄席娼家料理店

其ノ他喧噪ナル場所又ハ瘴氣發生ノ虞アル沼池等ニ接近セサルコトヲ要ス

第三條 校地内ニハ屋外體操場ヲ設クヘシ

屋外體操場ハ校舍ノ南方、西南方若ハ東南方ノ平坦ナル地ヲ選ヒ方形又ハ之ニ類スル形狀ト爲シ其ノ面積ハ兒童百人未滿ハ二百坪以上、兒童百人以上ハ一人ニ付二坪以上ノ割合ト爲スヘシ

屋外體操場ハ特別ノ事情アル場合ニ限り校地外ニ之ヲ設クルコトヲ得但シ成ルヘク校舍ニ接近シタル位置ヲ選フヘシ

第四條 校地内ニハ井又ハ水道等ニ依リ良質ノ飲料水ヲ供給スル設備ヲ爲スヘシ但シ附近便利ノ地ニ於テ之ヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

校地内ニハ相當下水ノ設備ヲ爲スヘシ

第五條 校地ノ周圍ニハ採光通風ヲ妨ケサルヲ度、トシ適宜樹木ヲ栽植スヘシ

第六條 校舎ノ建築ハ授業上、管理上、衛生上ノ便ヲ圖リ質朴堅牢ヲ旨トスヘシ

校舎ハ平屋造ト爲スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ二階造ト爲スコトヲ得

二棟以上ノ建物ヲ並列シテ建築スルトキハ其ノ相互ノ距離ハ兩建物ノ高サヲ合シタルト同一以上タルコトヲ要ス

第七條 校舎ニハ各學級ニ應スル教室、教員室、湯呑所、昇降口、便所及物置ヲ設クヘシ

校舎ニハ成ルヘク非常口ヲ設クヘシ

第八條 教室ノ構造ハ左ノ各號ニ準據スヘシ

一 教室ハ幅四間長五間ヲ常例トス但シ特別ノ事情アルトキハ幅三間長四間迄之ヲ縮少スルコトヲ得

二 天井ハ牀面ヨリ八尺以上タルヘシ

三 牀ノ高ハ二尺以上タルヘシ

四 採光窓ノ總面積ハ牀面積ノ八分ノ一以上トシ其ノ下縁ハ牀上凡二尺五寸ニ定メ其ノ上縁ハ成ルヘク天井ニ接

近セシムヘシ但シ採光窓ノ上部ハ欄間ト爲スコトヲ得

五 主タル採光窓ハ兒童座席ノ左側ニ之ヲ設ケ南方又ハ東南方ヨリ採光スルヲ常例トス

六 窓ハ兒童座席ノ前面及前面ヨリ三尺以内ノ左右側ニ之ヲ設クルコトヲ得ス

七 採光窓ニハ日光ノ直射ヲ遮蔽スル爲成ルヘク日覆ヲ備フヘシ

八 各教室ニハ通常二箇ノ出入口ヲ設ケ又便宜隣教室ニ通スル出入口ヲ設クヘシ但シ戸ハ引違戸又ハ引戸ト爲ス

ヘシ

第九條 廊下ハ片廊下ヲ常例トス但シ其ノ幅ハ六尺以上タルヘシ

第十條 二階造ノ校舎ニハ二箇以上ノ階段ヲ設クルヲ常例トス

階段ハ幅四尺五寸以上、蹴上五寸乃至六寸 踏面八寸乃至一尺トシ成ルヘク曲折構造ト爲シ中間ニ踊場ヲ設ケ且

手欄ヲ附スヘシ

第十一條 昇降口ハ冬季常風ノ方向ヲ避クヘシ

昇降口ノ面積ハ一學級ニ付二坪以上ノ割合トスヘシ

第十二條 便所ハ別棟トシ井ヲ距ルコト四間以上校舎ヲ距ルコト二間以上ノ位置ニ之ヲ設ケ廊下ヲ以テ校舎ニ接續

スヘシ

便所ハ男女ヲ區別シ男兒百人ニ付大便所二箇以上小便所四箇以上、女兒百人ニ付大便所五箇以上ノ割合ヲ以テ設

クルヲ常例トス

第十三條 屋内體操場ヲ設クル場合ハ成ルヘク教室ト相當ノ距離ヲ存セシムヘシ

屋内體操場ハ三十坪以上トシ二學級以上ナルトキハ一學級ヲ増ス毎ニ凡十坪ノ割合ヲ以テ増加スルヲ常例トス

第十四條 兒童用机腰掛ノ寸法ハ別表ノ標準ニ依リ兒童ノ身長ニ適應セシムルコトヲ要ス

兒童用机腰掛ハ尋常小學校ニ於テハ一號乃至三號ノ三種、高等小學校ニ於テハ三號乃至五號ノ三種、尋常高等小

學校ニ於テハ一號乃至五號ノ五種ヲ備フルヲ常例トス

第十五條 土地ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ本則ニ依リ難キモノアルトキハ適宜斟酌スルコトヲ得

第十六條 本則ハ補習科ノ設備ニ關シテハ之ヲ適用セス

附則

既設ノ小學校ハ其ノ校舍ノ新築改築又ハ校具新調ノ時ヨリ本則ニ依ルヘシ

別表

項目番號	身長	机		腰掛		倚		靠	
		高	幅	高	幅	男兒用	女兒用	第一高	第二高
一號	一〇〇以上 三三、〇〇以上 三六、三〇未滿	一五、五〇	一一、〇〇	八、六〇	三〇、〇〇乃至 三六、〇〇	二六、〇〇乃至 三二、〇〇	五、〇〇	四、〇〇	一〇、〇〇
二號	一一〇以上 三六、三〇未滿 三九、六〇未滿	一七、〇〇	〃	九、四〇	〃	〃	五、四〇	四、四〇	一〇、八〇
三號	一二〇以上 三九、六〇未滿 四二、九〇未滿	一八、五〇	〃	一〇、二〇	三六、〇〇	三二、〇〇	五、八〇	四、八〇	一一、六〇
四號	一三〇以上 四二、九〇未滿 四六、二〇未滿	二〇、〇〇	〃	一一、〇〇	〃	〃	六、二〇	五、二〇	一二、四〇
五號	一四〇以上 四五、五〇未滿	二一、五〇	〃	一一、八〇	〃	〃	六、六〇	五、六〇	一三、二〇

本表中身長欄ハ「センチメートル」其ノ括弧内ノ數及机ノ高以下ハ曲尺ノ寸ヲ以テ一位トス

大正八年四月十日樺太廳令第七號を以て左の如く從來の規程に代るべき私立小學校經費補助規則が定められた。

私立小學校經費補助規則

私立小學校經費補助規則

第一條 樺太廳長官ノ指定シタル位置及區域ニ於テ部落民ノ共同ニ依リ設置シタル私立小學校ハ本令ニ依リ其ノ經費ノ補助ヲ受クルコトヲ得

第二條 本令ニ依リ補助ヲ受ケムトスルトキハ學校管理者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄支廳長ニ願出ツヘシ

一 前前年度三月一日現在在籍兒童數及教員數但シ教員數ハ第四條第二項ノ計算ニ依ル

二 其ノ年度ノ收支豫算書

三 學級ノ編制及學年別兒童數

四 教員ノ資格、俸給及氏名

其ノ年度又ハ前前年度ニ於テ設置シタル小學校ニ在リテハ設置當時ニ於ケル在籍兒童數及教員數ヲ以テ前項第一號ノ在籍兒童數及教員數ト看做ス

第三條 補助金ハ之ヲ教員ノ俸給ニ充當スヘシ

第四條 補助金ハ前前年度三月一日現在在籍兒童數及教員數ニ比例シテ之ヲ交付ス

前項ノ教員數ハ其ノ在籍兒童數五十人以下ナルトキハ之ヲ一人トシ五十人ヲ超過スル毎ニ一人ヲ加フ

在籍兒童數五十人以下ナルトキハ第一項ノ例ニ依ラス補助金ヲ交付スルコトアルヘシ
分教場ハ之ヲ一校ト看做ス

第五條 補助金ハ一會計年度ヲ以テ終リ毎月二十五日迄ニ之ヲ支給ス

補助月額ハ裁縫專科代用教員ヲ除キタル總教員ノ俸給月額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ俸給月額ハ其ノ月一日ノ現在ニ依ル

第六條 私立小學校教員缺員タルコト全月ナルトキハ其ノ月ノ補助金ハ之ヲ支給セス但シ二學級以上ノ小學校ニ在
リテハ補助月額ヲ其ノ月ノ教員數ニテ除シタル額ヲ一人分ノ補助額ト看做シ缺員教員數ヲ乗シタル金額ヲ其ノ小
學校ノ受クル補助月額ヨリ控除ス

第七條 教員ヲ採用シ又ハ左ノ事由ニ依リ解職シタルトキハ補助金ハ採用又ハ解職ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ増減ス但

シ二學級以上ノ小學校ニ在リテハ補助月額ヲ教員數ニテ除シタル額ヲ一人分ノ補助額ト看做シ之ヲ増減ス

一 樺太ニ於ケル他ノ學校ニ轉シタルトキ

二 教員タルノ體面ヲ汚シ又ハ重大ナル過失アリタルトキ

第八條 私立小學校ハ其ノ設置區域内ノ學齡兒童中所轄支廳長ノ指定シタル者ノ就學ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 私立小學校ハ前條ニ依ル學齡兒童ヲ就學セシムルニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第十條 私立小學校ハ部落總代之ヲ管理ス但シ其ノ設置區域數部落ニ互ルトキハ所在地ノ總代之ヲ管理ス

第十一條 學校管理者ハ其ノ會計事務ヲ取扱ヘシムル爲所轄支廳長ノ認可ヲ受ケ部落住民中ヨリ會計係ヲ選定スヘシ

第十二條 學校管理者ハ年度開始前當該小學校ノ收支豫算書ヲ調製シ所轄支廳長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムト

スルトキ亦同シ

第十三條 學校管理者ハ毎月收支決算書ヲ調製シ翌月五日迄ニ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第十四條 學校管理者ハ現金出納簿、備品現在簿、消耗品受拂簿ヲ設ケ金品ノ出納ヲ登記シ證憑書類ヲ保存スヘシ

主ナル備品ニハ番號ヲ附シ其ノ番號ヲ備品現在簿ニ登記スヘシ

第十五條 學校管理者ハ毎月教員勤務表ヲ調製シ翌月五日迄ニ所轄支廳長ニ提出スヘシ

第十六條 學校管理者ハ教員病氣ノ爲執務セサルコト九十日ヲ超ユルトキ及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十

日ヲ超ユルトキハ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケ俸給ノ半額ヲ減スヘシ但シ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服

忌ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 學校管理者ハ教員ノ轉地療養、父母ノ看護其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依ル教員ノ旅行ヲ許可セムトスル

トキハ所轄支廳長ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 私立小學校ハ校務ノ爲教員ヲ出張セシムルトキハ所轄支廳長ノ定ムル旅費額ヲ支給スヘシ

第十九條 學校管理者及教員ハ視學又ハ特命ニ依リ學事ヲ視察スル官吏巡視ノ際指示又ハ注意シタル事項ヲ直ニ處

理スヘシ

第二十條 本令並學校管理者ニ對シ特ニ命令シタル事項ニ違反シタルトキハ所轄支廳長ハ補助ノ支給ヲ停止シ又ハ

其ノ一部ヲ減額スルコトヲ得

附則

本令ハ大正八年度分ヨリ之ヲ施行ス

大正三年五月樺太廳令第十五號私立小學校經費補助規則及大正三年五月訓令第四十八號私立小學校經費補助規則施行ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス（編者註・訓令第四十八號は調査不能に付き前に掲載せず）

大正八年七月三十日内務部、支廳、中學校、高等女學校に對する樺太廳訓令第三十四號を以て左の如く教育效績表彰規程が定められた。これは初等普通教育のみに關することではないが便宜此處に之を述べることにする。

教育效績表彰規程左ノ通定ム

教育效績表彰規程

- 第一條 中等學校、小學校又ハ教育所ノ教員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ本令ニ依リ之ヲ表彰ス
 - 一 教授、訓練ノ成績顯著ナル者
 - 二 就學及出席ノ督勵ニ關シ其ノ成績顯著ナル者
 - 三 學校基本財産ノ造成ニ關シ其ノ成績顯著ナル者
 - 四 多年樺太ニ於テ教員ノ職ニ勤續シ其ノ成績顯著ナル者
- 學校管理者及其ノ他ノ者ニシテ教育ニ關シ成績顯著ナル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
- 第二條 表彰ハ其ノ效績ヲ敘述シタル表彰狀並金品ヲ授與シ之ヲ公示ス
 - 第三條 所轄樺太廳支廳長又ハ中等學校長第一條ニ該當スト認ムル者アルトキハ之ヲ調査シ五月末日限り樺太廳長官ニ具申スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年ニ限り第三條ノ期限ハ八月十日トス

大正八年九月十日樺太廳令第二十五號を以て左の如く樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。

樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス

第六條中「二十錢」ヲ「三十錢」ニ改ム

附則

本令ハ大正八年九月分ヨリ之ヲ適用ス

大正八年十月十五日樺太廳令第三十六號を以て左の如く私立小學校經費補助規則中に改正が行はれた。

私立小學校經費補助規則中左ノ通改正ス

附則第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ニ依ル補助金カ前年度補助金ヨリ寡少ナルトキハ大正八年度ニ限り前年度ト同額ノ補助金ヲ交付ス但シ第四條第三項ニ依リ補助金ヲ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

大正八年十二月十四日樺太廳令第四十一號を以て左の如く私立小學校經費補助規則中に改正が行はれた。

私立小學校經費補助規則中左ノ通改正ス

第七條ノ二 樺太廳長官必要ト認ムルトキハ本令ニ依リ經費ノ補助ヲ受クル私立小學校ニ對シ臨時補助金ヲ交付スルコトアルヘシ

前項ノ補助金ニ對シテハ前五條ノ規定ハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年八月二十八日勅令第三百四十三號を以て左の如く明治四十一年勅令第四十五號「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第四十五號中左ノ通改正ス

第一條中「及第四十五條乃至第五十條」ヲ「第四十五條乃至第五十條、第六十五條及第六十六條」ニ、「内務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ、「市町村長」ヲ「郡長又ハ市町村長」ニ、「市町村立小學校」ヲ「市町村立小學校又ハ町村立小學校」ニ、「樺太廳立小學校」ヲ「樺太廳立小學校又ハ樺太公立小學校」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第二條中「内務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第四條 樺太廳立小學校又ハ樺太公立小學校ノ職員ノ名稱、待遇及等級配當方ニ關シテハ明治二十四年勅令第二百十八號第一條及第二條第一項ノ規定並大正六年勅令第七號ニ依ル但シ明治二十四年勅令第二百十八號第二條中道府縣各三人トアルハ三人トシ大正六年勅令第七號中地方長官トアルハ樺太廳長官トス

第五條 樺太公立小學校職員ノ俸給ハ國庫ノ支辨トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條及第二條中「内務大臣」が「内閣總理大臣」に改められたのは曩に大正七年六月勅令第九十八號を以てする樺太廳官制の改正に依り、樺太廳長官を指揮監督する者は從來の如く内務大臣に非ずして内閣總理大臣となつたが爲である。

第一條、第四條及第五條に樺太公立小學校に關することが現はれて居るのは、從來の官立學校たる樺太廳立小學校の外に今回新に樺太公立小學校なるものが認めらるることとなつたに依るのである。前に述べた如く從來樺太廳立小學校の外に私立小學校があり、此等私立小學校に對しては樺太廳より經費を補助して之を獎勵し來つたが、私立學校といふ點より良教員を招致する關係等に不便が少からぬので、總て之を公立學校に引直して之を樺太公立小學校とし、教員の俸給は之を國庫の支辨、旅費其他の諸給與は之を部落の支辨とすることとし、又樺太公立小學校教員の名稱待遇等は之を樺太廳立小學校教員に對するものと同一にしたのである。

尙ほ樺太廳立小學校及樺太公立小學校の職員の名稱待遇は、明治二十四年勅令第二百十八號に依るのであるが、初め樺太廳立小學校職員の名稱待遇に關し、明治二十四年勅令第二百十八號に依ることとした當時には、同勅令に依り市町村立小學校職員は判任文官待遇に限られて居たのが、其後規定の改正に依り學校長は各府縣三人を限り奏任文官と同一の待遇となし得ることとなつたので、右の改正には此點に關しても觸れて居るのである。(第二編 第四章 第十七款學校等職員關係参照)

同日又閣令第九號を以て「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件施行方」中に改正が行はれた。

明治四十一年内務省令第六號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件施行方中左ノ通改正ス

第一條及第二條中「内務大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第三條 樺太廳立小學校及樺太公立小學校ノ教員ニハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ本俸十分ノ八以内ノ加俸ヲ給ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の第一條及第二條中「内務大臣」が「内閣總理大臣」に改められたのは樺太廳官制改正の結果である。

第三條の改正は官立學校たる樺太廳立の學校の外に樺太公立小學校が認めらるることとなつたに依るのであるが、教員に對する加俸に關しては從來の規定が稍變更せられた。即ち從來樺太廳立小學校教員には本俸十分の八の加俸を給することとなつて居たが、今回は樺太廳長官の定むる所に依り本俸十分の八以内の加俸を給することとなつたのである。

大正九年九月三日樺太廳令第二十三號を以て左の如く樺太公立小學校規則が定められた。

樺太公立小學校規則左ノ通定ム

樺太公立小學校規則

- 第一條 本令中樺太公立小學校ト稱スルハ住民ノ共同設置セル小學校ニシテ左ノ費用ヲ負擔スルモノヲ謂フ
- 一 設置及維持ノ費用
- 二 校費
- 三 職員ノ旅費及其ノ他ノ諸給與

第二條 樺太公立小學校ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 名稱
- 二 位置及設置區域
- 三 隣接學校トノ距離
- 四 校地及其ノ附近ノ狀況
- 五 設置區域内ノ戸口
- 六 學年別兒童數及學級ノ編制
- 七 所要ノ教員數
- 八 校地ノ圖面(縮尺六百分ノ一)
- 九 建物ノ平面圖(縮尺二百分ノ一)
- 十 收支豫算書

第三條 樺太公立小學校ハ部落總代之ヲ管理ス但シ其ノ設置區域數部落ニ互ルトキハ所在地ノ總代之ヲ管理ス

第四條 學校管理者ハ年度開始一月前當該小學校ノ收支豫算書ヲ調製シ樺太廳支廳長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

樺太廳支廳長ハ其ノ必要ト認ムル經費ヲ特ニ豫算ニ計上セシムルコトヲ得

豫算調製並財務ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 樺太公立小學校ヲ設置セル部落ニハ教育事務ノ爲學務委員並會計係ヲ置ク

學務委員及會計係ハ其ノ部落住民中ニ就キ樺太廳支廳長之ヲ選任ス

樺太公立小學校長タル男教員ハ學務委員タルモノトス

第六條 樺太廳支廳長ノ選任スヘキ學務委員ハ之ヲ五人以下トシ其ノ員數ハ樺太廳長官之ヲ定ム
會計係ハ之ヲ一人トス

第七條 學務委員並會計係ノ任期ハ三年トス

補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八條 學務委員又ハ會計係ニシテ體面ヲ汚損スルノ行爲アルトキハ樺太廳支廳長ハ任期ニ拘ラス之ヲ解任スルコトヲ得

第九條 學務委員並會計係ニシテ住民タラサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第十條 學務委員ハ左ニ掲グル事項ニ就キ學校管理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ス

一 就學事務ニ關スルコト

二 設備ニ關スルコト

三 收支豫算ノ調製ニ關スルコト

四 基本財産ニ關スルコト

五 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項ノ教科目選定ニ關スルコト

六 修業年限ニ關スルコト

七 高等科ノ併置及補習科ノ設置並廢止ニ關スルコト

第十一條 會計係ハ金錢物品ノ出納及決算ニ關スル事項ヲ掌ル

第十二條 樺太公立小學校ヲ設置セル部落第一條ノ費用ヲ支出セサルトキ若ハ出納ノ狀況良好ナラサルトキハ第二條ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 樺太公立小學校ヲ廢止セムトスルトキハ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

附則

本令ハ大正九年勅令第三百四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際私立小學校經費補助規則ニ依リ補助ヲ受クル私立小學校ハ本令ニ依リ設置シタルモノト看做ス

私立小學校經費補助規則ハ之ヲ廢止ス但シ大正九年八月分ノ補助金ハ其ノ金額ヲ支給ス

大正三年五月樺太廳訓令第六號及大正四年十二月樺太廳告示第二百二十三號ハ之ヲ廢止ス

同日樺太廳令第二十四號を以て左の如く樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程が定められた。即ち樺太公立小學校が新に認めらるることとなつたに就き、樺太廳立小學校及樺太公立小學校の職員に通ずる俸給給與規程即ち從來の樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程に代るべき新規程が制定せられたのである。

樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程左ノ通定ム

樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程

第一條 小學校教員ノ月俸額ハ別表ニ依ル

第二條 代用教員ノ月俸額ハ八十圓以下トス

第三條 正教員ニシテ一級俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ハ小學校本科正教員ニ在リテハ二百四十圓、尋常小學校本科正教員ニ在リテハ百八十圓、專科正教員ニ在リテハ百六十圓迄ヲ給スルコトヲ得

第四條 俸給ノ支給ニ關シテハ高等官官等俸給令第二十五條第二十七條乃至第二十九條及文官俸給支給細則ノ例ニ依ル加俸ノ支給ニ關シテモ亦同シ

第五條 小學校教員ニシテ宿直シタル者ニハ一夜ニ付キ賄料三十錢ヲ支給ス但シ學校内ニ設置セル教員住宅ニ在リ宿直スル者ニ付テハ十錢トス

第六條 小學校教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料實費ヲ支給ス

第七條 樺太公立小學校教員ニシテ教員住宅ニ居住セサル者ニハ樺太廳及所屬官署職員宿舍料支給規程ノ例ニ依リ宿舍料ヲ支給ス

第八條 樺太公立小學校教員ニ支給スヘキ第五條乃至第七條ノ費用及旅費ハ其ノ學校ヲ設置セル部落之ヲ支出スルモノトス

附則

本令ハ大正九年勅令第三百四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依ル俸給及諸給與ハ樺太廳立小學校教員ニ付テハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員ノ俸給ハ本令施行ノ際ニ限り第一條ノ月俸額ニ據ラサルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ左表上欄ノ俸給額ヲ受クル者別ニ辭令ヲ交付セラレサルトキハ各其ノ相當下欄ノ級俸又ハ俸給額ヲ受クルモノトス

樺太廳立小學校職員俸給及諸給與規程並樺太廳立小學校代用教員ノ俸給旅費其ノ他給與ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

現行俸給	改		正		准	給
	小學校本科正教員	尋常小學校本科正教員	小學校本科正教員	尋常小學校本科正教員		
一級	百三十八圓	百三十八圓	百三十八圓	百三十八圓		四十四圓
二級	百二十八圓	百二十八圓	百二十八圓	百二十八圓		四十四圓
三級	百九圓	百九圓	百九圓	百九圓		三十五圓
四級	七十九圓	七十九圓	七十九圓	七十九圓		三十五圓
五級	六十七圓	六十七圓	六十七圓	六十七圓		三十五圓
六級	五十八圓	五十八圓	五十八圓	五十八圓		三十五圓
七級	四十九圓	四十九圓	四十九圓	四十九圓		三十五圓
八級	四十一圓	四十一圓	四十一圓	四十一圓		三十五圓
九級	三十三圓	三十三圓	三十三圓	三十三圓		三十五圓
十級	二十五圓	二十五圓	二十五圓	二十五圓		三十五圓
十一級	十七圓	十七圓	十七圓	十七圓		三十五圓
十二級	十圓	十圓	十圓	十圓		三十五圓

(別表)

職員	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		十級		十一級		十二級		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
小學校本科正教員	一八〇	一六〇	一四五	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇	九五	九〇	八五	八〇	七五	七〇	六五	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五	三〇	二五	二〇	一五	一〇

准 教 員	尋常小學校本 科正教員		專科正教員	
	下	上	下	上
五五	六〇	一一〇	一二〇	一四五
五〇	五二	一〇〇	一一〇	一二〇
四五	四七	九五	九〇	一〇〇
四〇	四二	八五	八〇	九〇
三五	三七	七五	七〇	八〇
三〇	三二	六五	六〇	七〇
二五	二七	五五	五〇	六二
		五〇	五二	五七
		四五	四七	五二
		四〇	四二	四七
		三五	三七	四二
		三〇	三二	三七

同日樺太廳令第二十五號を以て左の如く樺太廳支廳長委任事項中に改正が行はれた。

樺太廳支廳長委任事項中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六項ノ三ヲ左ノ如ク改ム

十六ノ三 樺太廳立小學校ノ管理ニ關スル件

同日樺太廳令第二十七號を以て左の如く小學校教員子女授業料免除規程が定められた。

小學校教員子女授業料免除規程左ノ通定ム

小學校教員子女授業料免除規程

第一條 樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員ノ職ニ在ル者ノ子女又ハ弟妹(教員カ戸主タル場合ニ限ル)ニシテ同一戸籍内ニ屬

シ樺太廳設置ノ中等學校ノ生徒タル者ニハ其ノ授業料ヲ免除ス

授業料ノ免除ヲ受クル生徒ノ父母又ハ兄若ハ姉退職又ハ死亡スルモ退隱料又ハ遺族扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有スルトキハ其ノ卒業迄之ヲ免除ス

第二條 第一條ニ該當スル者ハ戸籍謄本、教職ニ在ル者ノ履歷書及其ノ在職學校所轄樺太廳支廳長ノ作成セル在職證明書ヲ添ヘ當該樺太廳中等學校長ニ届出ツヘシ

第三條 授業料ヲ免除セラレタル者其ノ身上ニ異動ヲ生シ第一條ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ旨直ニ當該樺太廳中等學校長ニ届出ツヘシ

第四條 授業料ハ第二條ノ届出アリタル翌月ヨリ之ヲ免除シ第三條ノ事實ノ生シタルトキハ其ノ翌月ヨリ徴收ス同日内務部、支廳、支廳出張所、中學校、高等女學校、小學校に對する左記樺太廳訓令第三十六號が發せられた。

今般小學校教育制度ノ改革實現セラレタルニ就テハ別ニ島民ニ告諭シタルモ更ニ教育關係者ニ對シ特ニ告クル所アラムトス

抑樺太ノ普通教育ハ當事者ノ勵精ニ因リ歳ト共ニ進歩改善ノ域ニ進ミツツアリト雖時勢ノ進運ハ駭々トシテ止マル所ヲ知ラス各國競フテ國力ノ充實教育ノ振興ヲ企圖シツツアルノ時ナルヲ以テ苟モ職ヲ教育ニ奉スル者深ク思フヲ致シ本島開發ノ根基タル教育ノ振興ニ策勵シ拓殖ノ進運ヲ促進スルノ覺悟ナカルヘカラス
惟フニ樺太ニ於ケル普通教育ノ方針ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ遵據シ帝國一般ノ教育方針ニ則ルヘキハ論ヲ俟タスト雖特ニ本島ノ實況ニ鑑ミ其ノ將來ニ慮リ拓殖ニ適應スル有爲ノ人材ヲ育成スルヲ以テ本旨トナス而シテ其ノ實績ヲ擧ケ其ノ目的ヲ貫徹スルハ前途頗ル遠遠ニシテ切ニ之ヲ今後ノ努力ニ俟タサルヘカラス
茲ニ樺太普通教育ニ關スル大綱五箇條ヲ掲記シテ其ノ則ルヘキ大本ヲ明示ス直接薰育ノ衝ニ膺ル者宜シク此ノ趣旨

ヲ體シ地方ノ實情ニ照シ民度ノ狀勢ニ稽ヘ適切ナル具體的方案ヲ考究シ協力一致一層教育ノ振興ヲ圖リ其ノ效果ヲ顯著ナラシメテ樺太ノ開拓帝國ノ進運ニ貢獻セムコトヲ期スヘシ

- 一 立國ノ大義國體ノ精華ヲ明カニシテ國民的信念ヲ旺ナラシメテ愛國的居民ヲ育成スヘシ
- 二 時代思潮ノ變遷世界大勢ノ推移ヲ審カニシテ立憲自治ノ觀念ヲ樹立セシメテ自治的居民ヲ育成スヘシ
- 三 自制ノ精神共同ノ理義ヲ明カニシテ相互扶助ノ良風ヲ助長シテ協同的居民ヲ育成スヘシ
- 四 體力ノ増進元氣ノ振作ヲ企圖シ勤儉力行ノ美風ヲ作興シ以テ奮闘的居民ヲ育成スヘシ
- 五 科學ノ研究實用ノ知識ヲ普及シテ産業重視ノ精神ヲ涵養シ以テ實用的居民ヲ育成スヘシ

同日又長官官房、内務部、支廳、小學校に對する樺太廳訓令第三十七號を以て左の如く樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員加俸支給規程が定められた。

樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員加俸支給規程左ノ通定ム

樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員加俸支給規程

- 第一條 小學校教員ノ加俸ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ支給ス但シ代用教員ハ此ノ限ニ在ラス
 - 月俸 百十圓以上 本俸十分ノ五、五
 - 月俸 七十五圓以上 本俸十分ノ六
 - 月俸 七十圓以下 本俸十分ノ六、五
- 第二條 左ノ地域内ニ在勤スル者ニハ第一條ノ加俸ノ外左表下欄ノ加俸ヲ加給ス

區	分	加 俸 額
散江郡、敷香郡、新間郡、名好郡、鶴城郡		本 俸 十 分 ノ 一、五
長濱郡内知床村、外知床村、富内郡落帆村大字落帆字南遠古丹、留多加郡留多加村大字河西字南小原、留多加郡能登呂村、榮濱郡福濱村大字野寒、北内淵村大字東美保、元泊郡、本斗郡南名好村以南、本斗郡海馬村、久春内郡三濱村		本 俸 十 分 ノ 一

第三條 代用教員ニシテ第一條ノ地域内ニ在勤スル者ニハ同條左表下欄ニ相當スル手當ヲ支給ス

附 則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

同日島民に對する左記樺太廳告諭第三號が發せられた。

樺太開拓ノ要諦ハ地ヲ拓キ民ヲ植エ業ヲ興シ産ヲ治ムルニ在リト雖拓殖ノ效果ヲ永遠ニ伸張セシメ其ノ根基ヲ確立スルハ一ニ教育ノ振興刷新ニ俟タサルヘカラス

顧ミレハ本島領有以來年ヲ閱スルコト茲ニ十有五教育機關ノ分布漸ク全島ニ普ク今ヤ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不文ノ徒ナカラムトス然レトモ百般ノ施設ハ之ヲ民度ニ徵シ時世ニ攷ヘ以テ其ノ宜ヲ制セサルヘカラス是ニ於テカ政府ハ樺太ニ於ケル小學校ニ關スル勅令ヲ改正シテ部落小學校ヲ公立小學校タラシメ小學校教員ノ俸給全部ヲ國庫支辨トシ以テ時代ノ進運ニ順應シテ教育ノ改善ト文化ノ發達トヲ企圖セラル是レ實ニ樺太教育史上一新時期ヲ劃スヘキ改革ニシテ各教員ハ之ニ依テ倍々忠實恪勤永ク其ノ職務ニ盡スヲ得ヘク各部落ハ之ニ依テ愈々教育ノ普及發達ヲ圖ルヲ得ヘシ冀クハ管内住民タル者宜ク今回ノ小學校教育制度改正ノ趣旨ヲ體シ宇内ノ大勢ト本島ノ地位トニ鑑ミ精勵

自強協力一致以テ文化ノ向上ト拓殖ノ進運ニ貢献セムコトヲ

大正九年九月四日樺太廳令第二十八號を以て左の如く「樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程」が定められた。

樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程左ノ通定ム

樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程

第一條 樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ス

一 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二 學級編制ノ變更又ハ正教員ヲ得タル爲若ハ其ノ他ノ事故ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

三 教員養成ヲ目的トスル官立、公立ノ學校ニ入學スルトキ

四 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

第二條 樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス

第三條 休職ノ期間ハ第一條第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ一年、同條第四號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判

所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故已ミタル後尙三月トス

第四條 休職者ハ職務ニ従事セサル外總テ在職者ト異ルコトナシ

第五條 樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退職ヲ命ス

一 不具廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退職ヲ願出テタルトキ

第六條 教育上又ハ事務上必要ナルトキハ第一條又ハ第五條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 樺太廳立小學校並樺太公立小學校准教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢止セラレタルトキ

二 休職期間滿了シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太廳立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

大正九年十二月十四日樺太廳令第四十五號を以て左の如く「小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則」中に改正が行はれた。

小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第二條第五項、第六項及第三條第一項中「私立小學校」ヲ「公立小學校及私立小學校」ニ改ム

大正十年三月二十三日樺太廳令第五號を以て左の如く樺太廳支廳長委任事項中に改正が行はれた。
樺太廳支廳長委任事項中左ノ通改正ス

十六 公立小學校並私立小學校校舍ノ新築、増築、改築認可ニ關スル件

十六ノ一 公立小學校並私立小學校假校舍使用認可ニ關スル件

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年三月三十日法律第二十三號を以て左の如く明治四十一年法律第三十五號中に改正が行はれた。
明治四十一年法律第三十五號中左ノ通改正ス

- 第一條中「樺太廳立小學校教員」ノ下ニ「樺太公立小學校教員」ヲ加フ
- 第三條及第五條中「樺太廳立小學校正教員」ノ下ニ「及樺太公立小學校正教員」ヲ加フ
- 第四條中「市町村立小學校正教員」ノ在職年月數樺太廳立小學校正教員」ヲ「市町村立小學校正教員、樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員」ニ、「小學校ノ正教員ト樺太廳立小學校正教員トノ間」ヲ「小學校正教員、樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員相互間」ニ改ム

附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正九年八月二十八日以後大正十年三月三十一日迄ニ轉職、退職又ハ死亡シタル樺太公立小學校教員及其ノ遺族ニ付亦之ヲ適用ス

本法施行ノ際現ニ樺太廳立小學校又ハ樺太公立小學校ノ教員ノ職ニ在ル者ノ大正九年勅令第三百四十三號ニ依リ樺太公立小學校ニ指定セラレタル小學校ニ小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シテ在職シタル期間ハ其ノ二分ノ一ヲ樺太公立小學校ノ在職期間ト看做ス但シ學校職員ノ退職料ヲ受クル者ノ當該在職期間ハ此ノ限ニ在ラス

明治四十一年法律第三十五號は樺太廳立小學校職員は内地の市町村立小學校職員と同じく、市町村立小學校教員退職

料及遺族扶助料を受くることを定めたものである。今回樺太公立小學校が認めらるることとなつたに就き、樺太公立小學校職員も此關係に於て樺太廳立小學校職員と同様に取扱はるることとするのが右改正の趣旨である。

同日又樺太廳令第八號を以て左の如く樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。

樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス

第七條 樺太公立小學校教員ニシテ教員住宅ニ居住セサル者ニハ別表ノ二ニ依リ宿舍料ヲ支給ス但シ裁縫專科代用

教員ハ此ノ限ニ在ラス

宿舍料ノ支給方法ハ樺太廳及所屬官署職員宿舍料支給規程ノ例ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表ノ二

區	分	額		額
		甲	乙	
正教員	月俸 八十五圓以上 月俸 八十五圓未滿	十三圓	六圓五十錢	
准教員	月俸 四十四圓以上 月俸 四十四圓未滿	六圓	三圓	
代用教員	月俸 六十圓以上 月俸 四十五圓未滿	六圓	三圓	

- 一 甲額ハ一家ヲ構ヘ祖父母、父母、配偶者、子孫又ハ扶養ヲ要スル兄弟姉妹ト同居スル者ニ支給スル額トス
- 二 乙額ハ前項ニ該當セサル者ニ支給スル額トス

大正十年六月十四日勅令第二百七十一號を以て左の如く明治四十一年勅令第七十一號「樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料支給ニ關スル件」中に改正が行はれた。これは樺太公立小學校が認めらるることとなつた結果である。

明治四十一年勅令第七十一號中左ノ通改正ス

- 第一條中「樺太廳立小學校正教員」ノ下ニ「及樺太公立小學校正教員」ヲ加フ
- 第二條中「正教員在職年數」ヲ「樺太廳立小學校正教員ノ在職年數」ニ改ム
- 第三條 市町村立小學校教員恩給審査規程ハ樺太廳立小學校教員及樺太公立小學校教員ノ退職料及遺族扶助料ノ審査ニ關シ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

大正十一年三月三十一日勅令第六百六十三號を以て左の如く明治四十一年勅令第四十五號「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」中に改正が行はれた。

明治四十一年勅令第四十五號中左ノ通改正ス

- 第一條 樺太ニ於ケル小學校ニ關シテハ小學校令第一條、第二條第一項第二項、第三條、第五條、第六條、第十四條第一項、第十五條乃至第二十四條、第二十七條乃至第三十三條、第三十五條乃至第三十九條、第四十一條乃至第四十三條、第四十五條乃至第五十條、第六十五條及第六十六條ノ規定ニ依ル但シ同令中第四十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ職務ハ内閣總理大臣、府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官、郡長ノ職務ハ樺太廳支廳長、市

町村長ノ職務ハ大正十年法律第四十七號ヲ適用セサル地域ニ在リテハ樺太廳支廳長之ヲ行ヒ市町村立小學校又ハ町村立小學校トアルハ樺太公立小學校、府縣トアルハ樺太廳、第二十三條中市町村トアルハ大正十年法律第四十七號ヲ適用セサル地域ニ在リテハ樺太廳支廳長トス

樺太公立小學校ト稱スルハ町村又ハ學校設置區域ノ經費ヲ以テ設置スルモノヲ謂フ

第一條ノ二 樺太公立小學校長及教員ノ任用及解職ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第四條中「樺太廳立小學校又ハ」ヲ削ル

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

樺太公立小學校職員ノ旅費ハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ國庫支辨ト爲スコトヲ得

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は曩に大正十年四月法律第四十七號樺太の地方制度に關する件が發布せられ、樺太に地方の事務を處理せしむる爲町又は村を置くこととなり、且同法は樺太廳長官の指定する區域に之を適用することが定められ、而して同法に基き翌大正十一年一月勅令第八號を以て樺太町村制が制定せられ、町村と稱する自治體が作られた結果樺太公立小學校の如く、從來は部落の經營に係るものであつたのが、樺太町村制施行の區域に於ては町村の經營となるので、自然關係法規の改正を必要とするに至つたのである。而も今回の改正は此等のことのみならず他に重大なる事項を包含して居る。即ち樺太町村制の確立を機會として從來の樺太廳立小學校を所在町村に移管して之を町村立の公立學校とし以て官立小學校の制を廢止したることである。第四條學校職員の名稱待遇等に關する規定中より樺太廳立小學校を削除したのは此意味に外

ならぬ。要するに此改正に依り公の費用を以て設立せらるる小學校としては、町村若は學校設置區域(部落)の經營に係る公立小學校のみが存在することとなつたのである。

大正十一年四月一日樺太廳訓令第三十六號を以て左の如く樺太公立小學校教員定員に關する件が定められた。

公立小學校教員定員ニ關スル件

- 第一條 各學校ニ正教員一人ヲ置ク高等小學校ニ於テハ學級數ニ等シキ員數ノ正教員ノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ適宜本科正教員又ハ專科正教員ヲ增置ス
- 六學級以上ノ尋常小學校ニ於テハ正教員一人、十學級以上ノ尋常小學校ニ於テハ正教員二人ヲ增置ス
- 特別ノ事情アルトキハ准教員若ハ代用教員ヲ以テ正教員ニ代フルコトヲ得
- 五學級以下ノ尋常小學校ニ於テハ女教員ノ勤務セサル場合ニ限り裁縫專門代用教員一人ヲ置ク
- 十學級以上ノ尋常小學校及補習科ヲ設置シタル尋常小學校ニハ適宜專科正教員ヲ配置スルコトアルヘシ
- 第二條 長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ專科正教員若ハ定員外ニ教員ヲ配置スルコトアルヘシ

附則

本令施行前配置シタル定員外教員ハ本令ニ依リ配置シタルモノト看做ス

大正九年十月訓令第二百五號、大正十年四月訓令第三十一號ハ之ヲ廢止ス

大正十一年四月十日關令第四號を以て左の如く「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件施行方」中に改正が行はれた。

明治四十一年內務省令第六號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件施行方中左ノ通改正ス

第二條中「郡市町村長ノ職務ハ樺太廳支廳長、」ヲ「郡長ノ職務ハ樺太廳支廳長、市町村長ノ職務ハ大正十年法律

第四十七號ヲ適用セサル地域ニ在リテハ樺太廳支廳長、」ニ改ム

第三條中「樺太廳立小學校及」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

樺太ニ滿五年以上勤續ノ者ニハ前項ノ加俸ノ外樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ本俸十分ノ二以内ノ加俸ヲ加給ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年四月十一日樺太廳令第三十三號を以て左の如く樺太公立小學校規則が定められた。

樺太公立小學校規則左ノ通定ム

樺太公立小學校規則

第一條 町村ノ設置スル樺太公立尋常小學校ノ校數並位置ハ樺太廳支廳長ニ於テ町村ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 校數並位置指定ノ事由

二 指定ニ關スル諮問書及答申書寫

三 位置

町村、大字、字、地番、地目、段別ヲ明記スヘシ

四 町村學事情況

別表ニ依り調製スヘシ

五 町村圖

町村、大字、字ノ境界、人家、山川、原野、道路、役場、既設小學校及新ニ設クヘキ小學校ノ位置、通學區域並各字ヨリ最遠距離等ヲ記スヘシ

六 校地及周圍ノ圖面縮尺二百分ノ一校地ノ區劃、校地内ニ於ケル校舍ノ位置、周圍ノ地目ヲ記入スヘシ

七 土地ノ高低、地質、飲料水ノ適否

現在ノ土地所有者買收價格又ハ賃借價格及其ノ財源

校地増減ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ事由、前項第二號乃至第四號並第七號ノ事項及第六號ニ準シ現校地ト増減地トノ關係ヲ明ニシタル圖面ヲ添付スヘシ

第二條 樺太廳支廳長ニ於テ前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ指定スヘシ

前項ノ指定アリタルトキハ管理者ハ開校ノ期日ヲ定メ遲滯ナク之ヲ樺太廳支廳長ニ報告スヘシ其ノ期日ヲ變更シタルトキ亦同シ

樺太廳支廳長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ樺太廳長官ニ報告スヘシ

第三條 町村ノ設置スル樺太公立尋常小學校ノ名稱ハ管理者之ヲ定メ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ名稱ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第四條 樺太廳支廳長ニ於テ町村ノ設置スル樺太公立尋常小學校分教場ノ位置ヲ指定セムトスルトキハ前三條ノ例

ニ依ル

第五條 學校設置區域ノ經費ヲ以テ設置スル樺太公立小學校ノ設置區域ハ樺太廳長官之ヲ指定ス

第六條 學校設置區域ノ經費ヲ以テ樺太公立尋常小學校ヲ設置セムトスルトキハ其ノ名稱第一條第一項第三號乃至

第七號ノ事項及關係部落ノ收支豫算書並教育費細目ヲ具シ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ分教場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

第七條 町村又ハ學校設置區域ノ經費ヲ以テ樺太公立高等小學校ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ樺太廳長官ノ認可ヲ受クヘシ樺太公立尋常小學校ニ高等小學校ノ教科ヲ併置セムトスルトキハ亦同シ

一 設置ノ事由

二 名稱

三 第一條第一項第三號乃至第七號ノ事項及其ノ町村内尋常小學校ノ設備並其ノ施設情況ノ調書

四 修業年限

五 完成ニ至ル迄ノ各學年度學級編制見込調

六 當該年度收支豫算書並高等小學校費細目

七 開校ノ豫定期日

第八條 學校設置區域ノ經費ヲ以テ設置スル樺太公立尋常小學校又ハ樺太公立高等小學校廢止ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由、廢止ノ期日及在學兒童處分ニ關スル意見ヲ具シ樺太廳長官ニ申請スヘシ

第九條 樺太公立小學校ヲ設置スル町村又ハ學校設置區域ノ負擔スヘキ費用ノ概目左ノ如シ

一 設置及維持ノ費用

二 校費

三 職員ノ旅費其ノ他ノ諸給與

第十條 町村ノ設置スル樺太公立小學校ハ町村長、學校設置區域ノ經費ヲ以テ設置スル樺太公立小學校ハ部落總代之ヲ管理ス但シ學校設置區域數部落ニ互ルトキハ學校所在地ノ部落總代之ヲ管理ス

第十一條 學校設置區域ノ經費ヲ以テ設置スル樺太公立小學校ノ管理者ハ年度開始前關係部落ノ收支豫算書ヲ調製シ樺太廳支廳長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

樺太廳支廳長ハ其ノ必要ト認ムル經費ヲ特ニ豫算ニ計上セシムルコトヲ得

第十二條 樺太公立小學校ニ於テハ樺太廳長官ノ認可ヲ受ケ尋常小學校ニ在リテハ一箇月二十錢以下高等小學校ニ在リテハ一箇月六十錢以下ノ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

特別ノ事情アルトキハ樺太廳長官ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メ前項ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十三條 前條ニ依リ授業料徵收ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ金額ヲ定メ徵收ヲ必要トスル事情ヲ具シ樺太廳長官ニ申請スヘシ

第十四條 樺太公立小學校ヲ設置スル町村並學校設置區域ニハ教育事務ノ爲學務委員ヲ置ク

學務委員ノ定員ハ之ヲ十人以下トシ其ノ員數ハ樺太廳支廳長之ヲ定ム

學務委員ハ町村ニ在リテハ町村評議員中ニ就キ町村長之ヲ選任シ學校設置區域ニ在リテハ部落住民會議員中ニ就キ樺太廳支廳長之ヲ選任ス

樺太公立小學校長タル男教員ハ學務委員タル者トス

第十五條 學務委員ノ任期ハ三年トス

補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十六條 學務委員ニシテ資格要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第十七條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ學校管理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

一 就學者督促ニ關スルコト

二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

四 設備ニ關スルコト

五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

六 授業料ニ關スルコト

七 學校基本財産ニ關スルコト

八 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目選定ニ關スルコト

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

附則

本令ハ大正十一年勅令第百六十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、判任官待遇ノ訓導ニシテ俸給月額八十五圓未満ノ者ニハ判任官六級俸以下ノ額
 四、准訓導又ハ代用教員ニハ第二號表ノ額

第九條 前條ニ定ムルモノヲ除クノ外奏任官待遇ノ訓導ニハ奏任官、判任官待遇ノ訓導ニハ判任官、准訓導又ハ代用教員ハ雇員ノ例ニ依リ内國旅費規則及樺太廳職員内國旅費規程ヲ準用ス

第十條 樺太廳支廳長特別ノ事情アリト認メタルトキ、旅費額ヲ減シ又ハ其ノ全部若ハ一部ヲ給セサルコトヲ得
 第十一條 赴任旅費ノ全部又ハ一部及特ニ旅費支給ニ關シ指定シタルトキハ之ヲ國庫ヨリ支辨スルコトアルヘシ

附則

本令ハ大正十一年勅令第六十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程、樺太廳立小學校職員並公立小學校職員内國旅費規程及樺太廳立小學校並樺太公立小學校職員減額旅費規則ハ之ヲ廢止ス

(別表ノ一)

職 員	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		十級		十一級		十二級			
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
小學校本科 正教員	一八〇	一四〇	一四〇	一二〇	一二〇	一〇〇	一〇〇	九〇	九〇	八〇	八〇	七〇	七〇	六二	六二	六二	五七	五七	五二	五二	四七	四七	四二	四二	三七	三七
尋常小學校本 科正教員	一四〇	一二〇	一二〇	一〇〇	一〇〇	九〇	九〇	八〇	八〇	七〇	七〇	六二	六二	六二	五七	五七	五二	五二	四七	四七	四二	四二	三七	三七	三二	三二
准教員	一三〇	一一〇	一一〇	九五	九五	八五	八五	七五	七五	六五	六五	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	
專科正教員	一一〇	一〇〇	一〇〇	九〇	九〇	八〇	八〇	七〇	七〇	六二	六二	五七	五七	五二	五二	四七	四七	四二	四二	三七	三七	三二	三二	三〇	三〇	
准教員	一〇〇	九〇	九〇	八五	八五	七五	七五	六五	六五	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	
准教員	九〇	八〇	八〇	七五	七五	六五	六五	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	
准教員	八〇	七〇	七〇	六五	六五	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	
准教員	七〇	六〇	六〇	五五	五五	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	
准教員	六〇	五〇	五〇	四五	四五	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	
准教員	五〇	四〇	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	
准教員	四〇	三五	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	
准教員	三五	三〇	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	
准教員	三〇	二五	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	
准教員	二五	二〇	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	
准教員	二〇	一五	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	
准教員	一五	一〇	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	
准教員	一〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	
准教員	〇五	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	〇五	〇五	〇〇	〇〇	

(別表ノ二)

職 員	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		十級		十一級		十二級	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
正教員	八十五	八十五	八十	八十	七十五	七十五	七十	七十	六十五	六十五	六十	六十	五十五	五十五	五十	五十	四十五	四十五	四十	四十	三十五	三十五	三十	三十
准教員	八十	八十	七十五	七十五	七十	七十	六十五	六十五	六十	六十	五十五	五十五	五十	五十	四十五	四十五	四十	四十	三十五	三十五	三十	三十	二十五	二十五
代用教員	六十	六十	五十五	五十五	五十	五十	四十五	四十五	四十	四十	三十五	三十五	三十	三十	二十五	二十五	二十	二十	十五	十五	十	十	五	五

一 甲額ハ一家ヲ構エ祖父母、父母、配遇者、子孫又ハ扶養ヲ要スル兄弟姉妹ト同居スルモノニ給スル額トス
 一 乙額ハ前項ニ該當セサル者ニ給スル額トス

大正十一年四月十五日樺太廳訓令第五十一號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程が定められた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程

第一條 小學校教員ノ加俸ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス但シ代用教員ハ此ノ限ニ在ラス
 月俸 百十圓以上 本俸十分ノ五、五

月俸 七十五圓以上 本俸十分ノ六
月俸 七十圓以下 本俸十分ノ六、五

第二條 左ノ地域内ニ在勤スル者ニハ第一條ノ加俸ノ外左表下欄ノ加俸ヲ加給ス

區	分	加俸率
散江郡、敷香郡、新間郡、名好郡、鶴城郡		本俸十分ノ一、五
長濱郡内知床村、外知床村、富内郡落帆村大字落帆字南遠古丹、留多加郡留多加村大字河西字南小原、同郡能登呂村、榮濱郡福濱村大字野寒、同郡内淵村大字東美保、元泊郡、本斗郡南名好村以南、同郡海馬村、真岡郡清水村大字二股大字逢坂字富澤、泊居郡泊居町大字鷹澤、久春内郡三濱村		本俸十分ノ一

第三條 管内ニ於テ勤續滿五年以上ノ者ニハ前二條ノ加俸ノ外左ノ加俸ヲ加給ス

第一次特別加俸(五年以上) 本俸十分ノ一

第二次特別加俸(十年以上) 本俸十分ノ一、五

第三次特別加俸(十五年以上) 本俸十分ノ二

第四條 樺太廳立小學校教員又ハ樺太廳若ハ其ノ所屬官署ニ於テ教育事務ニ従事スル文官ニ在職シタル期間ハ之ヲ勤續年數ニ通算ス

大正十年法律第二十三號施行ノ際樺太公立小學校教員ノ職ニ在リタル者ノ大正九年勅令第三百四十三號ニ依リ樺太公立小學校ニ指定セラレタル小學校ニ勤續シタル期間ハ其ノ二分ノ一ヲ勤續年數ニ通算ス
正教員准教員相互間ノ轉職ハ之ヲ勤續ト看做ス

兵役ニ服スル爲其ノ職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日内更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ勤續年數ニ通算ス學校ノ廢止若ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職シタル者六十日内更ニ就職シタルトキ亦同シ

第五條 第三條ニ該當スル者ニハ別記書式ノ辭令書ヲ交付ス

第六條 代用教員ニシテ第二條ノ地域内ニ在勤スル者ニハ同條左表下欄ニ相當スル手當ヲ給ス但シ裁縫專科代用教員ハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ大正十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

樺太廳立小學校並樺太公立小學校教員加俸支給規程ハ之ヲ廢止ス

(辭令書式) 略

大正十一年十一月二十五日樺太廳令第七十一號を以て左の如く「小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則」中に改正が行はれた。

小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第二條第五項中「第一項第一號」ヲ「第一項第一號、第二項及第四項」ニ改メ「廳立小學校ニ就テハ樺太廳長官、

公立小學校及私立小學校ニ就テハ」ヲ削ル

第二條中第六項及第七項ヲ削ル

第三條第一項中「廳立小學校ニ就テハ樺太廳長官、公立小學校及私立小學校ニ就テハ」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年二月二十日樺太廳令第二號を以て左の如く樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。
樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス
別表ノ二ヲ左ノ如ク改ム

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表ノ二)

地 域	等 級	區 分		甲 額	乙 額
		正 教 員	准 教 員 又 ハ 代 用 教 員		
眞大豊 岡泊原	一 等 地	十 七	十 五	四 六	四 四
元泊野本留落 多 泊居田斗加合	二 等 地	十 五	十 三	四 五	四 四
一、二等地以外ノ地	三 等 地	十 四	十 二	四 五	四 四

- 一、本表中地域ハ市街宅地又ハ部落宅地トシテ指定セラレタルモノトス
- 二、甲額ハ本人カ一家ヲ構エ獨立ノ生計ヲ營ミ直系配偶者又ハ兄弟姉妹ト同棲シ是等家族ニ對シ扶養義務ヲ負擔スル者ト認メタル者ニ支給スル額トス
- 三、乙額ハ前項ニ該當セサル者ニ支給スル額トス

大正十二年四月法律第四十八號を以て恩給法が改正せられ、純然たる官吏及其遺族は官吏恩給法及官吏遺族扶助法に依りて官吏恩給及官吏遺族扶助料を受け、公立學校職員及市町村立小學校教員並に其遺族は府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法に依り、退隱料及遺族扶助料を受くる從來の制度が改められ、官吏恩給、官吏遺族扶助料、退隱料及遺族扶助料は總て之を恩給とし（恩給を本人の受くる恩給と遺族の受くる扶助料とに別つ）、純然たる官吏も公立學校職員、市町村立小學校教員も等しく恩給を受くるものとし、官吏恩給法官吏遺族扶助法も退隱料及遺族扶助料法も共に廢止せられ、從て樺太公立小學校教員及其遺族は市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法に準じて、退隱料及遺族扶助料を受くることと定めて居る明治四十一年法律第三十五號も亦廢止せらるることとなり、樺太公立學校教員及其遺族は純然たる官吏と同じく恩給を受くることとなつた。

新恩給法は右の外種々の重要な點に於て從來の規定を改めたのであつた。即ち(一) 從來は自己便宜に依り退官退職する場合には恩給退隱料を支給せざる制度であつたが、今回は自己便宜に依る退官退職の場合に於ても恩給を給することとした。(二) 從來恩給退隱料は退官退職の際に於ける俸給額の四分の一を基本としたのであるが、今回は其三分の一を以て基本とすることとした。(三) 又從來遺族扶助料は恩給退隱料額の三分の一であつたのを増加して其二分の一とした。要するに新恩給法は劃期的の改正を行つたものといふべきである。尙ほ樺太公立小學校教員の受くる恩給を

國庫の支辨とする點は何等の變更を見なかつた。(第二編 第七章 第二十五款學校等職員關係参照)

大正十二年五月二日樺太廳令第二十四號を以て左の如く樺太公立小學校規則中に改正が行はれた。
樺太公立小學校規則中左ノ通改正ス

第一條、第三條及第四條中「町村ノ設置スル」ヲ削ル

第五條 削除

第六條 削除

第七條中「町村又ハ學校設置區域ノ經費ヲ以テ」ヲ削ル

第八條 削除

第九條 削除

第十條 町村長ハ町村ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ樺太公立小學校ヲ管理ス

第十一條 削除

第十四條 町村ニハ教育事務ノ爲學務委員ヲ置ク

學務委員ノ定員ハ之ヲ十五人以下トシ町村評議員並區長中ニ就キ町村長之ヲ選任ス

樺太公立小學校長タル男教員ハ學務委員タル者トス

前項ノ學務委員ハ之ヲ定員外トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は從來の學校設置區域(部落)が町村の中に編入せられ、公立小學校は町村立のものに限らることとなつたが爲である。

大正十二年十月十一日樺太廳令第四十九號を以て左の如く、樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス

第五條 削除

第六條 削除

第七條 削除

附則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年一月七日樺太廳告示第四號を以て左の如く小學校設備準則中に改正が行はれた。

小學校設備準則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條第二項中「二坪」ヲ「三坪」ニ改ム

第八條第一號中「縮少スルコトヲ得」ヲ「縮少シ又ハ幅四間長五間半迄擴大スルコトヲ得」ニ改ム

第十三條中「設クル場合ハ成ルヘク」ヲ「設置スヘシ但シ其ノ位置ハ」ニ改ム

大正十四年一月二十七日樺太廳告諭第一號が發せられた。これは必ずしも初等普通教育にのみ關することではないが便宜此處に之を述べることにする。

國民精神作興ニ關スル詔書ノ趣旨ヲ奉體シテ其ノ實績ヲ舉クルハ益々緊要ナルヲ信シ茲ニ勤儉獎勵ニ關シ管内一般ニ告クル所アラムトス

國家百般ノ施設ノ振張ハ其ノ基因スル所凡テ國民精神ノ如何ニ存ス然ルニ我國ノ現状ヲ觀ルニ内外ノ時局極メテ重大ナルニ拘ラス風俗ハ浮華輕佻ニ流レ思想ハ放縱詭激ニ傾カムトスルハ寔ニ寒心ニ禁ヘサル所ナリ惟フニ此ノ時局ヲ濟フノ途ハ正ニ國民精神作興ニ關スル詔書ノ趣旨ヲ奉體シテ實實剛健ノ氣風ヲ涵養シ冗費ヲ節シ濫費ヲ慎ミ各自其ノ業務ニ精勵スルニ在リ管内住民ハ宜シク其ノ本分ニ省ミ各々誘導提携シテ勤儉力行ノ美風ヲ興シ以テ國力ノ充實ヲ計ルヘシ

大正十四年三月三十一日内務部、支廳、公立小學校に對する樺太廳訓令第三十三號を以て左の如く公立小學校教員定員に關する件に改正が行はれた。

公立小學校教員定員ニ關スル件中左ノ通改正ス

第二條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

十學級以上ノ小學校及補習科ヲ設置シタル小學校ニハ適宜專科正教員ヲ配置スルコトアルヘシ

附則

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年四月二十九日樺太廳訓令第六十六號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程第二條左表第二欄へ左ノ區域ヲ追加編入ス

榮濱郡白糠村大字眞縫、留多加郡留多加町大字河西字大豊、字南豊榮、本斗郡内幌村大字内幌字上内幌澤(上内幌尋常高等小學校ヲ除ク)
野田郡小能登呂村大字登富津字富原、泊居郡泊居町大字追手字峰崎

大正十四年五月二十七日樺太廳令第十六號を以て左の如く樺太公立小學校規則中に改正が行はれた。

樺太公立小學校規則中左ノ通改正ス

第十二條中「高等小學校ニ在リテハ一箇月六十錢以下」ノ次ニ「補習科ニ在リテハ一箇月八十錢以下」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年六月二十四日内務部、支廳、公立小學校に對する樺太廳訓令第三百三十八號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程中左ノ通改正ス

第二條左表中「峰崎」ヲ「中追手」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年四月一日樺太廳訓令第六十一號を以て左の如く公立小學校教員定員に關する件中に改正が行はれた。

大正十一年四月訓令第三十六號公立小學校教員定員ニ關スル件中左ノ通改正ス

第一條中「小學校」ヲ「尋常小學校」ニ改メ第一項ニ「高等小學校ニ於テハ學級數ニ等シキ員數ノ正教員ノ外教員、教授時數、兒童數等ニ應シ適宜本科正教員又ハ專科正教員ヲ増置ス」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年五月九日内務部、支廳、小學校に對する樺太廳訓令第二百八十八號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程中左ノ通改正ス

第二條中左表ヲ左ノ如ク改ム

區	分	加	俸	率
散江郡、敷香郡、名好郡、鶴城郡、本斗郡海馬村		本	俸	十分ノ一、五
長濱郡知床村				
富内郡富内村大字落帆字南遠古丹、字落帆落帆分教場				
留多加郡留多加町大字河西字南豐榮、字大豐、能登呂村(大字雨龍ヲ除ク)				
榮濱郡榮濱村大字野寒、大字犬主、落合町大字東美保				
元泊郡知取町大字大鶴取、大字東櫛丹、大字知取字知取澤、字北遠古丹(北遠古丹尋常高等小學校ヲ除ク)、帆寄村大字登帆、大字馬群澤(馬群澤第二尋常高等小學校ヲ除ク)		本	俸	十分ノ一
眞岡郡清水村大字逢坂字綠江				
野田郡小能登呂村大字登富津字富原				
本斗郡好仁村大字南名好字南名好澤、大字木歲、大字十和田、大字十串、大字宗仁、大字白主、内幌村大字内幌字上内幌澤(上内幌尋常高等小學校ヲ除ク)、大字氣主字牛荷澤				
泊居郡泊居町大字追手字中追手、字上追手、名寄村大字鷹澤字平澤				
久春内郡三濱村				

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年九月十二日長官官房、内務部、支廳、支廳出張所、町村役場、公私立學校、公私立幼稚園に對する樺太廳訓令第四百五十七號を以て左の如く「女教員及幼稚園保姆ノ産前産後ニ於ケル休養期間」が定められた。

女教員及幼稚園保母ノ産前産後ニ於ケル休養期間左ノ通定ム

女教員及幼稚園保母ノ産前産後ニ於ケル休養期間

- 一 産前ノ休養期間ハ醫師ノ診断書ニ依ル分娩豫定日前二週間以内トス但シ特別ノ事情アル場合ハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診断書ニ代フルコトヲ得
- 二 前號分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セサル場合ニハ事實分娩スル迄トス
- 三 産後ノ休養期間ハ六週間以内トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年樺太廳訓令第三十九號中第九條ノ二ハ之ヲ削ル

昭和四年四月十七日樺太廳令第十號を以て左の如く樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。

大正十一年四月樺太廳令第三十四號樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス

第二條中「八十圓」ヲ「百八十圓」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年五月八日内務部、支廳、公立小學校に對する樺太廳訓令第二百八十八號を以て左の如く樺太公立小學校教員

加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程中左ノ通改正シ六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條左表區分欄元泊郡ノ部中「大字馬群潭(馬群潭第二尋常高等小學校ヲ除ク)」ヲ「元泊村大字樫保(樫保第一尋常小學校ヲ除ク)」ニ改ム

昭和四年六月十日勅令第七十一號を以て左の如く明治四十一年勅令第四十五號「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」中に改正が行はれた。これは拓務大臣が設けられて樺太廳長官を監督することとなつた結果である。

明治四十一年勅令第四十五號中左ノ通改正ス

第一條及第二條中「内閣總理大臣」ヲ「拓務大臣」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又拓務省令第一號中には明治四十一年内務省令第六號「樺太ノ小學校ニ關スル件施行方」は拓務大臣の發したる命令と看做す旨が定められた。

昭和四年六月二十六日樺太廳令第十九號を以て左の如く「小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則」中に改正が行はれた。

小學校ノ學期、休業日及教授時數ニ關スル規則中左ノ通改正ス

第二條 祝日、大祭日及日曜日以外ノ休業日左ノ如シ

- 一 冬季休業 十二月二十五日より翌年一月五日迄及一月六日より同月末日迄ノ間ニ於テ管理者又ハ設立者ノ定メタル期間
- 二 學年末休業 三月二十七日ヨリ同月三十一日迄
- 三 樺太神社祭 八月二十三日
- 四 氏神祭 一學年ヲ通シテ二日以内
- 五 夏季休業 七月二十六日より八月二十日迄

土地ノ情況ニ依リ特ニ必要アルトキハ一學年ヲ通シテ十四日以内生業繁忙期休業日ヲ設クルコトヲ得

前二項ノ休業日ハ通シテ六十五日ヲ超ユルコトヲ得ス

冬季及生業繁忙期休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

第一項第一號後段、第二項及第四項ニ依リ休業日ヲ定メタル場合ハ支廳長ニ届出ツヘシ

第三條中「三月末日」ヲ「五月末日」ニ改メ「風雪」ノ下ニ「出水」ヲ加フ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年九月二十六日樺太廳令第三十五號を以て左の如く樺太公立小學校規則中に改正が行はれた。

大正十一年四月樺太廳令第三十三號樺太公立小學校規則中左ノ通改正ス

第十四條 町村ハ教育事務ノ爲樺太町村制施行令第八十條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

學務委員ノ定員ハ之ヲ十五人以下トス

學務委員ニハ樺太公立小學校長ヲ加フヘシ

前項ノ學務委員ハ之ヲ定員外トス

第十五條 公民ヨリ出ツル學務委員ノ任期ハ四箇年トス補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太町村制附則第二項ニ依ル町村ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル學務委員ハ之ヲ新規定ニ依ル學務委員ト看做ス但シ新規定ニ依リ學務委員ヲ定メラレタルトキハ其ノ職ヲ失フ

昭和六年五月十二日樺太廳令第十二號を以て左の如く小學校教員子女授業料免除規程が廢止せられた。

小學校教員子女授業料免除規程ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和六年七月一日樺太廳令第二十六號を以て左の如く樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校職員俸給及諸給與規程中左ノ通改正ス

第二條中「百八十圓」ヲ「百六十五圓」ニ改ム

第三條 正教員ニシテ一級上俸ヲ受ケテニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百十五圓マテ專科正教員ニ在リテハ百四十五圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第三條ノ二 小學校教員ノ俸給ヲ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得 別表ヲ左ノ如ク改ム

職名	本 科		專 科		正 教 員		准 教 員	
	上	下	上	下	上	下	上	下
一級	百六十五圓	百四十五圓	百十五圓	百十五圓	百五圓	百五圓	五十五圓	五十五圓
二級	百三十五圓	百二十五圓	九十五圓	九十五圓	八十五圓	八十五圓	四十五圓	四十五圓
三級	百十五圓	百五圓	八十五圓	八十五圓	七十五圓	七十五圓	三十五圓	三十五圓
四級	九十五圓	九十五圓	七十五圓	七十五圓	六十五圓	六十五圓	三十圓	三十圓
五級	八十五圓	八十五圓	六十五圓	六十五圓	五十五圓	五十五圓		
六級	七十五圓	七十五圓	五十五圓	五十五圓	四十五圓	四十五圓		
七級	六十五圓	六十五圓	四十五圓	四十五圓	三十五圓	三十五圓		
八級	五十五圓	五十五圓	三十五圓	三十五圓				
九級	四十五圓	四十五圓						

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ左表上欄ノ俸給ヲ受クル者ハ各其ノ相當下欄ノ俸給月額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ受ク

従前ノ俸給(月額)	改正俸給(月額)
百六十圓	百四十八圓
百四十五圓	百三十六圓
百三十圓	百二十二圓
百十圓	百五圓
百圓	九十七圓

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ月俸九十五圓以下ヲ受クル者ハ本令別表ニ依リ其ノ月俸額ニ該當スル級俸ヲ受ク但シ本令別表ニ定ムル定額ニ對當セサル者ハ之ニ直近スル上位ノ級俸ニ付當分俸ヲ受クル者ト看做ス
第二項ノ規定ニ依リ月額百五圓以外ノ俸給ヲ受クル者ハ之ヲ従前ノ級俸ト同等ノ改正級俸ヲ受クル者ト看做ス
従前ノ規定ニ依ル俸給ノ各級ニ於テ經過シタル在職年數ハ之ヲ改正俸給ノ各級又ハ當分俸ニ於ケル在職年數ト看做ス

同日又樺太廳訓令第五百四十四號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程中左ノ通改正ス

第一條中「百十圓」ヲ「百五圓」ニ、「七十圓」ヲ「七十四圓」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年九月十二日内務部、支廳、公立小學校に對する樺太廳訓令第二百八號を以て左の如く樺太公立小學校教員加俸支給規程中に改正が行はれた。

樺太公立小學校教員加俸支給規程中左ノ通改正ス

第二條左表中「元泊郡知取町大字大鶴取、大字東柵丹、大字知取字知取澤、字北遠古丹（北遠古丹尋常小學校ヲ除ク）、帆寄村大字登帆、元泊村大字樫保（樫保第一尋常小學校ヲ除ク）」ヲ削ル

附則

本令ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年十月三十日内務部、支廳、支廳出張所、官公私立各學校に對する左記樺太廳訓令第二百六十二號が發せられた。これは初等普通教育のみに關することではないが便宜此處に之を述べることとする。

畏クモ

天皇陛下東京高等師範學校六十年記念式場並ニ東京文理科大學及東京高等師範學校ニ行幸アラセラレタル際文部大臣ヲ召サセラレ教育ノ任ニアルモノニ對シ

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

トノ優渥ナル勅語ヲ下シ賜ヒ其ノ嚮フヘキトコロヲ明示シ給ヘリ

聖慮深遠洵ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘス 恭ミテ按スルニ國民ノ思想ヲ健全ナラシメ國運ノ隆昌ヲ期センニハ皆其ノ根柢タル國民教育ノ力ニ俟タサルヘカラス 方今時代ノ趨向ハ國民教育ニ對シ益重要ノ意義ヲ加ヘ來リ之カ振興ヲ企

圖スルコトハ現下ノ最大急務ナリトス職ニ教育ノ任ニアルモノ殊ニ思フ此ニ致シ 聖勅ノ御趣旨ヲ奉體シ夙夜ニ省察ヲ加ヘ益智徳ノ修養ニ努メ身ヲ以テ範ヲ示シ薰染徳化ノ實ヲ擧ケ克ク其ノ職能ヲ全ウシ聖旨ノ萬一ニ應ヘ奉ラムコトヲ期スヘシ

昭和七年八月二十八日樺太廳令第二十三號を以て左の如く農業部落教育費補助規程が定められた。これは農業部落に於ける町村立小學校の教育費に對し、經常費及臨時費を補助して初等普通教育の發達を獎勵せんとする趣旨に出でたものである。

農業部落教育費補助規程左ノ通定ム

農業部落教育費補助規程

第一條 農業部落ニ於ケル公立尋常小學校ノ教育費ニ對シ拓殖上必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 前條ノ規定ニ依ル補助金ハ左ノ二種トス

一 建築費補助金

二 教育經常費補助金

第三條 建築費補助金ハ校舍及教員住宅ノ新築、増築若ハ改築費ニ對シ之ヲ交付ス

前項ノ金額ハ建築ニ要シタル費用ノ五割以内トス但シ集團殖民地ニ於ケル校舍及教員住宅ノ新築費ニ對シテハ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ

前二項ノ校舎建築費ニハ机、腰掛等ノ設備ノ費用ヲ包含ス

第四條 教育經常費補助金ハ集團殖民地ニ付之ヲ交付ス

前項ノ金額ハ集團殖民地内ニ居住シ樺太町村制施行規則第六十五條ノ二ノ規定ニ依リ戸別割ヲ賦課セラレサル者ノ子弟タル就學兒童一人ニ付十圓以内トス

第五條 町村ニ於テ建築費ノ補助ヲ受ケムトスルトキハ第一號書式ノ申請書ニ第二號書式ノ調査書ヲ添へ、教育經常費ノ補助ヲ受ケムトスルトキハ第三號書式ノ申請書ニ第四號書式ノ調査書ヲ添へ詳細理由ヲ具シ毎年四月末日迄ニ樺太廳長官ニ提出スヘシ

已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テハ前項ノ期限ヲ經過シタルモノト雖補助スルコトアルヘシ

第六條 樺太廳長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ申請者ニ對シ前條ニ規定スルモノノ外書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 町村ハ建築費ニ對スル補助ノ許可指令ヲ受ケタルトキハ二箇月以内ニ工事ニ著手シ其ノ旨樺太廳長官ニ届出ツヘシ

第八條 町村ハ校舎若ハ教員住宅ノ建築工事竣功シタルトキハ其ノ旨届出テ樺太廳長官ノ檢定ヲ受クヘシ

第九條 町村ニシテ補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ建築費ニ對シテハ第五號書式ノ請求書ニ工事決算内譯書、工事仕様書、請負契約書寫、建築平面圖及補助許可指令謄本ヲ添へ、教育經常費ニ對シテハ第六號書式ノ請求書ニ補助許可指令謄本ヲ添へ當該年度二月末日迄ニ各正副二通ヲ樺太廳長官ニ提出スヘシ

第十條 補助ノ許可ヲ受ケタル町村ニシテ本令若ハ指令條件ニ違反シタルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ補助金ヲ減

額スルコトアルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ願書提出期限ハ昭和七年度ニ限り九月末日迄トシ既ニ提出セル申請書ハ本令ニ依リ申請セルモノト看做ス
(第一號乃至第六號書式) 略

昭和七年九月二十七日勅令第二百六十二號を以て左の如く明治四十一年勅令第四十五號「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」中に改正が行はれた。これは前に述べた如く從來の學校設置區域が町村の中に編入せられ、公立小學校は町村立のものに限らるることとなつたが爲である。

明治四十一年勅令第四十五號中左ノ通改正ス

第一條中「郡長ノ職務ハ樺太廳支廳長、市町村長ノ職務ハ大正十年法律第四十七號ヲ適用セサル地域ニ在リテハ樺太廳支廳長」、「又ハ町村立小學校」、「第二十三條中市町村トアルハ大正十年法律第四十七號ヲ適用セサル地域ニ在リテハ樺太廳支廳長」及「又ハ學校設置區域」ヲ削ル

第四條 樺太公立小學校職員ノ名稱及待遇ニ關シテハ市町村立小學校長及教員名稱及待遇ニ依ル但シ同令中市町村立小學校長及教員トアルハ樺太公立小學校長及教員、市町村立小學校長及訓導トアルハ樺太公立小學校長及訓導トス

第四條ノ二 樺太公立小學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ等級配當ハ別表ニ依ル